

水質汚濁防止法のあらまし

(第6版)

環境部環境保全課

豊田市

目 次

第 1 章 水質汚濁防止法の概要（濃度規制の制度等）	
1 規制の概要	1
2 排水基準	6
3 排水基準の遵守	1 7
4 有害物質を含む水の地下浸透の禁止	1 7
5 特定施設・指定施設の設置又は変更等の届出	1 8
6 計画変更命令と改善命令等	2 0
7 排出水の汚染状態の測定等の義務	2 2
8 構造基準等の遵守の義務	2 3
9 事故時の措置	3 0
10 事業者の責務	3 1
11 その他	3 1
第 2 章 総量規制の制度	
1 総量規制の導入の経過	3 2
2 総量規制制度の仕組み	3 3
3 総量規制基準の遵守	3 7
4 汚濁負荷量の測定記録	3 8
5 汚濁負荷量測定手法の届出	4 5
6 その他	4 5
参考資料	
・水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準	5 5
・水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例	8 6
・小規模事業場等排水対策指導要領	9 6
・参考1 水質汚濁防止法	1 1 7

・参考2	豊田市の環境を守り育てる条例（抜粋）	144
・参考3	豊田市の環境を守り育てる規則（抜粋）	144
・参考4	有害物質の毒性について	146
・参考5	生活環境項目について	148

届出書記入例

・様式第1	（第3条関係）特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、 変更）届出書	149
・様式第5	（第7条関係）氏名等変更届出書	175
・様式第6	（第7条関係）特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書	176
・様式第7	（第8条関係）承継届出書	178
・様式第8	（第9条関係）水質測定記録表	180
・様式第9	（第9条の2関係）汚濁負荷量測定記録表	181
・様式第10	（第9条の2関係）汚濁負荷量測定手法届出書	182

第1章 水質汚濁防止法の概要（濃度規制の制度等）

1 規制の概要

（1）目的

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする（法第1条）。

（2）主な用語

この法律で使われている主な用語の定義は、次のとおりです（法第2条他）。

- ① 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域等及びこれらに接続する都市下水路、かんがい用水路等の公共の用に供される水域や水路
- ② 特定施設：人の健康や生活環境に被害をもたらすおそれがある汚水又は廃液を排出する施設で政令（水質汚濁防法施行令別表第1）で定められたもの

「排出」とは特定施設から系外に排出されることであって、公共用水域に排出されることではありません。

- ③ 指定地域特定施設：水質総量規制地域（伊勢湾地域）に設置される、処理対象人員が201人以上500人以下のし尿処理槽

- ④ 特定事業場：特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置している工場又は事業場

- ⑤ 指定地域内事業場：特定事業場のうち、広域的な閉鎖性水域（伊勢湾等）の水質汚濁に關係があるとして指定された地域内にある日平均排水量が50m³以上の工場・事業場

- ⑥ 貯油施設等：重油その他政令で定める油（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油）を貯蔵する貯油施設、又は油を含む水を処理する油水分離施設

- ⑦ 貯油事業場等：貯油施設等を設置する工場又は事業場

- ⑧ 排出水：特定事業場から公共用水域に排出される水

特定施設から排出される汚水又は廃液（汚水等）だけでなく、生活に伴う排水、冷却水、雨水等も含まれます。

- ⑨ 特定排出水：排出水のうち、冷却用、減圧用等の汚濁負荷量が増加しない用途のみに使われた水を除いたもの

- ⑩ 有害物質：カドミウム等、人の健康に被害を生じるおそれのある物質として、水質汚濁防法施行令第2条で定められたもの

- ⑪ 有害物質使用特定施設：有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。）

- ⑫ 有害物質使用特定事業場：有害物質使用特定施設を設置する特定事業場

- (13) 指定物質：ホルムアルデヒドなど、有害物質及び油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出することにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、水質汚濁防止法施行令第3条の3で定められたもの（表5参照）
- (14) 指定施設：有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設
- (15) 特定地下浸透水：有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むもの
- (16) 生活排水：炊事、洗濯、入浴等の人の生活に伴い公共用水域に排出されるもの

（3）水質汚濁防止法の規制を受ける事業場

- ① 特定事業場で、公共用水域に水を排出する事業場
- ② 有害物質使用特定施設を設置する事業場
- ③ 指定施設を設置する事業場
- ④ 貯油施設等を設置する事業場（事故時の措置に係る規定のみ）

（4）排出水の規制

特定施設を設置している工場又は事業場は、排出水に対して規制がかかります。法律に基づく基準には、排出水に含まれる有害物質やその他の項目の濃度を規制する排水基準（一律排水基準及び上乗せ排水基準）と化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量を規制する総量規制基準があります（法第3条、法第4条の5）。これらの基準の概要は表1のとおりです。

表1 排水基準の概要

種類	項目	適用事業場
濃度規制	有害物質 カドミウム、水銀等 28 項目	全ての特定事業場
	生活環境項目 C O D、B O D 等 15 項目	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場
	B O D、S S、油分等	日平均排水量 50m ³ 以上で既設※ ¹ の特定事業場※ ² 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る）に係る事業場で日平均排水量 20m ³ 以上で既設※ ¹ の特定事業場 全ての非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場（矢作川水域のみ）
	B O D、S S、油分等 (表において定めのない項目については、一律排水基準が適用される※ ⁴)	日平均排水量 20m ³ 以上で新設※ ³ の特定事業場※ ²
総量規制	総量規制基準	C O D、窒素含有量、りん含有量 日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場

※ 1 境川水域は昭和 47 年 3 月 31 日において、矢作川水域は昭和 48 年 3 月 31 日において現に設置
(一部の施設においては、昭和 57 年 7 月 1 日)

※ 2 一部の施設を除く

※ 3 ※ 1 以外の施設

※ 4 窒素含有量、燐含有量を除く

表 2 特定施設一覧表

特定施設

2 排水基準

特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）からの公共用水域に排出される水を排出水といいます。排水基準は、この排出水の汚染状態についての許容限度をいいます（法第3条）。

（1）環境省令で定める排水基準（一律排水基準）

排水基準は、排出水の汚染状態について排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）で定められており、全公共用水域一律で、「有害物質に係る排水基準（表3）」についてはすべての特定事業場に、「生活環境項目に係る排水基準（表4）」については日平均排水量50m³以上の特定事業場に適用されます。それゆえ、一律排水基準と呼ばれています。

図1 一律排水基準の適用

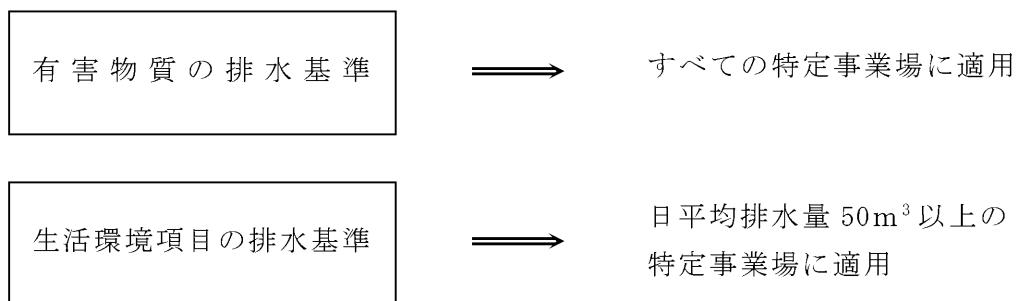


表3 有害物質に係る排水基準

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	1 Lにつきカドミウム 0.03mg
シアン化合物	1 Lにつきシアン 1 mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 Lにつき 1 mg
鉛及びその化合物	1 Lにつき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1 Lにつき六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1 Lにつき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 Lにつき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1 Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1 Lにつき 0.1mg
テトラクロロエチレン	1 Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1 Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1 Lにつき 0.02mg
1, 2-ジクロロエタン	1 Lにつき 0.04mg
1, 1-ジクロロエチレン	1 Lにつき 1mg
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 Lにつき 0.4mg
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 Lにつき 3 mg
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 Lにつき 0.06mg
1, 3-ジクロロプロパン	1 Lにつき 0.02mg
チウラム	1 Lにつき 0.06mg
シマジン	1 Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1 Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1 Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1 Lにつき 0.1mg
ほう素及びその化合物	1 Lにつき 10mg (海域以外)
ふつ素及びその化合物	1 Lにつき 8mg (海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1, 4-ジオキサン	1 Lにつき 0.5mg

備考 1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

表4 生活環境項目に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下 (海域以外)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1Lにつき160mg (日間平均120mg)
化学的酸素要求量 (COD)	1Lにつき160mg (日間平均120mg)
浮遊物質量 (SS)	1Lにつき200mg (日間平均150mg)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1Lにつき5mg
(動植物油脂類含有量)	1Lにつき30mg
フェノール類含有量	1Lにつき5mg
銅含有量	1Lにつき3mg
亜鉛含有量	1Lにつき2mg
溶解性鉄含有量	1Lにつき10mg
溶解性マンガン含有量	1Lにつき10mg
クロム含有量	1Lにつき2mg
大腸菌群数	1cm ³ につき日間平均3000個
窒素含有量	1Lにつき120mg (日間平均60mg)
燐含有量	1Lにつき16mg (日間平均8mg)
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。（日間平均とは、1日3回以上測定したときの平均値。）	
2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。	
3 BODについての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、CODについての排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用します。	
4 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。	
5 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。	
6 窒素含有量、燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用されます。（豊田市は全域が適用地域となっています。）	
当市においては、環境大臣が定める海域は伊勢湾が該当し、環境大臣が定める湖沼は黒田ダム貯水池、矢作ダム貯水池（燐含有量のみ）及び羽布ダム貯水池が該当します。	

表 5 指定物質

指定物質の種類	
ホルムアルデヒド	パラジクロロベンゼン
ヒドラジン	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリープチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
ヒドロキシルアミン	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
過酸化水素	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
塩化水素	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
水酸化ナトリウム	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル(別名イソプロベンホス又はIBP)
アクリロニトリル	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
水酸化カリウム	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ビリミジニル)(別名ダイアジノン)
アクリルアミド	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)
アクリル酸	4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)
次亜塩素酸ナトリウム	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)
二硫化炭素	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
酢酸エチル	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
メチルターシヤリープチルエーテル(別名MTBE)	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
硫酸	臭素
ホスゲン	アルミニウム及びその化合物
1, 2-ジクロロプロパン	ニッケル及びその化合物
クロルスルホン酸	モリブデン及びその化合物
塩化チオニル	アンチモン及びその化合物
クロロホルム	塩素酸及びその塩
硫酸ジメチル	臭素酸及びその塩
クロルピクリン	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル(別名ジクロルホス又はDDVP)	マンガン及びその化合物
ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフエイト(別名オキシデプロホス又はESP)	鉄及びその化合物
トルエン	銅及びその化合物
エピクロロヒドリン	亜鉛及びその化合物
スチレン	フェノール類及びその塩類
キシレン	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ(3, 3, 1, ³ 1 ⁷)デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)

表6 一律排水基準の変遷

	規制値の施行年月日	S46. 6.24~	S49. 10.30 ~	S50. 3.1~	S60. 7.15 ~	H1. 10.1 ~	H6. 2.1 ~	H13. 7.1~	H18. 12.11 ~	H23. 11.1 ~	H24. 5.25 ~	H26. 12.1 ~	H27. 10.21 ~
有害物質	カドミウム及びその化合物						0.1						0.03
	シアノ化合物						1						
	有機燐化合物(ハロゲン、ホルムアルデヒド及びEPNに限る。)						1						
	鉛及びその化合物				1						0.1		
	六価クロム化合物								0.5				
	砒素及びその化合物			0.5						0.1			
	水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物	不検出						0.005					
	アルキル水銀化合物						不検出						
	ポリ塩化ビフェニル						0.003						
	トリクロロエチレン							0.3			0.1		
	テトラクロロエチレン							0.1					
	ジクロロメタン							0.2					
	四塩化炭素							0.02					
	1, 2-ジクロロエタン							0.04					
	1, 1-ジクロロエチレン						0.2		1				
	シス-1, 2-ジクロロエチレン							0.4					
	1, 1, 1-トリクロロエタン							3					
	1, 1, 2-トリクロロエタン							0.06					
	1, 3-ジクロロプロペソ							0.02					
	チウラム							0.06					
	シマジン							0.03					
	チオベンカルブ							0.2					
	ベンゼン							0.1					
	セレン及びその化合物							0.1					
生活環境項目	ほう素及びその化合物								海域以外 10 海域 230				
	ふつ素及びその化合物								海域以外 8 海域 15				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物								100				
	1, 4-ジオキサン									0.5			
	水素イオン濃度 (pH)						海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0						
	生物化学的酸素要求量 (BOD)						160(日間平均 120)						
	化学的酸素要求量 (COD)						160(日間平均 120)						
	浮遊物質量 (SS)						200(日間平均 150)						
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)						5						
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物性油脂含有量)						30						
	フェノール類含有量						5						
	銅含有量						3						
	亜鉛含有量				5			2					
	溶解性鉄含有量						10						
	溶解性マンガン含有量						10						
	クロム含有量						2						
	弗素含有量			15					(廃止:有害物質へ)				
	大腸菌群数						日間平均 3,000 個/cm ³						
	窒素含有量						120(日間平均 60)						
	燐含有量						16(日間平均 8)						

単位: mg/L (pH及び記載がある項目を除く。)

(2) 暫定基準

○ 平成28年7月1日から平成31年6月30日まで適用

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度(mg/L)
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に関して、1Lにつきmg)	電気めつき業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30
	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40
	貴金属製造・再生業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40
	下水道業 (旅館業 (温泉 (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。) を利用するものに限る。) に属する特定事業場 (下水道法 (昭和33年法律第79号) 第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。) から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。))	50
	金属鉱業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100
	うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	140
	旅館業 (温泉を利用するものに限る。)	500
	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12
ふつ素及びその化合物 (単位 ふつ素の量に関して、1Lにつきmg)	電気めつき業 (1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15
	旅館業 (水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。) の施行の際現に湧出しているなかつた温泉を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。) を除く。以下この欄において同じ。) を利用するものであつて1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。))	30
	電気めつき業 (1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 未満であるものに限る。)	40
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。) を利用するものであつて1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。))	50
	下水道業 (下水道法施行令 (昭和34年政令第147号) 第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。)	130
	酸化コバルト製造業	160
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 アンモニア性窒素を0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1Lにつきmg)	畜産農業	600
	ジルコニウム化合物製造業	700
	モリブデン化合物製造業	1500
	バナジウム化合物製造業	1650
	貴金属製造・再生業	2900
	備考	
1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場 (法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。) が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。		

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。
$(\Sigma C_i \cdot Q_i) \div Q$
この式において、C _i 、Q _i 及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。
C _i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）
Q _i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）
Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 一日につき立方メートル）

(平成13年環境省令第21号附則別表(最終改正:平成28年6月16日))

○ 平成28年12月11日から平成33年12月10日まで適用

項目	業種	許容限度 (mg/L)
亜鉛含有量	金属鉱業 電気めっき業	
	下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	5
備考		
1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。		
2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。 $(\Sigma C_i \cdot Q_i) \div Q$ この式において、C _i 、Q _i 及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。		
C _i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値（単位 1Lにつきmg） Q _i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 1日につきm ³ ） Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 1日につきm ³ ）		

(平成18年環境省令第33号附則別表(最終改正:平成28年11月15日))

○ 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで適用

項目	業種	許容限度 (mg/L)
窒素含有量	天然ガス鉱業	160 (日間平均 150)
	畜産農業（令別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するものに限る。）	170 (日間平均 140)
	酸化コバルト製造業	400 (日間平均 120)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4250 (日間平均 3500)
燐含有量	畜産農業（令別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するものに限る。）	25 (日間平均 20)

備考

- 別表第二の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。
- この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。
- この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。
- この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。

○ 平成28年12月1日から平成31年11月30日まで適用

項目	業種	許容限度 (mg/L)
カドミウム及び その化合物	金属鉱業	0.08
備考		
中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。		

(平成26年環境省令第30号附則別表(最終改正:平成29年11月15日))

○ 平成24年5月25日から平成30年5月24日まで適用

項目	業種	許容限度 (mg/L)
1・4－ ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	6
	エチレングリコール製造業	

備考

- 1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 2 中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が○・五を超えることをいう。

$$(\Sigma C_i \cdot Q_i) \div Q$$

(この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の一・四ジオキサンによる汚染状態の通常の値 (単位 一リットルにつきミリグラム)

Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量 (単位 一日につき立方メートル)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量 (単位 一日につき立方メートル))

(平成24年環境省令第15号附則別表(最終改正:平成27年5月1日))

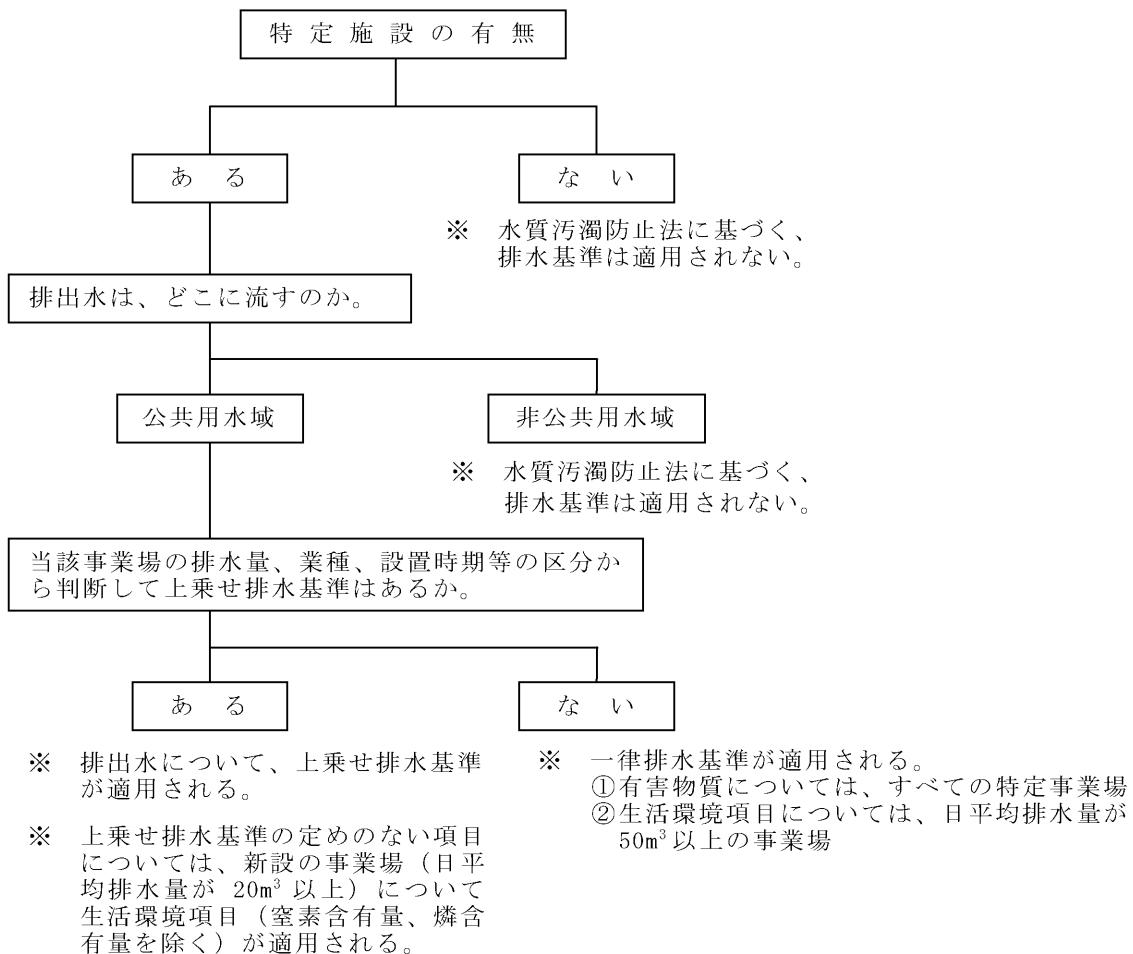
(3) 都道府県が条例で定める排水基準（上乗せ排水基準）P. 85を参照

(1) の環境省令で定める排水基準（一律排水基準）の適用では、水域の実情からみて、なお不十分な場合があります。水質汚濁防止法では、地方公共団体が国の一法律基準より厳しい基準を条例で定めることができます（法第3条第3項）。

これを上乗せ排水基準といいます。すなわち、都道府県は、公共用水域で自然的、社会的条件から判断して、一律排水基準のみでは人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、条例で上乗せ排水基準を定めることができます。

愛知県においても、県下全体を7水域——木曽川、名古屋港・庄内川等、名古屋市内、衣浦湾・境川等、矢作川、渥美湾・豊川等、天竜川水域に分け、特定事業場の新設・既設、業種の種類、排水量の規模の区分を行い、それぞれに一律排水基準より厳しい上乗せ排水基準を設けています。

図2 排水基準の適用の流れ図



○ 適用事業場

境川水域・矢作川水域

既設 日平均排水量が 50m³以上

ただし、畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る）に係る事業場については、日平均排水量 20m³以上

新設 日平均排水量が 20m³以上

※ ただし、非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場については、既設・新設、排水量に関係なく全てが対象（矢作川水域のみ）

○ 既設・新設の区分

新設 特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の工場又は事業場以外のもの

- 既設 ① 昭和 47 年 3 月 31 日において（矢作川水域は昭和 48 年 3 月 31 日）、昭和 57 年 7 月 1 日における水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第一に掲げる施設のうち
 ②に規定する施設以外の施設を現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）
 ② 昭和 57 年 12 月 31 日において、以下の施設のみを現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）

特定施設号番号	業種	改正施行令
1 の 2	畜産農業又はサービス業	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	
18 の 3	たばこ製造業	
19 リ	紡績業又は繊維製品の製造業のり抜き施設	
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業	
21 の 3	合板製造業	
21 の 4	パーティクルボード製造業	
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	昭和 56 年政令 327 号
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	昭和 56 年政令 327 号
63 の 2	空きびん卸売業	昭和 56 年政令 327 号
64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設	昭和 51 年政令 122 号
66 の 2	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）	昭和 49 年政令 363 号
68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。）	昭和 54 年政令 132 号
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）	昭和 51 年政令 122 号
69 の 3	地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）	昭和 57 年政令 157 号
70 の 2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	昭和 56 年政令 327 号
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	昭和 49 年政令 363 号
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設	昭和 54 年政令 132 号
71 の 4 イ	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しないものを除く。）をいう。）が設置するもの	昭和 56 年政令 327 号 廃掃法施行令改正（平成 9 年政令 250 号）前の施設

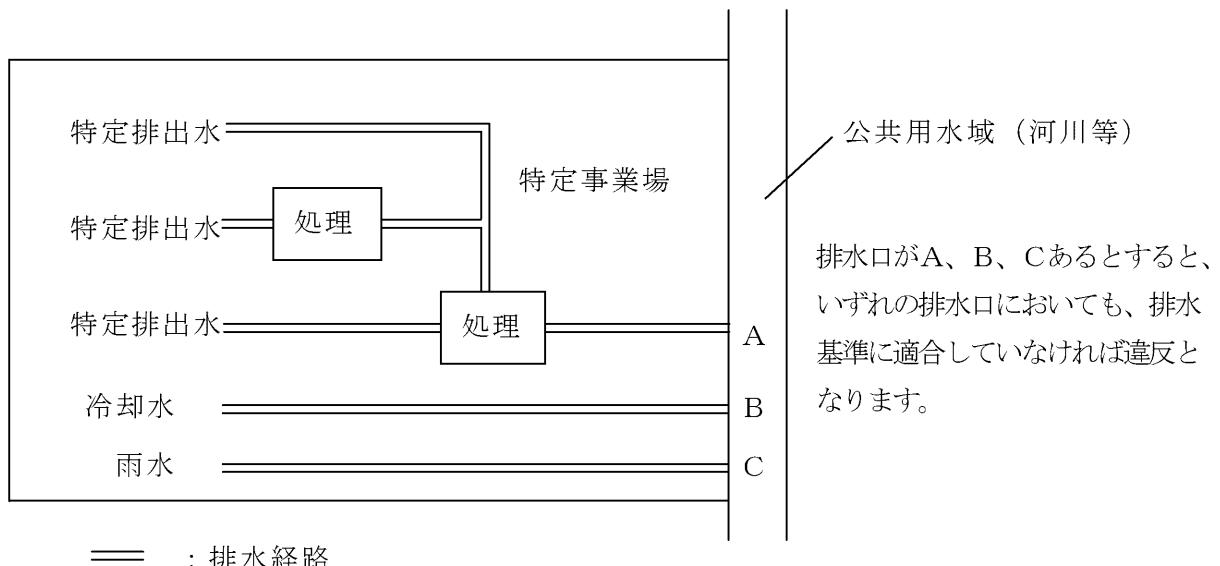
※ 昭和 58 年 1 月 1 日以降、追加された特定施設については、上乗せ排水基準は設定されていない。

特定施設 号番号	業種	改正施行令
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	平成 13 年 政令 201 号
66 の 3	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	昭和 63 年 政令 252 号
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	
66 の 5	飲食店（次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	
66 の 6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	
66 の 7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	
	指定地域特定施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽とする。）	平成 2 年 政令 266 号
71 の 3 71 の 4 イ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について（平成 9 年 9 月 30 日衛環 250 号）により対象となった施設 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について】 (1) 法第 8 条第 1 項の規定に基づき設置許可が必要なごみ処理施設及び法第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づき届出が必要なごみ処理施設は、従来一日当たりの処理能力が 5 トン以上のものとされていたところであるが、今回の改正により、焼却施設については 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積 2 m ² 以上のいずれかに該当するものを対象としたこと。 (2) 法第 15 条第 1 項の規定に基づき設置許可が必要な産業廃棄物の焼却施設は、今回の改正により、汚泥の焼却施設にあっては 1 日当たりの処理能力が 5 m ³ を超えるもの又は 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上若しくは火格子面積 2 m ² 以上のもの、廃油の焼却施設にあっては 1 日当たりの処理能力が 1 m ³ を超えるもの又は 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上若しくは火格子面積が 2 m ² 以上のもの、廃プラスチック類の焼却施設にあっては 1 日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの又は火格子面積が 2 m ² 以上のもの、その他の産業廃棄物の焼却施設にあっては 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2 m ² 以上のものと対象としたこと。	廃掃法施行 令改正（平 成 9 年政令 250 号）後対 象となった 施設
71 の 4 ロ	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設	平成 10 年 政令 173 号
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	平成 3 年 政令 240 号
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	
38 の 5 66 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	平成 24 年 政令 147 号

3 排水基準の遵守

排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならないものとされています（法第12条）。違反者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金、過失による違反者は、3か月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます（法第31条）。

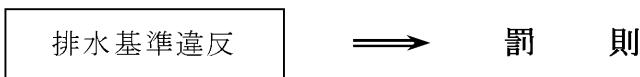
図3 排水基準の適用される場所



排水口での排水基準違反に対しては、特定事業場から公共用水域に水を排出する者に対して、直ちに罰則が適用されます。（直罰規定）

この規定は、旧水質保全法体系にはなく、本法の制定の際に導入が強く主張されたものです。

図4 基準違反に対する罰則の適用（水質汚濁防止法）



4 有害物質を含む水の地下浸透の禁止

有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、有害物質を含む（検出される）水を地下に浸透させてはならないとされています（法第12条の3）。

これは、有害物質による地下水汚染を未然に防止するための規定で、漏出等の非意図的な原因による有害物質の地下浸透に対しても、適用できることとなっています。

5 特定施設・指定施設の設置又は変更等の届出

水質汚濁防止法では、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設（以下「特定施設等」という。）の設置又は変更に当たっては、届出制が取られています。

工場又は事業場から公共用水域等に水を排出する者が、特定施設等を設置しようとするときは、環境省令により次の事項を、工事着手 60 日前までに都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）に届け出なければならないとされています。また、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするものは、公共用水域等に水を排出しない者においても、届出が必要となります。（法第 5 条）

届出した事項の変更をしようとするときは、同様に届出が必要となります（法第 7 条）。

そして、特定施設等の設置又は変更の届出をする者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置又は変更の工事等が実施できないものとされています（法第 9 条第 1 項）。これを実施の制限といいます。ただし、都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）がそれら届出の内容について相当と認めるときは、実施の制限の期間を短縮することができるものとされています（法第 9 条第 2 項）。

なお、特定施設等の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に、設置や変更の実施の制限に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられます（法第32条、法第33条）。

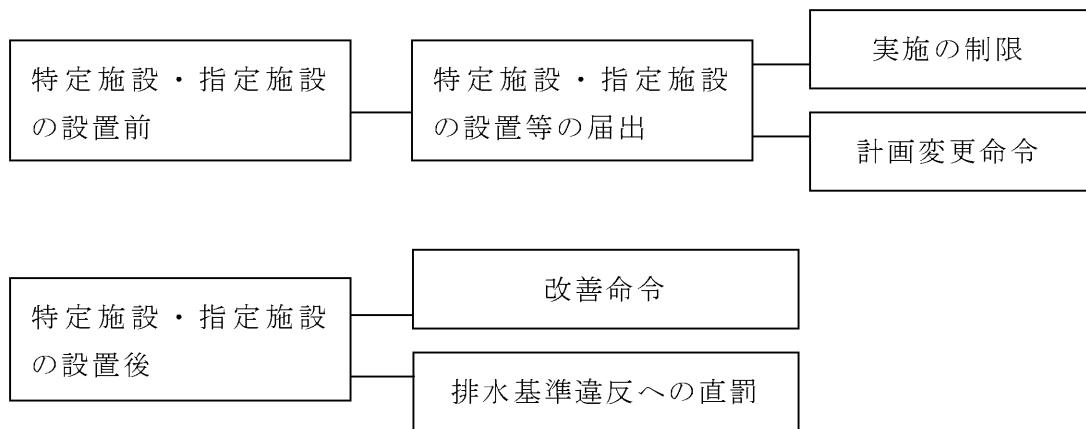
表7 水質汚濁防止法における届出一覧

届出の種類	根拠条文	届出を行う者	届出時期	備考
特定施設等の設置の届出	第5条	第1項 第2項 第3項	工場・事業場から公共用水域等に水を排出する者であって、特定施設を設置しようとする者 有害物質使用特定施設を設置する者（第1項及び第2項に規定される者を除く）又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者	届出後60日経過後に着手（第9条第1項） 計画変更命令等（第8条） 実施の制限の短縮（第9条第2項）
特定施設等の構造等の変更の届出	第7条		法第5条、第6条の届出をした者	
経過措置に伴う届出	第6条	第1項 第2項 第3項	一つの施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設として新たに指定されたとき、現にその施設を設置している者であって排出水を排出している者	当該施設が特定施設となつた日から30日以内 当該施設が特定施設となつた日から60日以内
氏名変更等又は廃止の届出	第10条		法第5条、第6条の届出をした者で、氏名の変更等が生じた者又は特定施設等を廃止した者	変更等があつた日から30日以内
承継	第11条		法第5条又は第6条の届出をした者から特定施設等を譲り受け又は借り受けた者、相続人、合併した者	承継のあつた日から30日以内
汚濁負荷量の測定方法	第14条第3項		総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者	あらかじめ
事故等の措置	第14条の2			速やかに 事故の状況及び講じた措置

6 計画変更命令と改善命令等

都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）は、工場又は事業場に対し、排水基準や構造基準を遵守させるために、計画変更命令、改善命令等の強制措置を執ることができます。

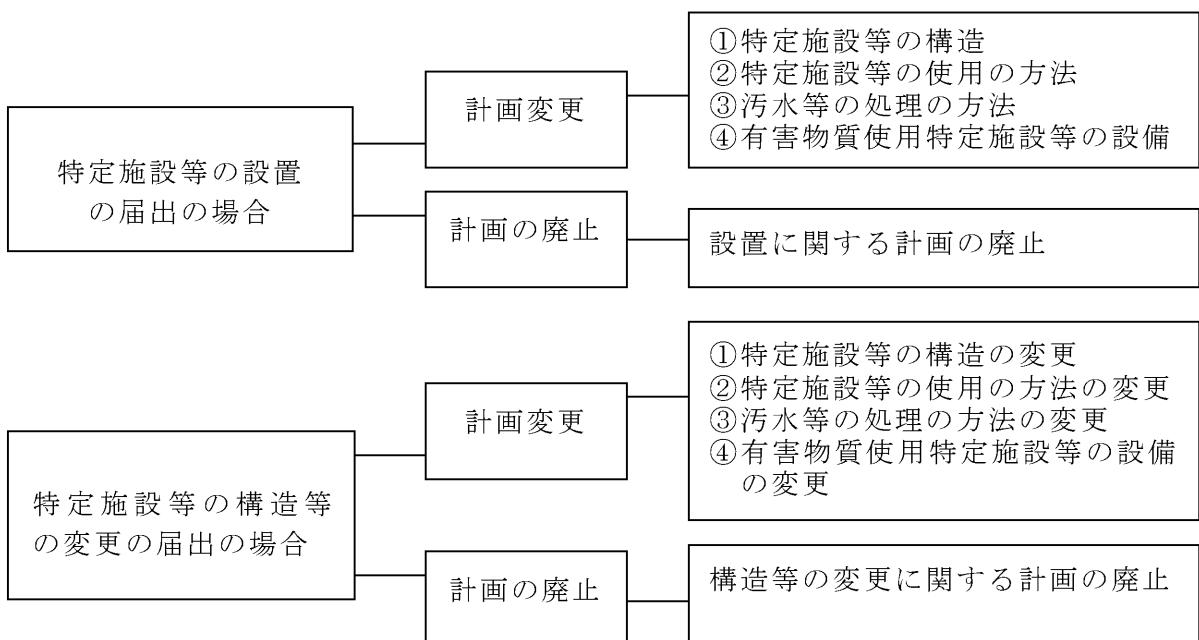
図 5 排水基準を遵守させるための措置



(1) 計画変更命令

都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）は、特定施設等の設置又は変更の届出があった場合に、その排出水の汚染状態が、当該排出口において、その排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、若しくは有害物質使用特定施設等に係る構造基準等に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、届出者に対しその届出に係る特定施設の構造等に関する計画の変更、又は届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるものとされています。 (法第8条)。

図 6 計画変更命令の内容

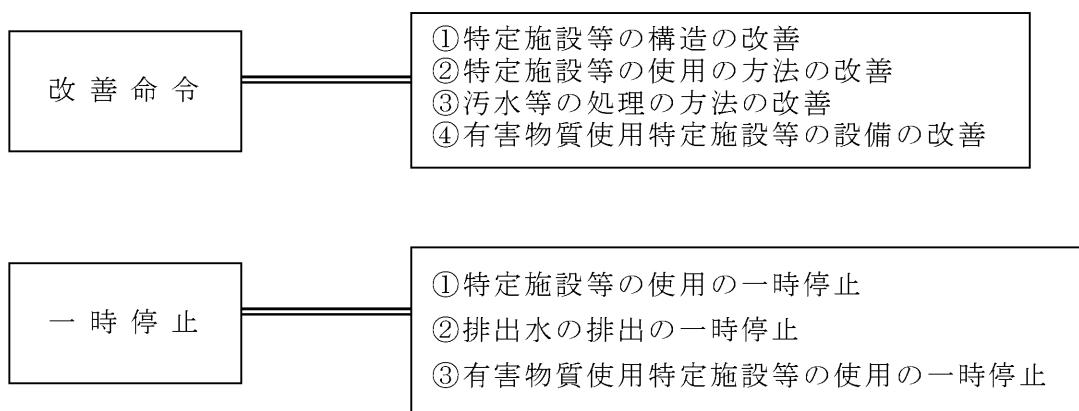


(2) 改善命令等

特定施設等が設置された後で、その施設からの排出水により水質汚濁を起こすおそれがある場合があります。このときの措置として、改善命令と使用又は排出の一時停止命令という方法があります。

都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）は、排出水を排出する者が、その汚染状態が排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとき、若しくは有害物質使用特定施設等を設置している者が構造基準等を遵守していないと認めるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができます（法第13条、法13条の3）。

図7 改善命令等の内容



(3) 罰則

これら計画変更命令及び改善命令等に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます（法第30条）。

7 排出水の汚染状態の測定等の義務

(1) 排出水の汚染状態の測定等

排出水を排出する者は、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録（（3）参照）しておかなければならぬとされています（法第14条第1項）。さらに、排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出の方法を適切にしなければならぬとされています（法第14条第4項）。

(2) 測定項目等

排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第1別紙4により届け出たものについては、1年に1回以上、その他のものについては必要に応じて測定しなければならぬとされています（規則第9条第1号）。ただし、旅館業（温泉を利用するものに限る）に属する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量並びにクロム含有量に係るものについては、3年に1回以上とされています。

また、測定のための試料は、測定しようとする排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取しなければならぬとされています（規則第9条第7号）。

(3) 測定結果の記録

測定の結果は、水質測定記録表に記録しなければならぬとされています（規則第9条第8号）。ただし、計量法107条の登録を受けた者（計量証明事業者）から、採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した計量証明書の交付を受けた場合については、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができるとされています。なお、測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は計量証明書とともに3年間保存しなければならぬとされています（規則第9条第9号）。

8 構造基準等の遵守の義務

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について有害物質を含む水の地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準*を遵守しなければならないとされています。（法第12条の4）

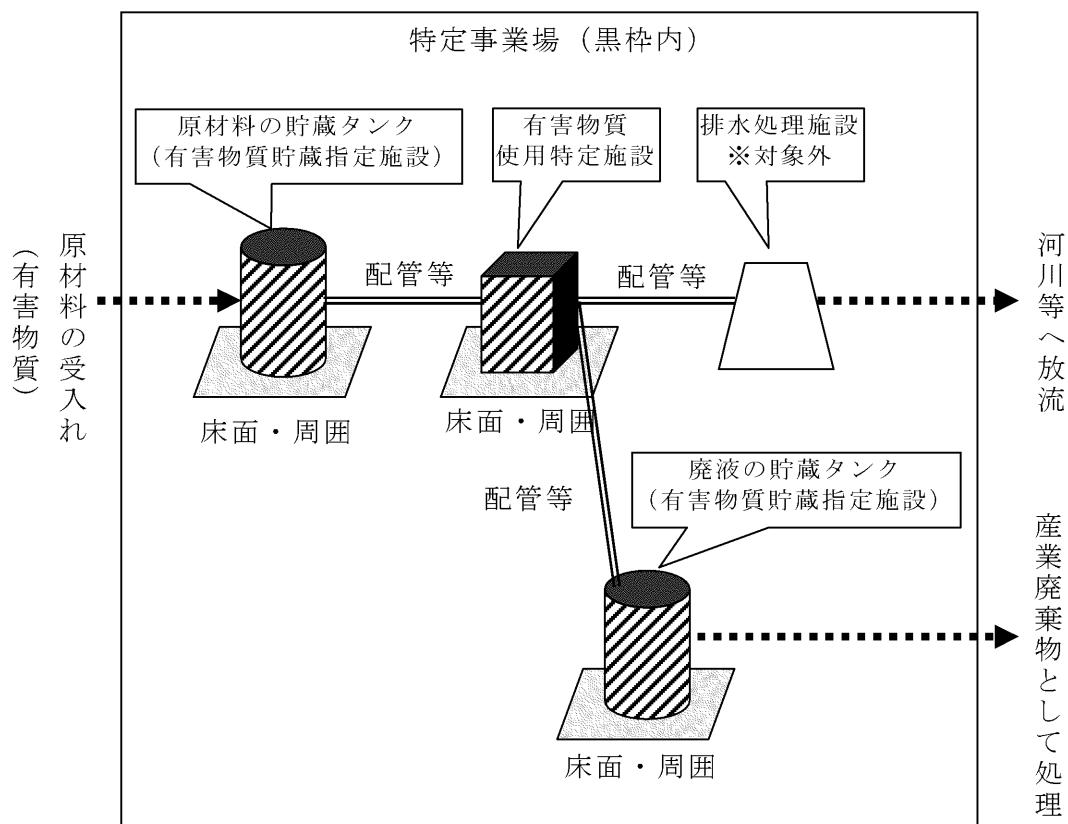
また、構造等に応じて当該施設の定期点検を実施し、その結果を記録して3年間保存しなければならないとされています。（法第14条第5項）

* 構造等に関する基準とは、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の①施設本体、②施設の設置場所の床面及び周囲、③施設本体に付帯する配管・排水溝等について定めた構造、設備及び使用の方法に関する基準です。

（1）構造等に関する基準及び定期点検の対象

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、下図に示す部分が構造等及び定期点検の対象になります。

図8 構造等に関する基準及び定期点検の対象



(2) 構造等に関する基準及び定期点検の方法

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法の概要は次表のとおりです。

なお、A基準は新設施設（平成24年6月1日以後に設置）に適用される基準、B基準は既設施設（平成24年6月1日より前に設置）でA基準に適合しないものに適用される基準、C基準は既設施設に平成24年6月1日から3年間に限り適用される基準です。

表8 構造等に関する基準及び定期点検の方法

対象	基 準 分 区	構造等に関する基準		定期点検の方法	
		内容*		項目*	頻度
床面及び周囲	A	イ 床面は、コンクリート等の不浸透性材料による構造であること ロ 床面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること ハ 防液堤、側溝（流出防止溝）、ためます若しくは受け皿（以下、「防液堤等」という。）が設置されていること	イ 床面は、コンクリート等の不浸透性材料による構造であること ロ 床面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること ハ 防液堤、側溝（流出防止溝）、ためます若しくは受け皿（以下、「防液堤等」という。）が設置されていること	① 床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無	① 1年1回以上 ② 1年1回以上
		2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
		3 床の下の構造が床面からの漏えいを目視により容易に確認できるもの		床の下への漏えいの有無	1月1回以上
	B	施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合	イ 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合 ロ 漏えい等の検知装置が適切に配置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること	① 床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無	① 1年1回以上 ② 1年1回以上
		施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合		
	C			床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	1月1回以上
施設本体 (地下貯蔵施設を除く)				a. ① 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ② 施設本体からの漏えいの有無	① 1年1回以上 ② 1年1回以上
		b. (床面及び周囲がB基準に適合する場合) ① 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ② 施設本体からの漏えい等の有無 * 目視又は漏えい等の検知装置以外の方法により点検を行う場合		① 1年1回以上 ② 1月1回以上 * 方法に応じた頻度	

対象	基準	区分	構造等に関する基準	定期点検の方法	
			内容*	項目*	頻度
配管 (地上配管)	A	1	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないものの場合は、この限りでない)	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無	① 1年1回以上 ② 1年1回以上
		2	漏えいが目視で容易に確認できるよう床面から離して設置されていること		
	B	1	漏えいが目視で確認できるように設置されていること	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無	① 6月1回以上 ② 6月1回以上
	C				
	配管 (地下配管)	1	(配管等をトレーナー内に設置している場合) イ トレーナーの底面及び側面は、コンクリート等の不浸透性材料によること ロ トレーナーの底面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 ③ トレーナーの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 1年1回以上 ② 1年1回以上 ③ 1年1回以上
		2	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないものの場合は、この限りでない)		
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	a . 配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合 ** 配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上 * 3年1回以上 ** 3年1回以上、かつ、配管等からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上
		1	トレーナー中に設置されていること	b . (配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合) 配管等からの漏えい等の有無	方法に応じた頻度
		2	配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	配管等からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
B	1			① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 ③ トレーナーの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 6月1回以上 ② 6月1回以上 ③ 6月1回以上
	2				
	3				

対象	基準	区分	構造等に関する基準	定期点検の方法	
			内容*	項目*	頻度
配管等 (地下配管)	C			配管等の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 *上記以外の同等以上の方法による場合	1年1回以上 *方法に応じた頻度
排水溝等	A	1	イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 * 排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置を講じている場合	1年1回以上 * 3年1回以上、かつ、地下への浸透の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B	1	排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	① 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ② 排水溝等からの地下への浸透の有無	① 6月1回以上 ② 1月1回以上又は有害物質の濃度の測定を3月1回以上
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	C			① 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 * 目視以外の方法による場合 ② 排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による排水溝等からの地下への浸透の有無 * ②と同等以上の効果を有する方法による場合	① 1月1回以上 * 方法に応じた頻度 ② 1年1回以上 * 方法に応じた頻度
地下貯蔵施設	A	1	イ タンク室内に設置される構造、二重殻構造等の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること ロ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること (腐食するおそれのないものは、この限りでない) ハ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	a. 貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの場合 ** 貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上 * 3年1回以上 ** 3年1回以上、かつ、貯蔵施設からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	b. (貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合) 貯蔵施設からの漏えい等の有無	方法に応じた頻度

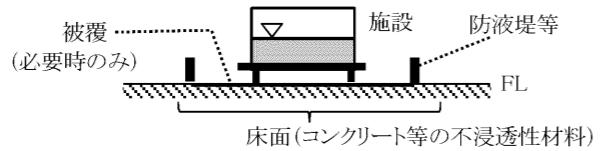
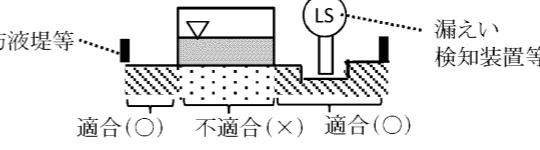
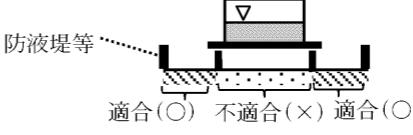
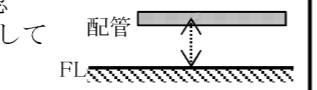
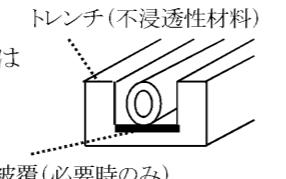
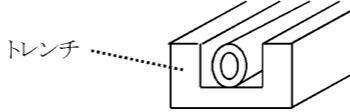
対象	基準	区分	構造等に関する基準	定期点検の方法	
			内容*	項目*	頻度
有に 害保 物る 質使 用の 特方 定法 施 設 等	A	1	<p>イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること</p> <p>ロ 貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること</p>	貯蔵施設からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上
			<p>イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること</p> <p>ロ 貯蔵施設の内部にコーティングが行われていること</p>	貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 *上記以外の同等以上の方法による場合	1年1回以上 *方法に応じた頻度
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B	2		貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 *上記以外の同等以上の方法による場合	1年1回以上 *方法に応じた頻度
	3		貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 *上記以外の同等以上の方法による場合	1年1回以上 *方法に応じた頻度	
	C			貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 *上記以外の同等以上の方法による場合	1年1回以上 *方法に応じた頻度
	A ・ B 共 通	1	<p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること</p>	管理要領からの逸脱及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年1回以上
			<p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること</p> <p>ニ イ～ハに掲げる使用の方法、点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること</p>		
	C			有害物質使用特定施設等に係る作業に伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年1回以上

* 内容、項目欄のイロハニ、①②③はすべて満足することが必要で、a b はいずれかを満足すればよいことを示します。

(3) 点検結果の記録及び保存

定期点検の結果の記録においては、①点検を行った施設②点検年月日③点検の方法及び結果④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名⑤補修その他の必要な措置を講じたときはその内容を記録することとされています。また、記録については、点検の日から3年間保存しなければならないとされています（法14条第5項）。

【参考資料】有害物質使用特定施設等における構造基準の概要（A基準、B基準のみ）

対象箇所	新設または既設対象（A基準）		既設対象（B基準）（H24.6.1より前に設置した施設）	
	構造基準	点検方法	構造基準	点検方法
床面及び周囲 A基準：①、②のいずれか B基準：①、②のいずれか	<p>① 以下の全てを満たすこと • 床面は不浸透性材料とし、必要に応じ耐薬品性及び不浸透性材質で被覆 • 防液堤、側溝、溜枠、SUS受皿又はこれらと同等以上の装置（防液堤等）を設置</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 床面のひび割れ、被覆損傷等の有無（1回／年以上） 防液堤のひび割れ等の有無（1回／年以上） 	<p>① 施設本体が床面に接し、本体の接する床面がA基準に適合しない場合において、以下の全てを満たすこと • 本体下部以外の床面及び周囲はA基準に適合 • 漏えい等検知装置又はこれと同等以上の措置</p>  <p>適合(○) 不適合(×) 適合(○)</p>	<p>◇床面及び周囲 • 床面のひび割れ、被覆損傷等の有無（1回／年以上） • 防液堤のひび割れ等の有無（1回／年以上）</p> <p>◇施設本体 • 施設本体のひび割れ、損傷等の有無（1回／年以上） • 施設本体からの漏えいの有無</p> <p>※目視又は漏えい等検知装置の場合： 1回／月以上</p> <p>※それ以外の点検：方法に応じた頻度</p>
	② ①と同等以上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 措置に応じた内容・頻度 	<p>② 施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準に適合しないが、それ以外の周囲の床面が適合すること</p>  <p>適合(○) 不適合(×) 適合(○)</p>	
「構造基準の適用が除外される場合」 ※配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等 A基準：①、②のいずれか B基準：①	<p>施設本体が設置される床の下部に、上部（天井部分等）からの漏えいを目視により容易に（日常活動の中で）確認できる場合は、基準を満たすことは要求されない。</p>		<p>FL 2F → 1F</p> <p>• 床の下への漏えいの有無の点検が必要（1回／月以上）</p>	
地上配管等※ ※配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等 A基準：①、②のいずれか B基準：①	<p>① 以下の全てを満たすこと • 漏えい防止に必要な強度を有する • 容易に劣化するおそれがない • 外面に防食措置（腐食のおそれがなければ不要）</p> <p>② 漏えいを容易に目視確認できるよう、床面から離して設置されていること</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 配管等の損傷等の有無（1回／年以上） 配管等からの漏えいの有無（1回／年以上） 	<p>① 漏えいが目視で確認できるように設置されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配管等の損傷等の有無（1回／6月以上） 配管等からの漏えいの有無（1回／6月以上）
地下配管等※ ※配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等 A基準：①～③のいずれか B基準：①～③のいずれか	<p>① 以下の全てを満たすこと • トレンチの中に設置 • トレンチ底面及び側面は不浸透性材料とし、底面は必要に応じ耐薬品性及び不浸透性材質で被覆</p>  <p>② 以下の全てを満たすこと • 漏えい防止に必要な強度を有すること • 容易に劣化するおそれがないこと（耐加重も考慮） • 外面に防食措置（腐食のおそれがなければ不要）</p> <p>③ ①、②と同等以上の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配管等の損傷等の有無（1回／年以上） 配管等からの漏えいの有無（1回／年以上） トレンチのひび割れ、被覆の損傷等の有無（1回／年以上） 	<p>① トレンチの中に設置されていること</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 配管等の損傷等の有無（1回／6月以上） 配管等からの漏えいの有無（1回／6月以上） トレンチのひび割れ、被覆の損傷等の有無（1回／6月以上）
		<ul style="list-style-type: none"> 配管等からの漏えい等の有無 <p>※圧力または水位による点検：1回／年以上 ※それ以外の点検：方法に応じた頻度 ※所定の条件を満たす場合：1回／3年</p>	<p>② 配管等からの漏えい等の検知装置又は漏えい等を確認できる措置（流量変動の計測等）が講じられていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配管等からの漏えい等の有無 1回／月以上 <p>※有害物質の濃度測定による場合： 1回／3月以上</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 措置に応じた内容・頻度 	<p>③ ①又は②と同等以上の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 措置に応じた内容・頻度

対象箇所	新設または既設対象（A基準）		既設対象（B基準）（H24.6.1より前に設置した施設）	
	構造基準	点検方法	構造基準	点検方法
排水溝※ ※排水溝、排水ます等。配管で送水される場合には、配管の基準を適用。 A基準：①、②のいずれか B基準：①、②のいずれか	① 以下の全てを満たすこと ・地下浸透防止に必要な強度を有すること ・容易に劣化するおそれがないこと ・表面を必要に応じ耐薬品性及び不浸透性材質で被覆	・排水溝等のひび割れ、被覆損傷等の有無 1回／年以上 ※地下浸透確認の措置を講じ、かつ地下 浸透の点検を1回／月（濃度測定なら 1回／3月）行う場合：1回／3年	① 排水溝等からの地下浸透の検知装置又は地下 浸透を確認できる措置（流量変動の計測等）が 講じられていること	・排水溝等のひび割れ、被覆損傷等の 有無（1回／6月以上） ・排水溝等から地下への浸透の有無 1回／月以上 ※有害物質の濃度測定による場合： 1回／3月以上
	② ①と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度	② ①と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度
地下貯蔵施設 A基準：①、②のいずれか B基準：①～③のいずれか	① 以下の全てを満たすこと ・タンク室内への設置や、二重殻構造等、 漏えい防止措置を講じた構造及び材質 ・外面に防食措置 (腐食のおそれがない場合は不要) ・有害物質を含む水の量を 確認できること	・貯蔵施設からの漏えい等の有無の確認 ※圧力または水位による点検：1回／年 以上 ※消防法第11条第5項規定の完成検査か ら15年未満のタンク：1回／3年以上 ※漏えい検知装置、漏えい確認措置等が 取られ、かつ漏えいの点検が1回／月 (濃度測定なら1回／3月)実施されて いる場合：1回／3年以上 ※それ以外の点検：方法に応じた頻度	① 以下の全てを満たすこと ・有害物質を含む水の量を確認できること ・施設からの漏えい等の検知装置又は漏えい等を 確認できる措置（流量変動の計測等）が講じら れていること ② 以下の全てを満たすこと ・有害物質を含む水の量を確認できること ・内部にコーティングがされていること	・施設からの漏えい等の有無 1回／月以上 ※有害物質の濃度測定による場合： 1回／3月以上 ・漏えい等の有無の確認 ※圧力または水位変動による点検： 1回／年以上 ※それ以外の点検：方法に応じた頻度
	② ①と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度	③ ①又は②と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度

※1：施設本体については、地下構造に関するものを除き、構造等に関する基準は規定されていない（定期点検の方法については規定されている）ことから、上表には記載していません。

※2：本資料は構造等基準についての概要を把握するためのものであり、適合の判定等、個別の事案については窓口へお問合せください。

愛知県環境部水地盤環境課 規制・土壤G作成の図表（2017.4.24改訂）

9 事故時の措置

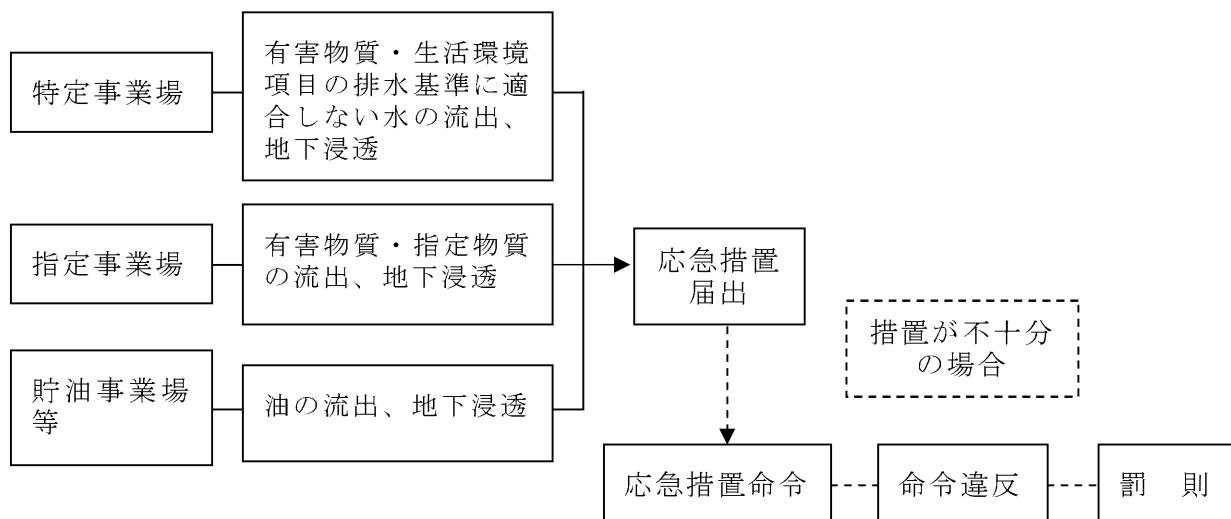
特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、事故が発生し有害物質を含む水若しくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちにその防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置について都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）に届け出なければなりません（法第14条の2第1項）。

指定事業場の設置者は、当該指定事業場において、事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下浸透したことにより人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちにその防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置について都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）に届け出なければなりません（法第14条の2第2項）。

貯油事業場等の設置者は、当該貯油事業場において、油を含む水が公共用水域へ排出され、又は地下浸透したことにより生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちにその防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置について都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）に届け出なければなりません（法第14条の2第3項）。

また、都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）は、特定事業場等の設置者がその応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、応急措置を講ずべきことを命ずることができるときとされています（法第14条の2第4項）。

図9 事故等の措置



10 事業者の責務

事業者は、この章に規定する排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようしなければならないとされています。
(法第14条の4)。

11 その他

(1) 報告及び検査

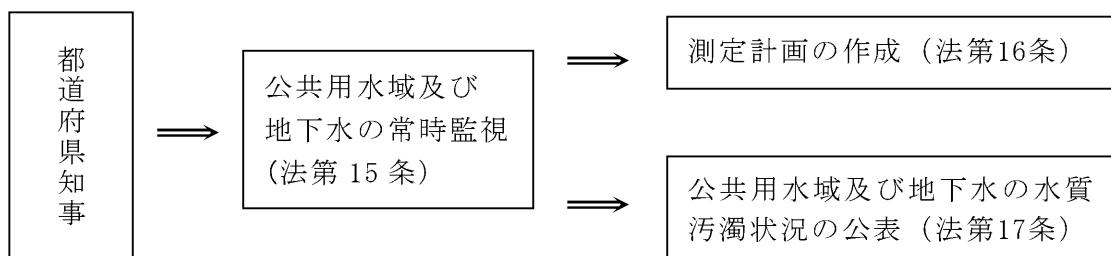
水質汚濁事故を防ぐためには、日常の調査や検査が大切です。水質汚濁防止法では、都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）が、排出水を排出する者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事故に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができます（法第22条）。

(2) 常時監視

都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）は、公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況について監視を常時行なうことを義務付けられています（法第15条）。

また、公共用水域及び地下水の水質測定がより統一的、総合的に行われるよう、毎年、測定項目、測定地点、測定方法等について測定計画を作成し、その計画による測定結果を公表することとされています（法第16条及び第17条）。

図 10 水質汚濁の状況の監視等



(3) 政令で定める市の長による事務の処理

都道府県知事の権限に属する事務のうち、届出の受理、計画変更命令、報告及び検査等に関する事務は、政令市（愛知県にあっては名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市）の長に委任されています（法第28条）。

第2章 総量規制の制度

1 総量規制の導入の経過

第1章では排水規制のうち濃度規制について説明しましたが、これは特定施設を設置している工場・事業場（特定事業場）の排水口において排水の濃度——水の汚れ具合がどれくらいかという観点から規制を行うものです。そして、公共用水域の水質を悪化させるような高い濃度の排水が排水口から排出されることを防ぐようにしています。

総量規制とは、濃度規制と異なり、汚濁の絶対量（「汚濁負荷量」といいます。）について規制を行う制度のことといいます。

水環境において大切なことは、人の活動によって排出される汚濁負荷量がどれくらいあるのか、それが自然界で浄化できる範囲の量なのかどうかということです。

伊勢湾、東京湾、瀬戸内海などの水域は、いずれも後背地に人口や産業が集中しており、しかも地形的にその周辺の大部分が陸地によって囲まれている閉鎖性水域です。人口や産業が集中することによって、発生する汚濁の量は多くなりますし、閉鎖性水域であるために汚濁物質が蓄積しやすく水質の悪化が進みやすい問題があります。

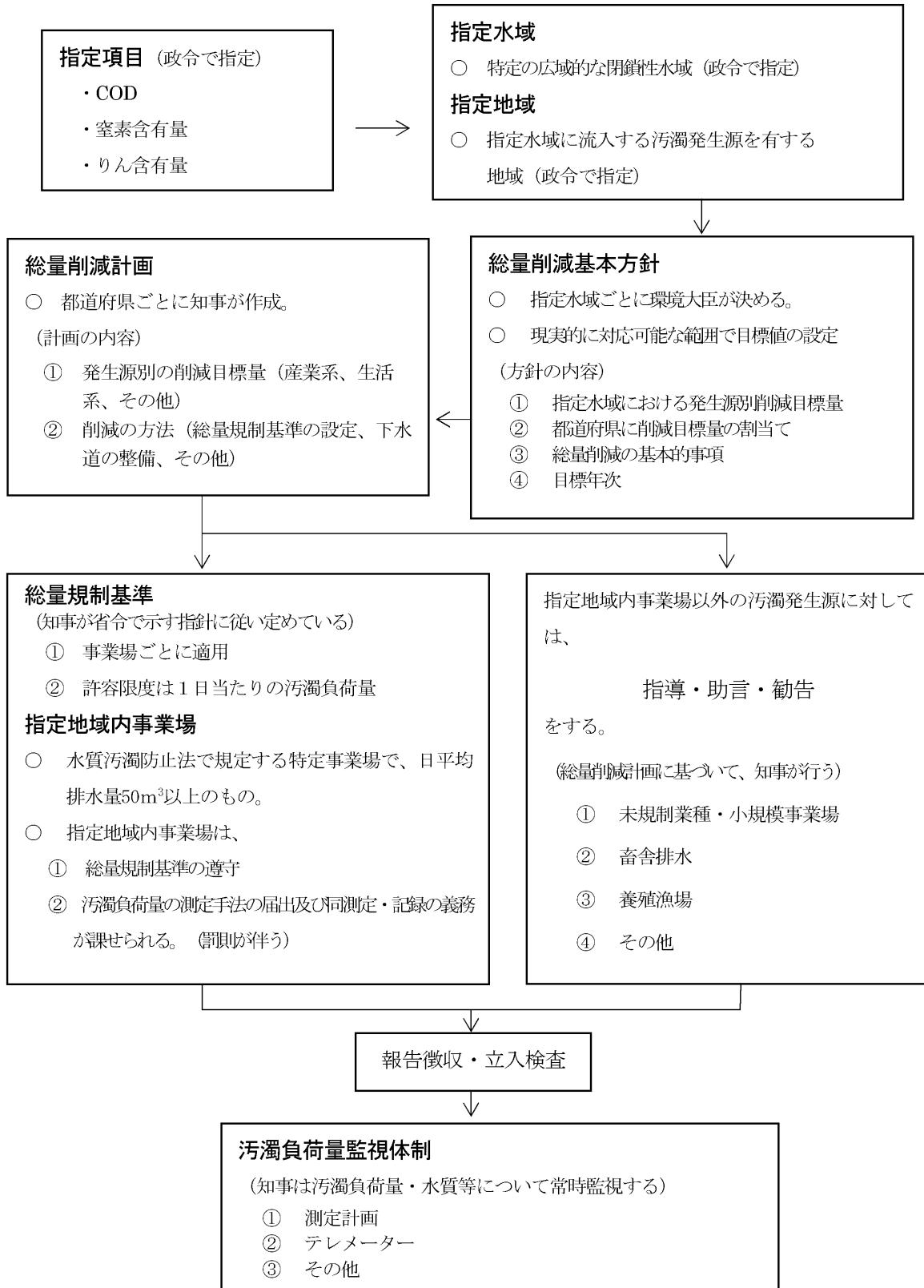
このため、これら水域においては従来の濃度規制に加えて、総量規制の方法を導入することによって、水質環境基準の維持、達成を目指して対策を進めていくことになりました。

(注) 水質環境基準：環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準をいいます。

2 総量規制制度の仕組み

総量規制制度の全体的な仕組みについては、図1のとおりです。

図1 総量規制の仕組み



(1) 指定項目

総量規制は、水の汚染状態を示す項目のうち、生活環境に係るものの中から、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量が政令によって総量削減の対象項目として指定されています。

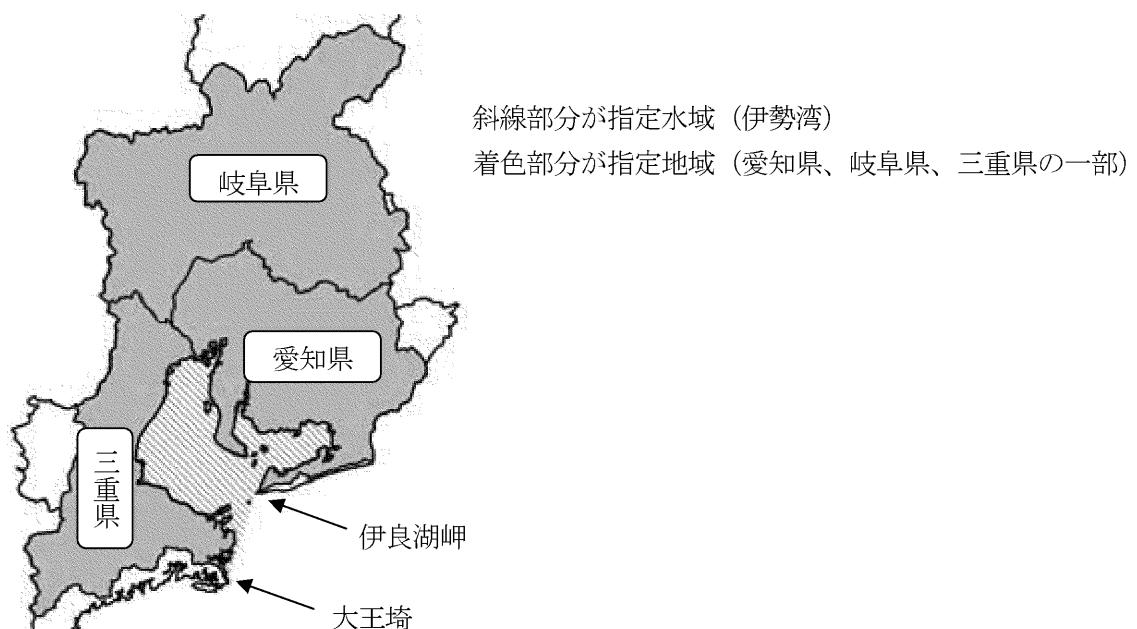
(2) 指定水域と指定地域

指定水域とは、総量規制の対象となっている水域で、人口、産業の集中等が原因となって生活排水や産業排水が大量に流入する広域の閉鎖性水域であって、これまでの排水基準だけでは環境基準を達成することが難しい水域、すなわち伊勢湾（三河湾を含む）、東京湾及び瀬戸内海の3つが指定されています。

具体的に規制が行われる指定地域は、指定された水域に流入する汚濁が発生している地域（豊田市は全域）となっています。

伊勢湾に係る水域では、図2のとおり愛知県、三重県、岐阜県の3県の関係地域が指定地域となっています。

図2 伊勢湾水質総量規制に係る指定水域及び指定地域



(3) 総量削減計画

指定地域を有する都道府県知事は、国が定めた総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定することになっています。

愛知県は、昭和 55 年度から 7 次にわたり総量削減計画等を定めて汚濁負荷の削減に取り組んできました。しかし、今後も水環境改善を進める必要があるとして、国は、平成 28 年 9 月に、平成 31 年度を目標とする第 8 次総量削減基本方針を策定し、総量規制基準の範囲（上限と下限の値）を改正しました。

このため、愛知県環境審議会への諮問・答申、総量削減計画に係る環境大臣への協議等を経て、平成 29 年 6 月 27 日付で、第 8 次水質総量削減に係る総量削減計画を策定し、総量規制基準を設定しました。

表 1 総量削減計画の経緯

	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次
目標年度	S59年度	H元年度	H6年度	H11年度	H16年度	H21年度	H26年度	H31年度
削減目標 COD	172 t / 日 ↓ 163 t / 日	163 t / 日 ↓ 153 t / 日	153 t / 日 ↓ 142 t / 日	136 t / 日 ↓ 127 t / 日	122 t / 日 ↓ 110 t / 日	104 t / 日 ↓ 93 t / 日	90 t / 日 ↓ 82 t / 日	79 t / 日 ↓ 74 t / 日
負荷量 COD (実績)	163 t / 日 (59年度)	153 t / 日 (元年度)	136 t / 日 (6年度)	122 t / 日 (11年度)	104 t / 日 (16年度)	90 t / 日 (21年度)	79 t / 日 (26年度)	—
削減目標 窒素含有量					78 t / 日 ↓ 73 t / 日	70 t / 日 ↓ 66 t / 日	63 t / 日 ↓ 62 t / 日	58 t / 日 ↓ 57 t / 日
負荷量 窒素含有量 (実績)					70 t / 日 (16年度)	63 t / 日 (21年度)	58 t / 日 (26年度)	—
削減目標 りん含有量					8.7 t / 日 ↓ 7.6 t / 日	6.1 t / 日 ↓ 5.4 t / 日	5.0 t / 日 ↓ 4.9 t / 日	4.6 t / 日 ↓ 4.4 t / 日
負荷量 りん含有量 (実績)					6.1 t / 日 (16年度)	5.0 t / 日 (21年度)	4.6 t / 日 (26年度)	—

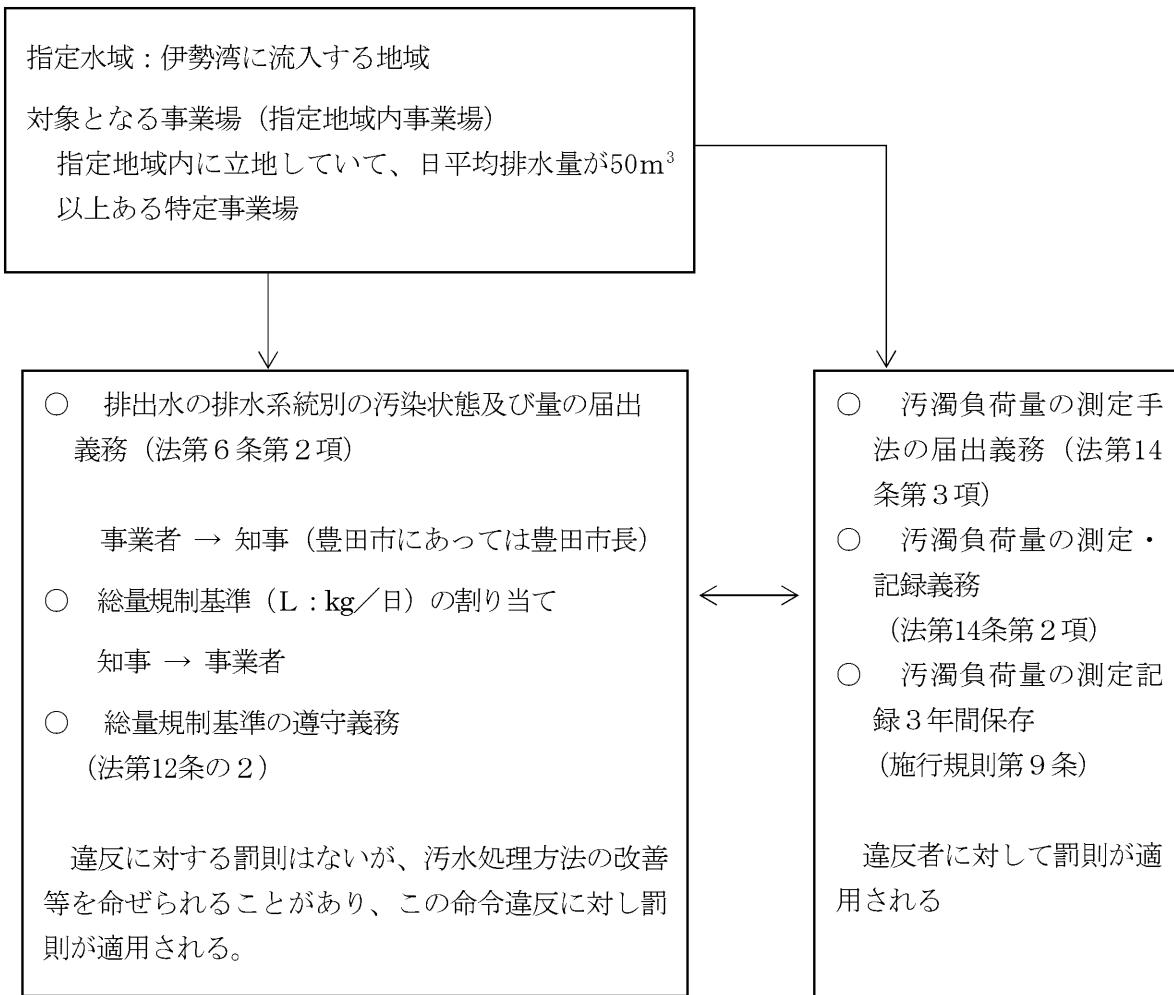
(4) 指定地域内事業場とその責務

指定地域内に立地していて、日平均排水量が50m³以上ある特定事業場を指定地域内事業場といいます。

総量規制では、指定地域内事業場に対し、次のことが義務づけられています。

- ① 各事業場ごとの総量規制基準を遵守すること。
- ② それぞれの事業場は、自ら排出する汚濁負荷量を測定し、記録すること。

図3 指定地域内事業場が行わなければならない事項



3 総量規制基準の遵守

総量規制基準は、指定地域内事業場ごとに次の算式により定められています。

$$L = C \times Q \div 1,000$$

L : 排出が許容される1日の汚濁負荷量 (kg／日)
C : 都道府県知事が指定地域内事業場の業種等の区分ごとに定める一定のCOD、
窒素含有量及びりん含有量の値 (mg／L)
Q : 特定排出水の量 (m^3 ／日)
特定排出水とは、指定地域内事業場から排出される排出水のうちで、事業活動その他の人の活動に使用された水であって、汚濁負荷量の増加するものをいいます。

(例) A事業場 (全ての排出水が同じ業種区分による特定排出水とする。)

$$C : 20 \text{ (mg/L)}$$

Q : 80 (m^3 /日) 届出の最大排水量

$$L = 20 \times 80 \div 1,000 = 1.6 \text{ (kg/day)}$$

従って、A事業場の総量規制基準——1日当たり排出することが許される汚濁負荷量は、1.6kgとなります。

そして、総量規制では、各指定地域内事業場はそれぞれに定められた総量規制基準を遵守しなければならないとされています（法第12条の2）。

4 汚濁負荷量の測定記録

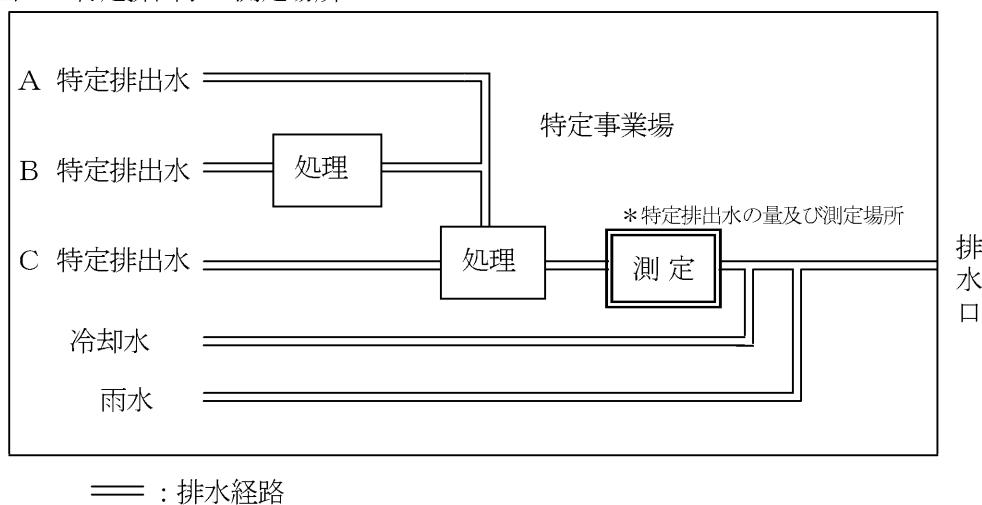
総量規制基準が適用されている指定地域内事業場においては、排出水の1日当たりの汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならぬとされています（法第14条第2項）。

そして、測定方法を具体的にどのような方法で行うかについて定めています。

(1) 測定場所

総量規制の対象となるのは特定排出水の汚濁負荷量です。従って、総量規制の対象から除外されている間接冷却水等が混入しない場所で試料を採水し、排出水の量を計測することが原則とされています。ただし、排水系統の状況により困難な場合は、排出水及び特定排出水以外の排出水を計測することにより、特定排出水の汚濁負荷量を算出することが適當とみとめられる場合は、この測定方法によることができます（(5) その他を参照）。なお、濃度規制では末端の排水口が測定場所となっています。

図4 特定排出水の測定場所



(2) 測定回数

汚濁負荷量の測定回数は、原則として指定地域内事業場の日平均排水量の規模に応じて、表2のとおりとされています。

表2 測定回数

指定地域内事業場の日平均排水量	頻度
400m ³ 以上	排水の期間中毎日
200m ³ 以上 400m ³ 未満	7日を超えない排水の期間ごとに1日以上
100m ³ 以上 200m ³ 未満	14日を超えない排水の期間ごとに1日以上
50m ³ 以上 100m ³ 未満	30日を超えない排水の期間ごとに1日以上

ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、排水の系統ごとの汚染状態及び量その他の事情により、これらの測定回数によることが困難であると認められる場合であって都道府県知事が別に排水の期間を定めたときは、当該知事が定めた排水の期間ごとに行うこととされています。

愛知県知事が定めた排水の期間はP.46のとおりです。

(3) 特定排出水のCOD、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態の計測方法

指定地域内事業場の規模に応じて、表3-1、2のとおりとされています。

表3-1 特定排出水のCODに関する汚染状態の計測方法

指定地域内 事　業　場	計　測　方　法	備　考	
日平均排水量 が400m ³ 以上	<p>① 自動的に有機性物質に関する汚染状態を計測することができる機器であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る）の汚染状態を計測し、あらかじめ当該機器による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めた換算式を用いてCODを計算することによりCODに関する汚染状態を計測する方法。</p>	必要に応じ換算式の検証を行うこと。	
	<p>①によることが技術的に適当でない場合その他①によりがたいと認められる場合は②の計測法によることができる。</p>	<p>② 指定計測法により試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法</p>	
	<p>指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量、その他の事情により①②の計測法によることが困難と認められる場合は都道府県知事の定めるところにより③又は④の計測法によることができる</p>	<p>③ 指定計測法により試料の汚染状態を計測する方法（②の方法を除く）</p> <p>④ 有機性物質に関する汚染状態を計測することができる方法により、試料の汚染状態を計測し、あらかじめ当該方法による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めた換算式を用いてCODを計算することによりCODに関する汚染状態を計測する方法（①の方法を除く）</p>	1日3回以上試料を採取すること。
日平均排水量 が400m ³ 未満	①～④のいずれかの計測法による。	①③④と同じ	
(注) 指定計測法とは、「昭和49年9月環境庁告示第64号（排水基準に係る検定方法を定める等の件）第30号に掲げる方法」をいう。			

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法 (S54. 5. 16 環境庁告示第20号 改正 H13. 6. 13 環境省告示第38号)

表3-2 特定排出水の窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態の計測方法

指定地域内 事業場	計測方法	備考
日平均排水量 が400m ³ 以上	<p>① 自動的に窒素含有量（又はりん含有量）に関する汚染状態を計測することができる機器（指定計測法と同程度の計測結果を得られる機器に限る。）であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法。</p> <p>② 指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法</p>	
	<p>③ 指定計測法により試料の汚染状態を計測する方法（②の方法を除く）</p> <p>④ 窒素含有量（又はりん含有量）に関する汚染状態を計測することができる方法（指定計測法と同程度の計測結果の得られる方法に限る。）により、試料の汚染状態を計測する方法（①の方法を除く）</p>	1日3回以上試料を採取すること。
日平均排水量 が400m ³ 未満	①～④のいずれかの計測法による。	③④と同じ
(注) 指定計測法とは、窒素含有量については「昭和49年9月環境庁告示第64号（排水基準に係る検定方法を定める等の件）第40号に掲げる方法」をいい、りん含有量については、「昭和49年9月環境庁告示第64号（排水基準に係る検定方法を定める等の件）第41号に掲げる方法」。		

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法 (H13.12.13 環境省告示第77号 改正 H16.3.18 環境省告示第13号)

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法 (H13.12.13 環境省告示第78号 改正 H16.3.18 環境省告示第14号)

(4) 特定排出水の量の計測方法

指定地域内事業場の規模に応じて、表4のとおりとされています。

表4 特定排出水の量の計測方法

指定地域内 事　業　場	計　測　方　法	
日平均排出量 が400m ³ 以上	<p>① 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法 又は、 ② 積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法。</p> <p>指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、①又は②の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより③の計測法によることができる。</p> <p>用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、①又は②の計測法により、用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて、特定排出水の量を計算することにより、特定排出水の量を計測することができる。</p>	
日平均排水量 が400m ³ 未満	<p>①②③のいずれかの計測法による。</p> <p>用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、①②③のいずれかの計測法により、用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排水の量との関係から求めた換算式を用いて、特定排水の量を計算することにより、特定排水の量を計測することができる。</p>	

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法 (S54. 5. 16 環境庁告示第 20 号 改正 H13. 6. 13 環境省告示第 38 号)

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法 (H13. 12. 13 環境省告示第 77 号 改正 H16. 3. 18 環境省告示第 13 号)

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法 (H13. 12. 13 環境省告示第 78 号 改正 H16. 3. 18 環境省告示第 14 号)

(5) その他

特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算出することが排水系統の状況により困難な場合であって、排出水及び特定排出水以外の排出水を計測することにより、特定排出水の汚濁負荷量を算出することが適當とみとめられる場合は、この測定方法によるすることができます。

表5-1 特定排出水の直接的な測定が困難な場合の排出水及び特定排出水以外の排出水のCODに関する汚染状態の計測方法

計測方法	備考
<p>① 自動的に有機性物質に関する汚染状態を計測することができる機器であつて、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの、又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る）の汚染状態を計測し、あらかじめ当該機器による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めた換算式を用いてCODを計算することによりCODに関する汚染状態を計測する方法</p> <p>又は</p> <p>② 指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る）の汚染状態を計測する方法</p>	①については、必要に応じ換算式の検証を行うこと。
<p>指定地域内事業場の規模、排出水及び特定排出水以外の排出水の汚染状態及び量、その他の事情により①②の計測法によることが困難と認められる場合は都道府県知事の定めるところにより③又は④の計測法によることができる。</p>	<p>③ 指定計測法により、試料の汚染状態を計測する方法（②の方法を除く）</p> <p>④ 有機性物質に関する汚染状態を計測することができる方法により試料の汚染状態を計測し、あらかじめ当該方法による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めた換算式を用いてCODを計算することによりCODに関する汚染状態を計測する方法（①の方法を除く）</p>

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法 (S54. 5. 16 環境庁告示第 20 号 改正 H13. 6. 13 環境省告示第 38 号)

表5-2 特定排出水の直接的な測定が困難な場合の排出水及び特定排出水以外の排出水の窒素含有量（又はりん含有量）に関する汚染状態の計測方法

計測方法	備考
<p>① 自動的に窒素含有量（又はりん含有量）に関する汚染状態を計測することができる機器（指定計測法と同程度の計測結果を得られる機器に限る）であつて、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る）の汚染状態を計測する方法</p> <p>又は</p> <p>② 指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法</p>	
<p>指定地域内事業場の規模、排出水及び特定排出水以外の排出水の汚染状態及び量、その他の事情により①②の計測法によることが困難と認められる場合は都道府県知事の定めるところにより③又は④の計測法によることができる。</p>	<p>③ 指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る）の汚染状態を計測する方法</p> <p>④ 窒素含有量（又はりん含有量）に関する汚染状態を計測することができる方法（指定計測法と同程度の計測結果の得られる方法に限る）により、試料の汚染状態を計測する方法（①の方法を除く）</p>

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法 (H13. 12. 13 環境省告示第 77 号 改正 H16. 3. 18 環境省告示第 13 号)

表5-3 特定排出水の直接的な測定が困難な場合の排出水及び特定排出水以外の排出水の量の
計測方法

計測方法	
<p>① 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法 又は、</p> <p>② 積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法。</p> <p>指定地域内事業場の規模、排出水及び特定排出水以外の排出水の汚染状態及び量その他の事情により、①又は②の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより③の計測法によることができる。</p>	<p>③ 日本工業規格K0094の8に定める方法（流量計による方法を除く）を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法（①及び②の方法を除く）</p>

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（H13.12.13 環境省告示第78号 改正 H16.3.18 環境省告示第14号）

（6）汚濁負荷量の算定方法と測定結果の記録

（1）から（4）までの方法により測定された結果から、それぞれの事業場の汚濁負荷量は、次式により算定されます。

$$L = C \times Q \div 1,000$$

L : 排出された1日の汚濁負荷量 (kg/日)

C : 測定された特定排出水のCOD、窒素含有量及びりん含有量の値 (mg/L)

Q : 測定された特定排出水の量 (m³/日)

なお、汚濁負荷量の測定結果は汚濁負荷量測定記録表により記録し、3年間保存することになっています。

5 汚濁負荷量測定手法の届出

指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、当該事業場に適した汚濁負荷量測定手法を都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）に届け出ことになっています（法第14条第3項）。

その届出の内容は、次のとおりです。

- (1) 特定排出水のCOD、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態、特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な計測方法及び計測場所。
- (2) 特定排出水の1日当たりの汚濁負荷量の算定方法。
- (3) その他汚濁負荷量の測定方法について参考となるべき事項。

また、届出に係る測定手法を変更するときも、同様に届け出なければならないとなっています。

6 その他

指定地域内事業場に対しては総量規制基準が適用されますが、その他の事業場についても行政指導により汚濁負荷量の削減を進めていくものとしています。

この行政指導には、指定地域内事業場以外の汚濁発生源に対して、都道府県知事（豊田市にあっては豊田市長）が、総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告を行うものです。（法第13条の4）

ここでいう汚濁発生源には、総量規制基準の適用を受けない特定事業場※を始め、一般家庭を含む公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出するすべての者が対象となっています。指導等の内容には、処理施設の導入、既存施設の管理の改善指導から一般家庭に対する啓発等があげられています。

※ 小規模事業場等排水対策指導要領を参照（P. 95）

水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号ただし書に規定する知事が定める排水の期間

昭和55年5月30日

告示第624号

改正 平成3年3月27日告示第288号

水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第9条の2第1項第2号ただし書の規定に基づき、同規定の測定に係る排水の期間を、別表の左欄に掲げる要件ごとに当該右欄に掲げる排水の期間のとおり定め、昭和55年7月1日から施行する。ただし、別表中4の項に掲げる排水の期間は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60日を超えない期間に限り適用するものとする。

附 則（平成3年3月27日告示第288号）

- 1 この告示は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この告示施行の際、現に設置されている処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽（設置の工事中のものを含む。）から排出される特定排出水であって、改正後の別表中第3の項に掲げる要件に該当するものにあっては、同項に掲げる排水の期間にかかわらず、平成3年9月30日までの間は、なお従前の例による。

別表

要 件		排水の期間
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合（日平均排水量が400m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。）		7日
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80%以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	日平均排水量が400m ³ 以上の指定地域内事業場	30日
	日平均排水量が400m ³ 未満の指定地域内事業場	90日
3 小規模な生活排水等であつて、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	特定施設に該当しない、し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等の生活に伴う施設から排出される特定排出水	90日
	その他の特定排出水	180日
4 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合（日平均排水量が400m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。）	日平均排水量が400m ³ 以上の指定地域内事業場	30日
	日平均排水量が400m ³ 未満の指定地域内事業場	90日
5 指定地域内事業場に特定排出水以外の排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排出水以外の排出水の汚濁負荷量の80%以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排出水以外の排出水の場合	日平均排水量が400m ³ 以上の指定地域内事業場	30日
	日平均排水量が400m ³ 未満の指定地域内事業場	90日
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合（日平均排水量が400m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。）		7日

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（S54. 5. 16 環境庁告示第 20 号 改正 S57. 3. 27 環境庁告示第 43 号 S60. 3. 19 環境庁告示第 18 号）

第1 特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法

1 日平均排水量が 400m^3 以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 (1) の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあっては、別記 1 (2) の計測法によることができるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 1 (1) 又は(2) の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 1 (3) 又は(4) の計測法によることができる。

2 日平均排水量が 400m^3 未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 のいずれかの計測法によるものとする。

第2 特定排出水の量の計測方法

1 日平均排水量が 400m^3 以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 (1) 又は(2) の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 2 (1) 又は(2) の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 2 (3) の計測法によることができる。

2 日平均排水量が 400m^3 未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 のいずれかの計測法によるものとする。

3 1 及び 2 の規定にかかわらず、用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、日平均排水量が 400m^3 以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記 2 (1) 又は(2) の計測法により、日平均排水量が 400m^3 未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては別記 2 のいずれかの計測法により用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

第3 特定排出水の汚濁負荷量の算定方法

次の算式を基本として特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法によるものとする。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

(この式において、L、C 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出される汚濁負荷量(単位 1 日につき kg)

C 特定排出水の化学的酸素要求量(単位 1 L につき mg)

Q 特定排出水の量(単位 1 日につき m^3)

第4 その他

1 特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であつて、排出水及び特定排出水以外の排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、第 3 の算定方法の例によってそれぞれの汚濁負荷量を求ることにより特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適當であると認められる場合は、この測定方法によるものとする。

2 1 に規定する測定方法による場合は、排出水及び特定排出水以外の排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測は別記 1 (1) 又は(2) の計測法により、それらの量の計測は別記 2 (1) 又は(2) の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排出水及び特定排出水以外の排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 1 (1) 若しくは(2) 又は別記 2

(1)若しくは(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、排出水及び特定排出水以外の排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測については別記1(3)又は(4)の計測法により、それらの量の計測については別記2(3)の計測法によることができる。

別記1

(1) 自動的に有機性物質に関する汚染状態を計測することができる機器であつて、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料(自動的に採取されたものに限る。)の汚染状態を計測し、あらかじめ当該機器による計測値と昭和49年9月環境庁告示第64号(排水基準に係る検定方法を定める等の件)第11号に掲げる方法(以下「指定計測法」という。)による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量を計算することにより化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法

(2) 指定計測法により、試料(自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。)の汚染状態を計測する方法

(3) 指定計測法により、試料の汚染状態を計測する方法((2)の方法を除く。)

(4) 有機性物質に関する汚染状態を計測することができる方法により、試料の汚染状態を計測し、あらかじめ当該方法による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量を計算することにより化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法((1)の方法を除く。)

備考

1 (3)又は(4)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。

2 (1)又は(4)の計測法による場合は、必要に応じ、換算式の検証を行うこと。

別記2 (昭57環庁告43・昭60環庁告18・一部改正)

(1) 流量計又は流速計であつて、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法

(2) 積算体積計であつて、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法

(3) 日本工業規格K0094の8に定める方法(流速計及び流量計による測定方法を除く。)を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法((1)及び(2)の方法を除く。)

附則

昭和57年4月1日から施行する。

昭和60年4月1日から施行する。

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法（S55.5.30告示第623号 改正H3.3.27告示第287号）

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（昭和54年環境庁告示第20号。以下「告示」という。）第1の1ただし書、第2の1ただし書、第2の3及び第4の2ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、昭和55年7月1日から施行する。ただし、別表（その1）5の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60日を超えない期間に限り適用するものとする。

附 則（平成3年3月27日告示第287号）

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

別表（その1）（告示第1の1のただし書関係）

要 件	計測法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記1(3)又は(4)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80%以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	
5 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	告示別記1(3)
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	告示別記1(3)又は(4)

別表（その2）（告示第2の1のただし書関係）

要 件	計測法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記2(3)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80%以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	

別表（その3）（告示第2の3関係）

要 件	計測法
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計測から間接的に特定排出水の量を計測した場合に、特定排出水の量を直接計測した場合と同程度の計測精度が得られると認められる特定排出水の場合	日平均排水量が400m ³ 以上の指定地域内事業場
	日平均排水量が400m ³ 未満の指定地域内事業場

別表（その4）（告示第4の2のただし書関係）

要 件	計測法			
	排出水の汚染状態	特定排出水以外の排出水の汚染状態	排出水の量	特定排出水以外の排出水の量
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記1(3) 又は(4)	告示別記1(3) 又は(4)	告示別記2(3)	告示別記2(3)
2 指定地域内事業場に特定排出水以外の排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排出水以外の排出水の汚濁負荷量の80%以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排出水以外の排出水の場合				
3 特定排出水以外の排出水の汚染状態が常に一定である場合		告示別記1(3)		
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	告示別記1(3) 又は(4)	告示別記1(3) 又は(4)	告示別記2(3)	告示別記2(3)

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法（H14. 7. 12 告示第 546 号 改正 H16. 4. 2 告示第 320 号）

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成 13 年環境省告示第 77 号。以下「告示」という。）第 1 の 1 ただし書、第 2 の 1 ただし書、第 2 の 3 及び第 4 の 2 ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表（その 1）5 の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60 日を超えない期間に限り適用するものとする。

別表（その 1）（告示第 1 の 1 のただし書関係）

要 件	計測法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 1(3)又は(4)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80%以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	
5 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	

別表（その 2）（告示第 2 の 1 のただし書関係）

要 件	計測法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 2(3)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80%以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	

別表（その 3）（告示第 2 の 3 関係）

要件	計測法
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計測から間接的に特定排出水の量を計測した場合に、特定排出水の量を直接計測した場合と同程度の計測精度が得られると認められる特定排出水の場合	告示別記 2(1)又は(2)
	告示別記 2(1)、(2)又は(3)

別表（その4）（告示第4の2のただし書関係）

要件	計測法			
	排出水の汚染状態	特定排出水以外の排出水の汚染状態	排出水の量	特定排出水以外の排出水の量
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記1(3) 又は(4)	告示別記1(3) 又は(4)	告示別記2(3)	告示別記2(3)
2 指定地域内事業場に特定排出水以外の排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排出水以外の排出水の汚濁負荷量の80%以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排出水以外の排出水の場合				
3 特定排出水以外の排出水の汚染状態が常に一定である場合				
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	告示別記1(3) 又は(4)		告示別記2(3)	告示別記2(3)

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法（H14. 7. 12 告示第 547 号 改正 H16. 4. 2 告示第 321 号）

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成 13 年環境省告示第 78 号。以下「告示」という。）第 1 の 1 ただし書、第 2 の 1 ただし書、第 2 の 3 及び第 4 の 2 ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表（その 1）5 の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60 日を超えない期間に限り適用するものとする。

別表（その 1）（告示第 1 の 1 のただし書関係）

要 件	計測法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 1(3)又は(4)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80%以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	
5 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	

別表（その 2）（告示第 2 の 1 のただし書関係）

要 件	計測法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 2(3)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80%以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	

別表（その 3）（告示第 2 の 3 関係）

要 件	計測法
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計測から間接的に特定排出水の量を計測した場合に、特定排出水の量を直接計測した場合と同程度の計測精度が得られると認められる特定排出水の場合	日平均排水量が 400m ³ 以上の指定地域内事業場 日平均排水量が 400m ³ 未満の指定地域内事業場
	告示別記 2(1)又は(2) 告示別記 2(1)、(2)又は(3)

別表（その4）（告示第4の2のただし書関係）

要 件	計測法			
	排出水の汚染状態	特定排出水以外の排出水の汚染状態	排出水の量	特定排出水以外の排出水の量
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記1(3) 又は(4)	告示別記1(3) 又は(4)	告示別記2(3)	告示別記2(3)
2 指定地域内事業場に特定排出水以外の排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排出水以外の排出水の汚濁負荷量の80%以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排出水以外の排出水の場合				
3 特定排出水以外の排出水の汚染状態が常に一定である場合				
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情があると認められる場合	告示別記1(3) 又は(4)		告示別記2(3)	告示別記2(3)

參 考 資 料

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準
(平成29年6月27日 愛知県告示第286号)

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第2号口に掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)から排出される排出水の汚濁負荷量について、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第118号(水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準)は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。)に係る次の第1項に規定するC_c並びに次の第2項に規定するC_{cj}、C_{ci}及びC_{co}に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値(同日以後に特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。)については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

この式において、L_c、C_c及びQ_cは、それぞれ次の値を表すものとする。

L _c	排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
C _c	別表の第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
Q _c	特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

(2)ア 昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。)

- イ 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。)の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。)
- ウ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。)の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。)
- エ 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。)の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。)
- オ 水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

- カ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号。以下「平成9年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- ク 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- ケ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- コ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- サ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- 2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。
- (1) $L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$
- この式において、 L_c 、 C_{c_j} 、 C_{c_i} 、 C_{c_o} 、 Q_{c_j} 、 Q_{c_i} 及び Q_{c_o} は、それぞれ次の値を表すものとする。
- L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_{c_j} 別表の第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{c_i} 別表の第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{c_o} 前項の式において用いられる C_c と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_{c_j} 平成3年7月1日 ((2)カに掲げる指定地域内事業場にあっては平成3年10月1日、(2)キに掲げる指定地域内事業場にあっては平成9年12月1日、(2)クに掲げる指定地域内事業場にあっては平成10年6月17日、(2)ケに掲げる指定地域内事業場にあっては平成12年3月1日、(2)コに掲げる指定地域内事業場にあっては平成13年7月1日、(2)サに掲げる指定地域内事業場にあっては平成24年5月25日) 以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{c_i} 昭和55年7月1日 ((2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては昭和57年7月1日、(2)ウに掲げる指定地域内事業場にあっては昭和58年1月1日、(2)エに掲げる指定地域内事業場にあっては平成元年4月1日、(2)オに掲げる指定地域内事業場にあっては平成3年4月1日) から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量。ただし、(2)カからサまでに掲げる指定地域内事業場に係る特定排出水の量を除く。（単位 1日につき立方メートル）

Q_{c_o} 特定排出水の量 (Q_{c_j} 及び Q_{c_i} を除く。)（単位 1日につき立方メートル）
- (2)ア 昭和55年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場（イからサまで及び前項(2)イからサまでに掲げるものを除く。）

- イ 昭和56年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、昭和57年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - ウ 昭和57年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、昭和58年1月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - エ 昭和63年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成元年4月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - オ 平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - カ 平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - キ 平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成9年12月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - ク 平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - ケ 平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - コ 平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
 - サ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- 3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位1リットル[につきミリグラム])		備考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	100	70	70
3	天然ガス販売業	60	60	60
4	非金属鉱業	20	20	20
5	部分内・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30
6	乳製品製造業	30	30	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は整備等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日前の特定期設に係る量」という。)にあつては、第3欄[3]の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40	30
8	水産伝説・瓶詰製造業	40	40	30
9	寒天製造業	55	55	55
10	魚肉・ソーセージ製造業	30	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	30 20
12	冷凍水産物製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	30 20
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30
15	野菜乾物・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30
16	野菜漬物製造業	40	40	30
17	味そ製造業	70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40

19	うま味調味料製造業	20	20	20
20	ソース製造業	30	30	30
21	食酢製造業	40	40	30
22	砂糖精製業	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30
24	小麦粉製造業	30	30	30
25	パン製造業	30	30	20
26	生菓子製造業	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30
28	米菓製造業	40	40	40
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30
30	植物油脂製造業	40	40	30
31	動物油脂製造業	40	40	30
32	食用油脂加工業	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母製造業	50	50	40
34	麴類(んぶん)製造業	50	50	40
35	めん類製造業	30	30	30
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30
38	あん類製造業	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20
40	そら(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るものの	30	30	30
41	清凉飲料製造業	20	20	20
42	果実酒製造業	30	30	30
43	ビール製造業	30	30	30
44	清酒製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上(工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30	30 30
45	蒸留酒・混成酒製造業	イ 日平均排水量400立方メートル以上(工場に限る。 ア 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	40 30
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20

47	配合飼料製造業	20	20	20		
48	単体飼料製造業	20	20	20		
49	有機質肥料製造業	30	20	20		
50	たばこ製造業	30	20	20		
51	生糸製造業（副収益付織練業を含む。）	30	30	30		
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものをお除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	75	75	70		
57	繊維工業で林製纖工程に係るもの	90	90	90		
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30		
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80		
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	90		
61	繊維工業で紡糸機・染色整理工程付帯加工処理工程（染色整理工程付帯加工処理工程に係るもの）に係るもの	ア イ	日平均排水量400立メートル以上の場合に限る。 日平均排水量400立メートル未満の場合に限る。	60 80	50 50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50		
63	繊維工業で織維品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80		
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60		
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40		
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40		
67	繊維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40		
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	30	30		
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40		
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又は	30	30	30	接着機洗浄水を循環するもの	

75	パーティクルボード製造業	20	20	20	20	20
76	木材薬品処理業	70	70	60	70	60
77	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で絶版バルブ製造工程に係るもの	60	60	60	60	60
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランンドバルブ製造工程、リファイナーグランドバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	50	50	50	50	50
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしセミグランドバルブ製造工程又は未さらしセミカルバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	70	70	70	70	70
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしセミグランドバルブ製造工程（前工程の未さらしセミグランドバルブ製造工程を含む。）又はさらしセミカルバルブ製造工程（前工程の未さらしセミカルバルブ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	80	80
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	60	60
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程（前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの）に係るもの	70	70	60	70	60
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	60	50
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	90	80
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	100	100	70	100	70
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランンドバルブ、リファイナーグランドバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドバルブ、リファイナーグランドバルブ又	50	40	40	50	40

109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(7) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150とする。			
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	(i) 塩素化合物触媒を用いたアセトアルデヒドの製造工程であつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。			
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	(ii) エビクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。			
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	(iii) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。			
90	手すき和紙製造業	90	90	80				
91	塗工紙製造業	20	20	20				
92	段ボール製造業	20	20	15				
93	重包装紙袋製造業	70	70	70				
94	セロファン製造業	25	25	15				
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40				
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60				
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20				
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50				
101	製版業	50	50	50				
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30				
103	複合肥料製造業	30	30	30				
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30				
105	ソーダ工業	20	20	20				
106	電炉工業	20	20	20				
107	無機類肥料製造業	20	20	20				
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	20	20	(7) 硫化鉄錆を原料とする酸化鉄（頃料を除く。）製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。			
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(i) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。			
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109	60	50	40	(ii) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。			

87	はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	30	30	20				
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40				
89	機械すき和紙製造業	60	60	60				
90	手すき和紙製造業	90	90	80				
91	塗工紙製造業	20	20	20				
92	段ボール製造業	20	20	15				
93	重包装紙袋製造業	70	70	70				
94	セロファン製造業	25	25	15				
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40				
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60				
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20				
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50				
101	製版業	50	50	50				
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30				
103	複合肥料製造業	30	30	30				
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30				
105	ソーダ工業	20	20	20				
106	電炉工業	20	20	20				
107	無機類肥料製造業	20	20	20				
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	20	20	(7) 硫化鉄錆を原料とする酸化鉄（頃料を除く。）製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。			

115	脂肪族系中間物製造業 の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	60	50	(7) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。	
(ア) 塩素化合物触媒を用いたアセトシン又はアセトアルデヒドの製造工程에서는、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。						
(イ) エビクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。						
116 メタン誘導品製造業	30	30	20			
117 発酵工業	120	110	110			
118 コールタール製品製造業	120	120	120	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。		
119 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30			
120 プラスチック製造業	30	30	30	(ア) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・ステレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。		
(イ) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。						
121 合成ゴム製造業	40	40	40	(7) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。		
(ア) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。						
122 有機化学工業製品製造業 (整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	(7) 有機ゴム製品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。		
(イ) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。						
123 レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20			
124 レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30			
125 合成繊維製造業	30	30	30	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ、60、40とする。		
126 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30			
127 石けん・合成洗剤製造業	20	10	10			
128 表面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)	40	40	40			
129 塗料製造業	40	40	40			
130 印刷インキ製造業	40	40	30			
131 医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、70とする。		
132 医薬品製剤製造業	30	30	30			
133 生物学的製剤製造業	30	30	30			
134 生糞・漢方製剤製造業	20	20	20			
135 動物用医薬品製造業	60	60	50	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。		
136 火薬製造業	20	20	20			
137 農薬製造業	30	30	20			
138 合成香料製造業	120	110	110			
139 香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	30	30	20			
140 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20			
142 ゼラチン・接着剤製造業 ((にかわ製造業を含む。))	20	20	20			
143 写真感光材料製造業	10	10	10			

144	天然樹脂製品・木材化學製品製造業	40	40	40			20	20	20		
145	イオン交換樹脂製造業	160	160	130			10	10	10	コーケス炉を有するものにはあつては、第3欄の値は、それ同様の順序に従い、40、30、30とする。	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40							
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。						
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。						
149	コーケス製造業	180	180	90							
150	石油コーケス製造業	70	70	50							
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10							
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40							
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20							
154	なめしかわ製造業	100	100	100							
155	毛皮製造業	50	50	50							
156	板ガラス製造業	10	10	10							
157	板ガラス加工業	10	10	10							
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10							
159	ガラス容器製造業	10	10	10							
160	理化学用・医療用ガラス器皿製造業	10	10	10							
161	車上用・ちゅう房用ガラス器皿製造業	10	10	10							
162	ガラス繊維（長綫維に限る。）・同製品製造業	50	50	50							
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30							
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10							
165	生コンクリート製造業	10	10	10							
166	コンクリート製品製造業	10	10	10							
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	10							
168	黒鉛電極製造業	20	20	20							
169	碎石製造業	20	20	20							
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20							
172	うわ葉製造業						20	20	20		
173	高炉による製鉄業						10	10	10	コーケス炉を有するものにはあつては、第3欄の値は、それ同様の順序に従い、40、30、30とする。	
175	フェロアロイ製造業						20	20	20		
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）						10	10	10		
178	製銅・製銅延業（電気炉（単独電気炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）						20	20	20		
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）						20	20	20		
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）						20	20	20		
181	冷間ロール成形形鋼製造業						20	20	20		
182	鋼管製造業						20	20	20		
183	伸銲業						10	10	10		
184	磨棒鋼製造業						10	10	10		
185	引抜钢管製造業						10	10	10		
186	伸線業						20	10	10		
187	ブリキ製造業						20	20	20		
188	亜鉛鉄板製造業						20	20	20		
189	めつき钢管製造業						20	20	20		
190	めつき鉄鋼線製造業						20	20	20		
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）						10	10	10		
192	鍛鋼製造業						10	10	10		
193	鍛工品製造業						15	10	10		
194	鍛鋼製造業						10	10	10		
195	純鐵鋼物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）						10	10	10		
196	鍛铁管製造業						10	10	10		
197	可鍛鐵製造業						10	10	10		
198	鍛粉製造業						10	10	10		
199	鍛鋼業 整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)						15	10	10		
200	非鉄金属製造業						20	10	10		
201	電気めつき業						40	40	40		
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）						20	10	10	電気めつき工程又は塗装工程	

144	天然樹脂製品・木材化學製品製造業	40	40	40							
145	イオン交換樹脂製造業	160	160	130							
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40							
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。						
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。						
149	コーケス製造業	180	180	90							
150	石油コーケス製造業	70	70	50							
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10							
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40							
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20							
154	なめしかわ製造業	100	100	100							
155	毛皮製造業	50	50	50							
156	板ガラス製造業	10	10	10							
157	板ガラス加工業	10	10	10							
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10							
159	ガラス容器製造業	10	10	10							
160	理化学用・医療用ガラス器皿製造業	10	10	10							
161	車上用・ちゅう房用ガラス器皿製造業	10	10	10							
162	ガラス繊維（長綫維に限る。）・同製品製造業	50	50	50							
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30							
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10							
165	生コンクリート製造業	10	10	10							
166	コンクリート製品製造業	10	10	10							
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	10							
168	黒鉛電極製造業	20	20	20							
169	碎石製造業	20	20	20							
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20							

<。)								
203 一般機器具製造業						にあつては、第3欄(2)及び(3)の値は、20とする。	ものにあつては、第3欄(1)及び(2)の値は、30とする。	
204 電子回路製造業	20	10	10	電気めつき工程又は塗装工程にあつては、第3欄(2)及び(3)の値は、それぞれ、20、15とする。	215 リネンサプライ業	40	40	30
205 電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	20	20	電気めつき工程又は塗装工程にあつては、第3欄(2)及び(3)の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20とする。	216 洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30
206 輸送用機械器具製造業	15	10	10	電気めつき工程又は塗装工程にあつては、第3欄(2)及び(3)の値は、20とする。	218 写真業(写真現像・焼付業を含む。)	60	60	60
207 精密機械器具製造業	20	10	10	電気めつき工程又は塗装工程にあつては、第3欄(2)及び(3)の値は、20とする。	219 自動車整備業	20	20	20
208 ガス製造工場	15	10	10	電気めつき工程又は塗装工程にあつては、第3欄(2)及び(3)の値は、15とする。	220 病院	30	30	30
209 下水道業 ア 活性汚泥法、標準散水ろ過法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものの(繊維工業の排水を中心として処理する公共下水道を除く。)	20	20	20	し尿浄化槽(建築基準法施行令昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	221 し尿浄化槽(建築基準法施行令昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	30	30	30
					(7) 平成18年1月31日以前に設置されたものであつて、第2欄にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、40とする。	(7) 平成18年1月31日以前に設置されたものであつて、第2欄にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、40とする。		
					(f) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあっては、第3欄の値は、40とする。	(f) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあっては、第3欄の値は、40とする。		
					(g) (7)のうち、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、40とする。	(g) (7)のうち、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、40とする。		
					(h) (7)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高密度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30とする。	(h) (7)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高密度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30とする。		
					(i) (7)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽により高密度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それ同欄の順序に従い、30、30とする。	(i) (7)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽により高密度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それ同欄の順序に従い、30、30とする。		
210 空瓶卸売業	40	40	40	イ 高速散水ろ過床法、モディファイドエアレーション法その他のこれらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの(繊維工業の排水を中心として処理する公共下水道を除く。)	222 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	50	50	40
211 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	30	30	30	ウ 繊維工業の排水を主として処理する公共下水道	223 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	50	50	40
212 弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	エ 繊維工業の排水を主として処理する公共下水道	224 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	50	40	30
213 飲食店	50	40	30	オ 平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、30とする。	225 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	50	40	30
214 宿泊業	50	40	30	カ 平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、30とする。				

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るもの）を除く。）	40	30	20	昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては、第3欄(2)の値は、40とする。
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	醸油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
227	死亡蓄貯取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	20	20	20	
232	前各項に分類されないものの ア し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう ウ房施設等生活に伴う施設に係るもの イ その他	60	40	40	
		20	20	20	

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準
(平成29年6月27日 愛知県告示第287号)

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第2号口に掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)から排出される排出水の汚濁負荷量について、窒素含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第119号(水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準)は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。)に係る次の第1項に規定するC_n並びに次の第2項に規定するC_{n i}及びC_{n o}に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値(同日以後に特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。)については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

この式において、L_n、C_n及びQ_nは、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} L_n \text{ 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)} \\ C_n \text{ 別表の第3欄(1)に掲げる窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ Q_n \text{ 特定排出水の量 (単位 1日につき立方メートル)} \end{array} \right\}$$

(2)ア 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。)

イ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_n = (C_{n i} \cdot Q_{n i} + C_{n o} \cdot Q_{n o}) \times 10^{-3}$$

この式において、L_n、C_{n i}、C_{n o}、Q_{n i}及びQ_{n o}は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} L_n \text{ 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)} \\ C_{n i} \text{ 別表の第3欄(2)に掲げる窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ C_{n o} \text{ 前項の式において用いられるC}_n \text{と同じ値 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ Q_{n i} \text{ 平成14年10月1日 ((2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては、平成24年5月25日) 以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 1日につき立方メートル)} \\ Q_{n o} \text{ 特定排出水の量 (Q}_{n i}\text{を除く。) (単位 1日につき立方メートル)} \end{array} \right\}$$

(2)ア 平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場(イ及び前項(2)イに掲げるものを除く。)

- イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- 3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理番号	業種その他の区分	審査含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		備考
		(1)	(2)	
2 畜産農業		120	70	総面積が50平方メートル以上の豚房施設を有するものにあっては、第3欄(1)の値は、200とする。
3 天然ガス鉱業		60	60	
4 非金属鉱業	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	35	25
5 乳製品製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15	
6 乳製品製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15	
7 畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		30	10	
8 水産缶詰・瓶詰製造業		20	10	
9 寒天製造業		20	10	
10 魚肉ハム・ソーセージ製造業		20	10	
11 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	25	20	
12 冷凍水産物製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	45	10	
13 冷凍水産食料品製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	45	30	
14 水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩漬け品製造業を含む。)				ア 日平均排水量400立方メートル以下の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
15 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業				ア 日平均排水量400立方メートル以下の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
16 野菜漬物製造業				ア 日平均排水量400立方メートル以下の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
17 味噌製造業				ア 日平均排水量400立方メートル以下の工場に限る。
18 しょう油・食用アミノ酸製造業				ア 日平均排水量400立方メートル以下の工場に限る。
19 うま味調味料製造業				ア 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
20 ソース製造業				ア 日平均排水量400立方メートル以下の工場に限る。
21 食酢製造業				ア 日平均排水量400立方メートル以下の工場に限る。
22 砂糖精製業				ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
23 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業				ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。
24 小麦粉製造業				イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。

25	パン製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 15		40 そうち(物) 菓子製造業のうち煮豆の製造に係るもの	ア 日平均排水水量400立方メートル以上の工場に限る。	ア 日平均排水水量400立方メートル以上の工場に限る。	20 10
26	生菓子製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 10		41 清涼飲料製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 10
27	ビスケット類・干菓子製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15 10		42 果実酒製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15 10
28	米菓製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15 10		43 ビール製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 10
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)		20 10		44 清酒製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 15
30	植物油脂製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	10 10		45 蒸留酒・混成酒製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15 10
31	動物油脂製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 10		46 インスタントコーヒー製造業		ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	20 15
32	食用油脂加工業				47 配合飼料製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15 10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		15 10		48 単体飼料製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 15
34	穀類んぶん製造業		20 15		49 有機質肥料製造業	ア 日平均排水水量400立方メートル以上の工場に限る。	イ 日平均排水水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 15
35	あん類製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 15					
37	豆腐・油揚製造業		30 20					
38	あん類製造業		20 15					
39	冷凍調理食品製造業		25 10					

			限る。	
		イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	30 20
50	たばこ製造業			20 10
51	生糸製造業（副収益精練業を含む。）			20 10
55	織維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の織維製品に係るものと除く。以下同じ。）で繊毛工程に係るもの			20 10
57	織維工業で構製織工程に係るもの			15 10
58	織維工業で毛織物 機械染色整理工程 (のり抜き、精練 漂白、シルケット 加工その他の染色 整理工程に付帯し て行われる加工處 理工程（以下「染 色整理工程付帯加 工処理工程」とい う。）を含む。)に 係るもの	ア イ	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15 10
59	織維工業で織物機 械染色整理工程 (染色整理工程付 帯加工工程を含む。)に係るもの (前項に掲げるも のを除く。)	ア イ	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 15
60	織維工業で織物手加工染色整理工程（染色整 理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			20 10
61	織維工業で紡糸織 維・糸染色整理工 程（染色整理工程 付帯加工工程を 含む。）に係るもの	ア イ	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 10
62	織維工業でニット・レース染色整理工程（染 色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係 るもの			10 10
63	織維工業で織維 品染色整理工程 （染色整理工程付 帯加工工程を含 む。）に係るもの	ア イ	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20 10

64	織維工業で不織布製造工程に係るもの		20	15	
65	織維工業でフェルト製造工程に係るもの		15	10	
66	織維工業で上塗りア ーメートル以上上の工場に した織物及び防水 した織物製造工程 に係るもの	ア イ	日平均排水量400立方メートル以上の工場に 限る。 日平均排水量400立方メートル未満の工場に 限る。	20 10	
67	織維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの		20	10	
68	織維工業（整理番号55の項から前項までに掲 げるものを除く。）		20	15	
69	一般製材業又は木材チップ製造業		20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はペー ティックルボード製造業		10	10	
75	木材製品処理業		20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 溶解パルプ製造工程に係るもの		10	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で サルファイトパルプ製造工程に係るもの		10	10	
78	グランドパルプ製造工程、リフィナージュ グランドパルプ製造工程又はサーキュカルパ ルプ製造工程に係るもの		10	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 未さらしあミクミカルパルプ製造工程又は未 さらしあミクミカルパルプ製造工程に係るも の（次項に掲げるものを除く。）		10	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 未さらしあミクミカルパルプ製造工程（前工程 の未さらしあミクミカルパルプ製造工程を含 む。）又はさらしあミクミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらしあミクミカルパルプ製造 工程を含む。)に係るもの		10	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造工程で 未さらしあクラフトパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)		10	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 未さらしあクラフトパルプ製造工程（前工程の未 さらしあクラフトパルプ製造工程を含む。）に係 るもの		10	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)		15	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 古紙を原料とし脱イソキ又は漂白を行うパル プ		10	10	

	ア製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの			欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	10	10	(イ) 尿素製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700とする。
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リフィニアーグランドバルブ又はサモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドバルブ、リフィニアーグランドバルブ又はサモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	10	10	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	10	10	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	10	10	(ウ) バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
89	機械すき和紙製造業	10	10	(エ) モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
90	手すき和紙製造業	10	10	(オ) イシトリウム酸化物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
91	塗工紙製造業	10	10	(カ) 酸化ジルコニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
92	段ボール製造業	10	10	(キ) 壊素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第3
93	重包装紙袋製造業	10	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものと同一の出版物を販売するものを含む。）	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	25	15 新聞その他の出版物を印刷するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。
101	製版業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	20	15
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10 (7) アンモニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (イ) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3	

		3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。		又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物 製造工程に係るもの	15 10 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。	121 合成ゴム製造業	15 10 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、35とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15 10 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあっても、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。	122 有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	20 10 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、75、35とする。 (f) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄(2)の値は、15とする。 (g) メラミン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。 (h) 化学塗泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、15とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製 造工程に係るもの	15 10 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、15とする。		
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工 程に係るもの	15 10 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、15とする。		
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製 品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式 中間物・合成染料・有機顔料製造工程及び プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除 く。）に係るもの	15 10 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあっても、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。		
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項 から前項までに掲げるものを除く。）	15 10 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、20とする。 (j) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、300とする。	123 レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨン の製造に係るもの	10 10
115	脂肪族系中間物製造業	20 15 (j) 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、20とする。 (k) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、300とする。	124 レーヨン・アセテート製造業のうちアセテー トの製造に係るもの	15 10
			125 合成繊維製造業	15 10 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、45とする。
116	メタン誘導品製造業	15 10	126 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	10 10
117	癸酇工業	20 20	127 石けん・合成洗剤製造業	20 15
118	コールタル製品製造業	330 170	128 界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除 く。）	20 15
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20 15 硝素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、35とする。	129 塗料製造業	20 15
120	プラスチック製造業	20 15 硝素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、	130 印刷インキ製造業	15 10 医薬品原薬・製剤製造業
			131 医薬品原薬・製剤製造業	20 10 医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、

		それぞれ同欄の順序に従 い、25、20とする。		
132	医薬品製剤製造業	20	10	
133	生物学的製剤製造業	10	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	20	15	
136	火薬類製造業	20	15	
137	農業製造業	20	15	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
140	化粧品・磨・その他の化粧用調製品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤 ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	15	10	にかわ製造業にあつては、 第3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、15、10と する。
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	10	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業(整理番 号102の項から前 項までに掲げるも のを除く。)	15	10	
	ア 日平均排水量400立方 メートル以上上の工場に 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	10	
147	石油精製業	20	15	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
149	コードレス製造業	500	320	
150	石油コード製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型洗浄工程 に係るもの	10	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除 く。)	20	15	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	10	10	
156	板ガラス製造業	15	10	
157	板ガラス加工業	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から 前項までに掲げるものを除く。)	10	10	
165	生コングリート製造業	10	10	
166	コンクリート製品製造業	15	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを 除く。)	20	15	
168	黒鉛電極製造業	10	10	
169	碎石製造業	10	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
172	うわ薬製造業	15	10	
173	高炉による製鉄業	20	10	(7) 製鋼圧延を行わない、 高炉による製鉄業にあ つては、第3欄[1]の値 は、10とする。 (i) コークス製造工程に あっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序 に従い、600、400とする。 (j) ステンレス硝酸洗浄 工程を有するものにあ つては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを 除く。)	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるもの に限る。)	15	10	ステンレス硝酸洗浄工程を 有するものにあつては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす る。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項 に掲げるものを除く。)	20	15	ステンレス硝酸洗浄工程を 有するものにあつては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす る。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項 に掲げるものを除く。)	10	10	ステンレス硝酸洗浄工程を 有するものにあつては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす る。
181	冷間ロール成形形鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸洗浄工程を 有するものにあつては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす る。

	るものを除く。)			有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182 鋼管製造業	15 10	ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。	200 非鉄金属製造業	15 10
183 伸銲業	10 10	ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。	201 電気めつき業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
184 磨棒鋼製造業	10 10	ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。	202 金属製品製造業 (前項に掲げるもののを除く。)	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
185 引抜钢管製造業	15 10	ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。	203 一般機械器具製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
186 伸線業	20 15	ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。	204 電子回路製造業	15 10
187 ブリキ製造業	10 10		205 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く。)	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
188 亜鉛鉄板製造業	10 10		191 表面処理鋼材製造業 (整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。
189 めつき鋼管製造業	20 15		192 鍛鋼製造業	ア 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
190 めつき鉄鋼機械製造業	15 10	ステンレス硝酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。	193 鍛工品製造業	15 10
191 表面処理鋼材製造業 (次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10 10		194 鋳鋼製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。
192 鍛鋼製造業	10 10		195 鋆鐵鋼物製造業 (次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
193 鍛工品製造業	15 10		196 鋆鐵管製造業	15 10
194 鋳鋼製造業	20 15		197 可鍛鋳鐵製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。
195 鋆鐵鋼物製造業 (次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	15 10		198 鉄粉製造業	イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。
196 鋆鐵管製造業	10 10		199 鉄鋼業 (整理番号173の項から前項までに掲げ	15 10
197 可鍛鋳鐵製造業	10 10			
198 鉄粉製造業	10 10	ステンレス硝酸洗浄工程を		
199 鉄鋼業 (整理番号173の項から前項までに掲げ	20 15			

207	精密機械器具製造業	限る。	欄の順序に従い、30、20とする。				
208	ガス製造工場	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	15 10 時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては、第3欄の値は、30とする。				
209	下水道業	ア 日平均排水量30,000立方メートル以上ものの工場に限る。 イ 日平均排水量30,000立方メートル未満のものに限る。	20 15 (7) 標準活性汚泥法その他の窒素を除去できる方法により下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する污水を多量に受け入れて処理するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。 (8) 高濃度の窒素を含有する污水を多量に受け入れて処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。				
210	空瓶倒売業		20 10				
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)		25 15				
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		25 10				
213	飲食店		25 10				
214	宿泊業		25 15				
215	リネンサプライ業		20 15				
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		20 15				
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)		20 15				
219	自動車整備業		25 20				
220	病院		25 20				
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が30人以上ものに限る。)		40 30 第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。				

222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)		40 30 第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。				
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものと除く。)		40 30 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法により高濃度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。				
224	ごみ処理業		25 20				
225	廃油処理業		20 15				
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるもののを除く。)	ア 日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	40 30				
227	死亡慰霊取扱業		25 20				
228	と畜場	ア 日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	25 15				
229	中央卸売市場		20 15				
230	地方卸売市場		25 15				
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年總理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)		25 15				
232	前各項に分類されないもののうちのア し尿浄化槽(處理対象人員が200人以下のもの) イ 施設等生活に伴う施	40 30					

		設に係るもの
イ	その他	20 15

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準

(平成29年6月27日 愛知県告示第288号)

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号口に掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、りん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第120号（水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準）は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。）に係る次の第1項に規定するC_p並びに次の第2項に規定するC_{p i}及びC_{p o}に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値（同日以後に特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。）については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

この式において、L_p、C_p及びQ_pは、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} L_p \text{ 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)} \\ C_p \text{ 別表の第3欄(1)に掲げるりん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ Q_p \text{ 特定排出水の量 (単位 1日につき立方メートル)} \end{array} \right\}$$

(2)ア 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。）

イ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。

$$(1) L_p = (C_{p i} \cdot Q_{p i} + C_{p o} \cdot Q_{p o}) \times 10^{-3}$$

この式において、L_p、C_{p i}、C_{p o}、Q_{p i}及びQ_{p o}は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} L_p \text{ 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 1日につきキログラム)} \\ C_{p i} \text{ 別表の第3欄(2)に掲げるりん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ C_{p o} \text{ 前項の式において用いられるC_pと同じ値 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ Q_{p i} \text{ 平成14年10月1日 ((2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては、平成24年5月25日) 以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (単位 1日につき立方メートル)} \\ Q_{p o} \text{ 特定排出水の量 (Q_{p i}を除く。) (単位 1日につき立方メートル)} \end{array} \right\}$$

(2)ア 平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場（イ及び前項(2)イに掲げるものを除く。）

- イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- 3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量とする。

別表

整理番号	業種その他の区分	りん／含有量 (単位1リッ トルにつきミ リグラム)		備 考	
		(1)	(2)		
2 畜産農業		36	9	総面積が50平方メートル以上 の豚房施設を有するもの にあつても、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 36、9とする。	
3 天然ガス缶業		1	1		
4 非金属鉱業		1	1		
5 部分肉・冷凍肉製 造業又は肉加工 品製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	4	3		
	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	8	4		
6 乳製品製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	5	3.5		
	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	6	3.5		
7 畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除 く。)		8	4		
8 水産缶詰・瓶詰製造業		3	1		
9 寒天製造業		3	1.5		
10 魚肉ハム・ソーセージ製造業		3	1.5		
11 水産練製品製造 業(前項に掲げる ものを除く。)	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	4	3		
	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	4	3.5		
12 冷凍水産物製造 業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	6	4.5		
	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	8	5.5		
13 冷凍水産食品製 造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	6	4.5		
	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	8	6		

14 水造食料品製造 業(整理番号8の 項から前項まで に掲げるものを 除き、魚介類塩 干・缶詰品製造業 を含む。)	ア 日平均排水水量400立方 メートル以上の工場に 限る。				
15 野菜缶詰・果実缶 品製造業	ア 日平均排水水量400立方 メートル以上の工場に 限る。				
	イ 日平均排水水量400立方 メートル未満の工場に 限る。				
16 野菜漬物製造業	ア 日平均排水水量400立方 メートル以上の工場に 限る。				
	イ 日平均排水水量400立方 メートル未満の工場に 限る。				
17 味噌製造業	ア 日平均排水水量400立方 メートル以上の工場に 限る。				
	イ 日平均排水水量400立方 メートル未満の工場に 限る。				
18 しょう油・食用アミノ酸製造業	ア 日平均排水水量400立方 メートル以上の工場に 限る。				
	イ 日平均排水水量400立方 メートル未満の工場に 限る。				
19 うまい味調味料製造業	ア 日平均排水水量400立方 メートル以上の工場に 限る。				
	イ 日平均排水水量400立方 メートル未満の工場に 限る。				
20 ソース製造業	ア 日平均排水水量400立方 メートル以上の工場に 限る。				
	イ 日平均排水水量400立方 メートル未満の工場に 限る。				
21 食酢製造業					
22 砂糖精製業					
23 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業					
24 小麦粉製造業					
25 ベン製造業	ア 日平均排水水量400立方 メートル以上の工場に 限る。				
	イ 日平均排水水量400立方 メートル未満の工場に 限る。				
26 生菓子製造業					
27 ビスケット類・干菓子製造業					

28	米菓製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	3	2		メートル未満の工場に 限る。
29	パン・菓子製造業 (整理番号25の 項から前項まで に掲げるものを 除く。)	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。 ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	4	2.5		
30	植物油脂製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上上の工場に 限る。	4	1.5	米糠を原料として使用する ものにあつては、第3欄の直 は、それ同様の順序に從 う、4、1とする。	
31	動物油脂製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル以上上の工場に 限る。	5	2		
32	食用油脂加工業	ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	2	2		
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造 業	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	6	4.5		
34	穀類でんぶん製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上上の工場に 限る。	4	3		
35	めん類製造業	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	4	2		
37	豆腐・油揚製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上上の工場に 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	4	4		
38	あん類製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	6	2.5		
39	冷凍調理食製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上上の工場に 限る。	6	4		
40	そゝ(物) 菓製造 業のうち着豆の 製造に係るもの	ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。 イ 日平均排水量400立方	4	3		
41	清凉飲料製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	4	1.5		
42	果実酒製造業	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。			1.5	1.5
43	ビール製造業				4	2.5
44	清酒製造業				4	1.5
45	蒸留酒・混成酒製造業				4	1.5
46	インスタントコーヒー製造業				2.5	1
47	配合飼料製造業				2	1
48	単体飼料製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。			3.5	1.5
49	有機質肥料製造 業	ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。			3.5	2
50	たばこ製造業				2	1
51	生糸製造業	ア (副)蚕絲精練業を含む。)			2	1
55	繊維工業	イ (整理番号51の項に掲げるもの及び 衣服その他繊維製品に係るものと除く。以 下同じ。) で整毛工程に係るもの ア (整理番号51の項に掲げるもの と同一の) で整毛工程に係るもの			2	1
57	繊維工業	ア (整理番号51の項に係るもの と同一の) で整毛工程に係るもの			2	1
58	繊維工業で毛織 物機械染色整理 工程(のり抜き、 精練漂白、シルゲ ット加工その他 の染色整理工程 に付帶して行わ れる加工)處理工 程(以下「染色整 理工程付帶加工 處理工程」とい う。)を含むもの	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。			1	1
59	繊維工業	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。			2	1

28	米菓製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	3	2		
29	パン・菓子製造業 (整理番号25の 項から前項まで に掲げるものを 除く。)	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。 ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	4	2.5		
30	植物油脂製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上上の工場に 限る。	4	1.5	米糠を原料として使用する ものにあつては、第3欄の直 は、それ同様の順序に從 う、4、1とする。	
31	動物油脂製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	5	2		
32	食用油脂加工業	ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	2	2		
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造 業	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	6	4.5		
34	穀類でんぶん製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上上の工場に 限る。	4	3		
35	めん類製造業	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	4	2		
37	豆腐・油揚製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上上の工場に 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	4	4		
38	あん類製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	6	2.5		
39	冷凍調理食製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上上の工場に 限る。	6	4		
40	そゝ(物) 菓製造 業のうち着豆の 製造に係るもの	ア 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。 イ 日平均排水量400立方	4	3		

未さらしセミグランドバルブ製造工程又は板紙製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	未さらしセミカルバルブ製造工程	未さらしセミカルバルブ製造工程	未さらしセミカルバルブ製造工程	未さらしセミカルバルブ製造工程
80 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で さらしセミグランドバルブ製造工程(前工程 の未さらしセミグランドバルブ製造 工程、前工程の未さらしセミカルバルブ 製造工程を含む。)又はさらしセミカルバルブ 製造工程(前工程の未さらしセミカルバルブ 製造工程を含む。)に係るもの	81 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 未さらしクラフトバルブ製造工程に係るも の(次項に掲げるものを除く。)	82 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で さらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未 さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に 係るもの	83 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 古紙を原料とするバルブ製造工程に係るも の(次項に掲げるものを除く。)	84 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 古紙を原料とし脱イシキ又は漂白を行つバ ルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。) に係るもの
85 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 木材又は古紙以外のものを原料とするバル ブ製造工程に係るもの	86 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で グランドバルブ、リファイナーグランドバル ブ又はサーモメカニカルバルブを主原料と する洋紙製造工程(前工程のグランドバル ブ、リファイナーグランドバルブ又はサーモ メカニカルバルブ製造工程を有するものに 限る。)に係るもの	87 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるもの を除く。)	88 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 板紙製造工程に係るもの	89 機械すき和紙製造業 90 手すき和紙製造業 91 塗工紙製造業 92 段ボール製造業 93 重包装紙袋製造業 94 セロファン製造業 95 乾式法による繊維板製造業 96 繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)
60 繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整 理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るも の	61 繊維工業で綿状ア日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	62 繊維工業でニット・レース染色整理工程(染 色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係 るもの	63 繊維工業で機織品染色整理工程(染色整 理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	64 繊維工業で不織布製造工程に係るもの
64 繊維工業でエレクト製造工程に係るもの	65 繊維工業で上塗りした織物及び防水した織 物製造工程に係るもの	66 繊維工業で機織衛生材料製造工程に係る もの	67 繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲 げるものを除く。)	68 繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲 げるものを除く。)
69 一般製材業又は木材チップ製造業	70 合板製造業(集成材製造業又はパーテ ィクルボード製造業)	75 木材薬品処理業	76 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 溶解バルブ製造工程に係るもの	77 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で サルファイトバルブ製造工程に係るもの
78 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で グランドバルブ製造工程、リファイナーグラ ンドバルブ製造工程又はサーモメカニカル バルブ製造工程に係るもの	79 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	1

機械染色整理工 程、染色整理工 程付帯加工処理工 程を含む。)に係 るもの(前項に掲 げるものを除 く。)	メートル以上の工場に 限る。	メートル以上の工場に 限る。	メートル以上の工場に 限る。	メートル以上の工場に 限る。
60 繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整 理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るも の	61 繊維工業で綿状ア日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	62 繊維工業でニット・レース染色整理工程(染 色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係 るもの	63 繊維工業で機織品染色整理工程(染色整 理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	64 繊維工業で不織布製造工程に係るもの
64 繊維工業でエレクト製造工程に係るもの	65 繊維工業で上塗りした織物及び防水した織 物製造工程に係るもの	66 繊維工業で機織衛生材料製造工程に係る もの	67 繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲 げるものを除く。)	68 繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲 げるものを除く。)
69 一般製材業又は木材チップ製造業	70 合板製造業(集成材製造業又はパーテ ィクルボード製造業)	75 木材薬品処理業	76 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 溶解バルブ製造工程に係るもの	77 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で サルファイトバルブ製造工程に係るもの
78 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で グランドバルブ製造工程、リファイナーグラ ンドバルブ製造工程又はサーモメカニカル バルブ製造工程に係るもの	79 バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	1

97	バルブ製造業・紙工品製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	1	1				
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	1	新聞その他の出版物を印刷するものにあっては、第3欄(2)の値は、1とする。			
101	製版業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2	2	1.5			
102	要素質・りん酸質肥料製造業		2	2				
103	複合肥料製造業		2	1.5				
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)		1	1				
105	ソーダ工業		1.5	1				
106	電炉工業		2	1				
107	無機顔料製造業		1.5	1.5				
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)		2	1.5	りん及びりん化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。			
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		1.5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。			
110	石油化学系基礎樹脂製造業で合成ゴム製成染料・有機顔料製造工程に係るもの		1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄(1)の値は、2.5とする。			
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		1.5	1				
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		1	1				
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(消防族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程		1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄(1)の値は、2.5とする。			
114	石炭化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)			1	1			
115	脂肪族系中間物製造業				1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、4とする。		
116	メタン誘導品製造業				2	1		
117	発酵工業				2	1.5		
118	コールタール製品製造業				2	1		
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業				2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、5とする。	

129	塗料製造業	ア イ	限る。 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	1.5 2	1	
130	印刷インキ製造業			2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業			2	1	医薬品原薬製造工程(りん又 はその化合物を原料として 使用するものに限る。)にあ つては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、4、 2.5とする。
132	医薬品製剤製造業			2	1	
133	生物学的製剤製造業			1	1	
134	生葉・漢方製剤製造業			2	1	
135	動物用医薬品製造業			2	1.5	
136	火薬製造業			1.5	1	
137	農薬製造業			2	1.5	
138	合成香料製造業			2	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)			2	1	
140	化粧品・歯磨・その他化粧用調整品製造業			2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含 む。)			2	1	
143	写真感光材料製造業			2	1.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業			1	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前 項までに掲げるものを除く。)	ア イ	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	1.5 2	1	
147	石油精製業			1.5	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)			1.5 1		
149	コークス製造業			1	1	
150	石油コーカス製造業			2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業			1.5	1	
152	ゴム製品製造業(ラテックス成型洗浄工 程に係るもの)			1	1	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除 く。)			2	1.5	
154	なめしかわ製造業			2	1	
155	毛皮製造業				2	1
156	板ガラス製造業				2	1.5
157	板ガラス加工業	ア イ	メートル以上の工場に 限る。 メートル未満の工場に 限る。		1	1
158	ガラス製加工素材製造業				2	1
159	ガラス容器製造業				1	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業				1	1
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業				1	1
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業				1	1
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)				1	1
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項か ら前項までに掲げるものを除く。)				1	1
165	生コングリート製造業				1	1
166	コンクリート製 品製造業	ア イ	メートル以上の工場に 限る。 メートル未満の工場に 限る。		1.5	1
167	セメント製品製 造業(前2項に掲 げるものを除 く。)	ア イ	メートル以上の工場に 限る。 メートル未満の工場に 限る。		1.5	1
168	黒鉛電極製造業				1	1
169	碎石製造業				1	1
170	鉱物・土石粉碎等処理業				2	1.5
172	うわ薬製造業	ア イ	メートル以上の工場に 限る。 メートル未満の工場に 限る。		1	1
173	高炉による製鉄業				1.5	1
175	フェロアロイ製造業				1	1
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを 除く。)				1	1
178	製鋼・製鉄延業(転炉(単独電気炉を含む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるも の)				1	1

	(のに限る。)							
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	1	1					
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	1	1					
181	冷間ロール成形形鋼製造業	1	1					
182	鋼管製造業	1.5	1					
183	伸銛業	1	1					
184	磨棒鋼製造業	1	1					
185	引抜钢管製造業	1.5	1					
186	伸線業	1	1					
187	ブリキ製造業	2	1					
188	亜鉛板製造業	1	1					
189	めっき鋼管製造業	1	1					
190	めっき鉄鋼製造業	1	1					
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1					
192	鍛鋼製造業	1	1					
193	鍛工品製造業	2	1					
194	鋳鋼製造業	1.5	1					
195	鉄鋼部品製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	1	1					
196	鋳鉄管製造業	1	1					
197	可鍛鋳鉄製造業	1.5	1					
198	鉄粉製造業	1	1					
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1					
200	非鍛金属製造業	1.5	1	表面処理工程（りん又はその化合物によるものに限る。）にあっては、第3欄1の値は、1とする。				
201	電気めっき業	ア イ	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2 5	1.5 3	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3.5とする。		
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア イ	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2 5.5	1.5 2.5	(7) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の順序は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3とする。 (1) アルマイト加工工程	1.5	
						(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、2.5とする。		

	(のに限る。)							
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	1	1					
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	1	1					
181	冷間ロール成形形鋼製造業	1	1					
182	鋼管製造業	1.5	1					
183	伸銛業	1	1					
184	磨棒鋼製造業	1	1					
185	引抜钢管製造業	1.5	1					
186	伸線業	1	1					
187	ブリキ製造業	2	1					
188	亜鉛板製造業	1	1					
189	めっき鋼管製造業	1	1					
190	めっき鉄鋼製造業	1	1					
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1					
192	鍛鋼製造業	1	1					
193	鍛工品製造業	2	1					
194	鋳鋼製造業	1.5	1					
195	鉄鋼部品製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	1	1					
196	鋳鉄管製造業	1	1					
197	可鍛鋳鉄製造業	1.5	1					
198	鉄粉製造業	1	1					
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1					
200	非鍛金属製造業	1.5	1	表面処理工程（りん又はその化合物によるものに限る。）にあっては、第3欄1の値は、1とする。				
201	電気めっき業	ア イ	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2 5	1.5 3	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3.5とする。		
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア イ	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	2 5.5	1.5 2.5	(7) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の順序は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3とする。 (1) アルマイト加工工程	1.5	
						(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、2.5とする。		

				れぞれ同欄の順序に従 い、1、1とする。
(4)	高濃度のりんを含有す る汚水を多量に受け入れ て処理するもの（標準活 性汚泥法その他これと同 程度に下水中のりんを除 去できる方法により下水 を処理するものに限る。） にあっては、第3欄(1)の 値は、2とする。			
210	空瓶卸売業			
211	共同調理場（学校 給食法（昭和29 年法律第160号） 第6条に規定す る施設をいう。）	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	4 2	2.5
212	弁当出屋又は 弁当製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	5 4	4.5
213	飲食店	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	5 5.5	3.5 4
214	宿泊業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	4 5	3 4
215	リネンサプライ 業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	3.5 6	3.5 4.5
216	洗濯業（前項に掲 げるものを除 く。）	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	3 5	2.5 3
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		4	2
219	自動車整備業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	4 4	2 3
220	病院	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	4 5	3 4
221	し尿消化槽（建築基準法施行令（昭和25年政 令第338号）第32条第1項の表に規定する算 定方法により算定した処理対象人員が501人 以上のものに限る。）		4	3
222	し尿消化槽（建築基準法施行令第32条第1項 の表に規定する算定方法により算定した処 理対象人員が201人以上500人以下のものに 限る。）		4	3
223	し尿処理業（し尿 淨化槽に係るも のを除く。）	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	2	1.5
224	ごみ処理業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。 イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	1	1

225	廃油処理業	限る。				
226	産業廃棄物処理業(前項に對するものを除く。)	ア 日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	2	1	1.5	1
227	死亡斎斂取扱業		4	3		
228	と畜場	ア 日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	4	2		
229	中央卸売市場		4	2		
230	地方卸売市場	ア 日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	4	1.5		
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	ア 日平均排水量400立方メートル以上のものに限る。 イ 日平均排水量400立方メートル未満のものに限る。	5	1.5		
232	前各項に分類されないもののうち、社員食堂、施設等生活に伴う施設に係るもの	ア し尿浄化槽(処理対象人員が200人以下のもの) イ その他	4	3		
			3	2		

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

昭和47年3月29日

愛知県条例第4号

〔沿革〕 昭和48年3月30日条例第11号改正

昭和57年10月15日条例第26号改正

平成2年3月28日条例第12号改正

平成12年12月22日条例第66号改正

(趣旨)

第1条 この条例は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて適用する排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 上乗せ排水基準の適用区域は、別表第1のとおりとする。

(上乗せ排水基準)

第3条 前条に定める区域に適用される上乗せ排水基準は、別表第2のとおりとする。

(検定方法)

第4条 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

一部改正〔昭和57年条例26号・平成12年66号〕

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月30日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において現に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に対するこの条例による改正後の水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例別表第2中同表に掲げる適用の日又は適用期間の初日が昭和48年6月24日とされている上乗せ排水基準の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第12条第1項に係る場合にあっては、昭和48年9月30日までは、適用しない。

附 則（昭和57年10月15日条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（以下「新条例」という。）別表第2の1 木曽川水域に係る上乗せ排水基準の表備考第1号（2）に規定する施設（以下「追加特定施設」という。）のみを設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）に係る新条例別表第2に掲げる上乗せ排水基準は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第12条第1項に係る場合にあっては、昭和58年12月31日までは、適用しない。

3 この条例の施行の際現に改正前の水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（以下「旧条例」という。）別表第2に掲げる既設の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準の適用を受けている工場又は事業場のうち追加特定施設を設置しているもの（設置の工事をしているものを含む。）で、当該追加特定施設に係る事業が当該工場又は事業場の主たる事業であるものに係る上乗せ排水基準については、水質汚濁防止法第12条第1項に係る場合にあっては、

新条例別表第2の規定にかかわらず、昭和58年12月31日までは、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例別表第2に掲げる新設の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準の適用を受けている工場又は事業場のうち追加特定施設を設置しているもの（設置の工事をしているものを含む。）で、当該追加特定施設に係る事業が当該工場又は事業場の主たる事業であるものに係る上乗せ排水基準については、新条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月28日条例第12号）

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第66号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区域の名称	範囲
木曽川水域	木曽川及びこれに流入する公共用水域
名古屋港・庄内川等水域	三重県境（海部郡弥富町大字栄南地先）から羽豆岬南端（知多郡南知多町大字師崎字明神山二番地地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（名古屋市内水域に属する水域を除く。）並びに知多郡南知多町大字篠島の地先海域及びこれに流入する公共用水域
名古屋市内水域	荒子川（右岸は名古屋市港区一州町八十六番地一地先まで、左岸は名古屋市港区築地町十一番地地先までの区間をいう。）、中川運河（右岸は名古屋市港区築地町三番地地先まで、左岸は名古屋市港区西倉町百十番地地先までの区間をいう。）、堀川（右岸は名古屋市港区港町百一番地地先まで、左岸は名古屋市港区東築地町二十六番地地先までの区間をいう。）、山崎川（右岸は名古屋市港区東築地町二十六番地地先まで、左岸は名古屋市港区大江町一番地一地先までの区間をいう。）、大江川（右岸は名古屋市港区大江町二番地四地先まで、左岸は名古屋市港区昭和町三十八番地二地先までの区間をいう。）、天白川（右岸は名古屋市港区船見町四番地三地先まで、左岸は東海市南柴田町リの割三百六十三番地十二地先までの区間をいう。）及び庄内用水並びにこれらに流入する公共用水域（庄内川を除く。）
衣浦湾・境川等水域	羽豆岬南端から碧南市川口町二丁目百五十九番地地先に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（枝下用水及び明治用水を除く。）並びに知多郡南知多町大字日間賀島及び幡豆郡一色町大字佐久島の地先海域及びこれに流入する公共用水域
矢作川水域	碧南市川口町二丁目百五十九番地地先から蛭子岬突端（幡豆郡吉良町大字宮崎字丸山六十八番地地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（枝下用水及び明治用水を含む。）
渥美湾・豊川等水域	蛭子岬突端から伊良湖岬を経由して静岡県境（豊橋市東細谷町字根木谷百二十二番地地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域
天竜川水域	天竜川及びこれに流入する公共用水域

備考

この表に掲げる範囲は、昭和57年8月1日における地番等によって表示されたものとする。
全部改正〔昭和48年条例11号〕、一部改正〔昭和57年条例26号〕

別表第2（第3条関係）

4 衣浦湾・境川等水域に係る上乗せ排水基準

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度（単位 1リットルにつきミリグラム）								適用の日又は適用期間
		生物化学的酸素要求量 (日間平均)	化学的酸素要求量 (日間平均)	浮遊物質質量 (日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類	フェノール類含有量 動植物油脂類	銅含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	
下水道処理区域に所在するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1		S 47. 10. 1
既設の工場又は事業場	畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上のもの	130 (110)		160 (120)					S 58. 1. 1
			160 (120)		200 (150)					
	その他他の地域に所在するもの	みそ、しょう油又は水あめの製造業	120 (100)	120 (100)	90 (70)		10			S 47. 10. 1
			80 (60)		80 (60)		10			S 47. 4. 1 から規則で定める日まで
			30 (20)		30 (20)		10			
			飲料製造業	120 (100)	90 (70)					S 47. 10. 1
	食料品製造業	蒸りゅう酒製造業	160 (120)	160 (120)	70 (50)		10			S 47. 4. 1
		その他	60 (50)	60 (50)	70 (50)		10			S 47. 10. 1
		動植物油脂製造業	40 (30)		80 (60)		20			S 47. 10. 1
	紡績業	でん粉又は化工でん粉の製造業	80 (60)	80 (60)	90 (70)		5			
		冷凍調理食品製造業	50 (40)		70 (50)		10			S 58. 1. 1
		その他	60 (50)	60 (50)	70 (50)		10			S 47. 10. 1
		染色整理業	50 (40)	50 (40)	50 (40)		10			S 47. 10. 1

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度(単位 1リットルにつきミリグラム)								適用の日又は適用期間	
		生物化学的酸素要求量 (日間平均)	化学的酸素要求量 (日間平均)	浮遊物質質量 (日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	動植物油脂類	フェノール類含有量	銅含有量	溶解性鉄含有量	
既設の工場又は事業場 その他の地域に所在するもの	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業	70 (50)	70 (50)	90 (70)				1			S 58. 1. 1
	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	25 (20)		30 (20)				1			
	化学工業	発酵工場		90 (70)	70 (50)		5				S 47. 10. 1
		その他	60 (50)	60 (50)	40 (30)	3		1			
	製品製造業又は土石	電気用陶磁器製造業	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2					S 47. 10. 1
		その他	25 (20)	25 (20)	150 (120)	2					
	鉄鋼業	25 (20)	25 (20)	40 (30)	2		1	1			S 48. 4. 1
	非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	25 (20)	25 (20)	30 (20)				1	5	5	S 47. 10. 1
	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの	25 (20)		30 (20)							S 58. 1. 1
	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めっき施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	30 (20)				1	5	5	S 47. 10. 1
	旅館業	90 (70)	90 (70)	90 (70)							S 58. 1. 1
	病院	40 (30)		90 (70)							
	と畜業又は死亡獸畜取扱業	80 (60)		80 (60)							S 47. 10. 1
	地方卸売市場	50 (40)		70 (50)		10					S 58. 1. 1
	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗浄施設を除く)を有するもの	50 (40)		70 (50)							
	自動式車両洗浄施設を有するもの	30 (20)	25 (20)	70 (50)							S 47. 10. 1
	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	40 (30)		90 (70)							S 58. 1. 1
	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	40 (30)		50 (40)							
	産業廃棄物処理施設を有するもの	25 (20)		30 (20)	3		1	1			
	し尿処理施設を有するもの	(30)	(30)	(70)							S 47. 10. 1
	下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)		90 (70)							

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度(単位 1リットルにつきミリグラム)								適用の日又は適用期間		
		生物化学的酸素要求量 (日間平均)	化学的酸素要求量 (日間平均)	浮遊物質量 (日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類	フェノール類含有量 動植物油脂類	銅含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量			
	下水道処理区域に所在するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1	5	5	S 47. 4. 1
新設の工場又は事業場	その他の地域に所在するもの	全種目(畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。)	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1	5	5	S 47. 4. 1
		畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	90 (70)	90 (70)	100 (80)							S 58. 1. 1
	旅館業	40 (30)	40 (30)	70 (50)								
	し尿処理施設を有するもの	40 (30)	40 (30)	80 (60)								S 47. 4. 1
	下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	70 (50)								

備考

- 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排出水について適用する。
- 既設の工場又は事業場に昭和48年4月1日（1の表備考第1号（2）に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該工場又は事業場に係る上乗せ排水基準の適用の日が「昭和47年10月1日」とあるものにあっては、昭和58年1月1日。以下この号において同じ。）後において特定施設（昭和58年1月1日前においては、1の表備考第1号（1）に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（昭和48年4月1日において特定施設の設置の工事をしている場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の1日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の1日当たりの平均的な排出水の量が1,000m³未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排出水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（単位 1リットルにつきミリグラム）とする。ただし、適用期間の定めのある工場又は事業場に当該適用期間の末日までに特定施設を設置した場合（同日において特定施設の設置の工事をしている場合を含む。）における当該適用期間経過後（同日において特定施設の設置の工事をしている場合にあっては、当該特定施設の設置の日以後）の許容限度は、同表の算式により算出して得られる値とこの表に掲げる当該適用期間経過後の値とのいずれか小さい値とする。
- 1の表備考第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号、2の表備考第1号、第2号及び第4号並びに3名古屋市内水域に係る上乗せ排水基準の表（以下「3の表」という。）備考第1号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。この場合において、1の表備考第1号（1）中「昭和48年3月31日」とあるのは「昭和47年3月31日」と、同表備考第7号中「昭和48年4月1日」とあるのは「昭和47年4月1日」と、2の表備考第4号中「昭和48年6月24日」とあるのは「昭和47年10月1日」と読み替えるものとする。

※「1の表備考」は、「木曽川水域に係る上乗せ排水基準の備考」のことをいう。

※「2の表備考」は、「名古屋港・庄内川等水域に係る上乗せ排水基準の備考」のことをいう。

5 矢作川水域に係る上乗せ排水基準

工場又は事業場	業種		項目及び許容限度 (単位 1リットルにつきミリグラム)						適用の日又は適用期間	
			生物化学的酸素要求量 (日間平均)	化学的酸素要求量 (日間平均)	浮遊物質量 (日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量		
						鉱油類	動植物油脂類			
	下水道処理区域に所在するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1	S 48. 6. 24
既設の工場又は事業場	畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上のもの	130 (110)		160 (120)					S 58. 1. 1
		1日当たりの平均的な排出の量が20m ³ 以上50m ³ 未満のもの	160 (120)		200 (150)					
	畜産食料品製造業	乳製品製造業	80 (60)		30 (20)		10			S 48. 6. 24
		その他	120 (100)		90 (70)		10			
	水産食料品、調味料、水あめ又はめん類の製造業		120 (100)		90 (70)		10			S 48. 6. 24
	飲料製造業	清酒製造業	120 (100)		90 (70)		10			
		蒸りゅう酒製造業又は混成酒の製造業	160 (120)		120 (100)		10			
		その他	80 (60)		70 (50)		10			
	動植物油脂製造業		80 (60)		80 (60)		20			S 58. 1. 1
	でん粉又は化工でん粉の製造業		160 (120)	80 (60)	90 (70)		5			
	冷凍調理食品製造業		50 (40)		70 (50)		10			
	織維製品製造業	毛織維加工業	50 (40)		50 (40)		10	1		S 48. 6. 24
		その他	100 (80)		100 (80)		10	1		
		その他	100 (80)		100 (80)		10			
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業		70 (50)		90 (70)					S 58. 1. 1
	業紙パルプ品の製造	板紙製造業	120 (100)		180 (150)					S 48. 6. 24
		その他	90 (70)		120 (100)					

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度(単位 1リットルにつきミリグラム)						適用の日又は適用期間	
		生物化学的酸素要求量 (日間平均)	化学的酸素要求量 (日間平均)	浮遊物質量 (日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量		
					鉱油類	動植物油脂類			
既設の工場又は事業場 その他の地域に所在するもの	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	25 (20)		30 (20)				1 S 58. 1. 1	
	化学工業	80 (60)		90 (70)		10		S 48. 6. 24	
	その他	50 (40)		50 (40)				S 49. 4. 1	
	窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	1日あたりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上のもの 窯業原料(うわ薬原料を含む。)精製業	25 (20)	200 (150)	2			S 48. 6. 24	
		1日あたりの平均的な排出水の量が50m ³ 未満のもの	25 (20)	300 (250)	2				
		その他	25 (20)	150 (120)	2				
	鉄鋼業	25 (20)		40 (30)	2		1 1	S 58. 1. 1	
	非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	25 (20)		30 (20)					
	空き瓶卸売業	25 (20)		30 (20)				S 48. 6. 24	
	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの	25 (20)		30 (20)					
	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの	25 (20)		30 (20)				S 58. 1. 1	
	旅館業	90 (70)	90 (70)	90 (70)					
	病院	40 (30)		90 (70)				S 48. 6. 24	
	と畜業	80 (60)		80 (60)					
	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗浄施設を除く)を有するもの	50 (40)		70 (50)				S 48. 6. 24	
	自動式車両洗浄施設を有するもの	25 (20)		70 (50)					
	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	40 (30)		90 (70)				S 58. 1. 1	
	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	40 (30)		50 (40)					
	産業廃棄物処理施設を有するもの	25 (20)		30 (20)	3		1 1	S 58. 1. 1	

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度(単位 1リットルにつきミリグラム)						適用の日又は適用期間		
			生物化学的酸素要求量 (日間平均)	化学的酸素要求量 (日間平均)	浮遊物質量 (日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	フェノール類含有量	動植物油脂類		
既設の工場又は事業場	その他の地域に所在するもの	し尿処理施設を有するもの	(30)		(70)					S 48. 6. 24	
		下水道終末処理施設を有するもの	(60)		(120)					S 48. 4. 1 から規則で定める日まで	
			(20)		(70)					規則で定める日	
新設の工場又は事業場	その他の地域に所在するもの	下水道処理区域に所在するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	S 48. 4. 1
		全業種(畜産農業及びサービス(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、食料品製造業(冷凍調理食品製造業を除く。)、繊維工業、繊維製品製造業、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。)		25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	S 48. 4. 1
			畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	90 (70)	90 (70)	100 (80)					S 58. 1. 1
		食料品(冷凍調理食品製造業を除く。)	乳製品製造業	50 (40)	50 (40)	30 (20)		10			S 48. 4. 1
			でん粉製造業	50 (40)	50 (40)	50 (40)					
			その他	50 (40)	50 (40)	50 (40)		10			
		繊維工業又は繊維製品製造業		50 (40)	50 (40)	40 (30)		10	1		
		旅館業		40 (30)	40 (30)	70 (50)					S 58. 1. 1
		し尿処理施設を有するもの		40 (30)	40 (30)	80 (60)					S 48. 4. 1
		下水道終末処理施設を有するもの		25 (20)	25 (20)	70 (50)					

備考

- この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場又は事業場にあっては1日当たりの平均的な排出水の量が50m³(畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)に係る事業場にあっては20m³)以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあっては1日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあっては、すべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 1の表備考第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号並びに2の表備考第1号、第2号、第4号及び第5号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。

※「1の表備考」は、「木曽川水域に係る上乗せ排水基準の備考」のことをいう。

【参考】

「1 木曽川水域に係る上乗せ排水基準」の備考

- 1 この表において「既設の工場又は事業場」とは、次に掲げる工場又は事業場をいう。
 - (1) 昭和 57 年 7 月 1 日における水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「政令」という。）別表第 1 に掲げる施設（以下「特定施設」という。）のうち（2）に規定する施設以外の施設を昭和 48 年 3 月 31 日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）
 - (2) 昭和 57 年 7 月 1 日における政令別表第 1 第 1 号の 2、第 18 号の 2、第 18 号の 3、第 19 号り、第 21 号の 2 から第 21 号の 4 まで、第 23 号の 2、第 51 号の 2、第 51 号の 3、第 63 号の 2、第 64 号の 2、第 66 号の 2、第 68 号の 2、第 69 号の 2、第 69 号の 3、第 70 号の 2 又は第 71 号の 2 から第 71 号の 4 までに掲げる施設のみを同年 12 月 31 日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）
- 2 この表において「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち既設の工場又は事業場以外のものをいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準（有害物質に係るものを除く。）は、既設の工場又は事業場にあっては 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 （畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあっては 20m^3 ）以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあっては 1 日当たりの平均的な排出水の量が 20m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあっては、すべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 5 排水基準を定める總理府令別表第 2 に掲げる排水基準でこの表に上乗せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち 1 日当たりの平均的な排出水の量が 20m^3 以上のものに係る排出水について適用する。
- 6 既設の工場又は事業場に当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日後において特定施設（昭和 58 年 1 月 1 日前においては、第 1 号（1）に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（適用の日において特定施設の設置の工事をしている場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の 1 日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の 1 日当たりの平均的な排出水の量が 1000m^3 未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排出水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（単位 1 リットルにつきミリグラム）とする。
- 7 第 1 号（2）に規定する施設を設置することにより新設の工場又は事業場となった工場又は事業場で、当該工場または事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和 48 年 4 月 1 日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和 58 年 1 月 1 日とする。
- 8 1 の工場又は事業場が 2 以上の業種に属する場合にあたっては、当該工場又は事業場の主たる事業の属する業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

「2 名古屋港・庄内川等水域に係る上乗せ排水基準」の備考

- 1 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- 2 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用する。
- 3 この表に掲げる上乗せ排水基準（有害物質に係るものを除く。）は、既設の工場又は事業場にあっては 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 （畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）並びに染色整理業に係る工場又は事業場にあっては 20m^3 ）以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあっては 1 日当たりの平均的な排出水の量が 20m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあっては 1 日当たりの平均的な排出水の量が 10m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について、非金属鉱業（窯業原料精製業を除く。）及びと畜業に係る工場又は事業場並びにし尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあつてはすべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。

- 4 1の表備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和48年6月24日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和58年1月1日とする。
- 5 既設の工場又は事業場に当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日（1の表備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該適用の日が「昭和48年6月24日」とあるものにあつては、昭和58年1月1日とし、適用期間の定めのある工場又は事業場にあつては、当該適用期間の初日とする。以下この号において同じ。）後において特定施設（昭和58年1月1日前においては、1の表備考第1号(1)に規定する施設に限る。以下この号において同じ。）を設置した場合（適用の日において特定施設の設置の工事をしている場合を除く。）で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の1日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき（当該特定施設の設置後の1日当たりの平均的な排出水の量が1,000m³未満であるときを除く。）は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排出水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値（単位 1リットルにつきミリグラム）とする。ただし、適用期間の定めのある工場又は事業場に当該適用期間の末日までに特定施設を設置した場合（同日において特定施設の設置の工事をしている場合を含む。）における当該適用期間経過後（同日において特定施設の設置の工事をしている場合にあつては、当該特定施設の設置の日以後）の許容限度は、同表の算式により算出して得られる値とこの表に掲げる当該適用期間経過後の値とのいずれか小さい値とする。
- 6 1の表備考第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。

「3 名古屋市内水域に係る上乗せ排水基準」の備考

- 1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が50m³（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあつては20m³）以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

付表

$$\frac{A \times a + B \times b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B及びbは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
- a 当該特定施設を設置する前の1日当たりの平均的な排出水の量
- B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
- b 当該特定施設の設置に伴い増加する1日当たりの平均的な排出水の量

小規模事業場等排水対策指導要領

制定昭和56年2月3日
改正昭和57年5月1日
改正昭和57年11月9日
改正平成15年3月28日
改正平成19年8月29日
改正平成24年4月19日
改正平成29年8月1日

第1 目的

この要領は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の3第1項の規定に基づき定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛知県）」の規定に基づき、総量規制基準の適用されない事業場等に対し汚濁負荷量の削減を指導するために必要な事項を定める。

第2 指導対象事業場等

汚濁負荷量の削減を指導する事業場等（以下「小規模事業場等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）第4条の2に規定する指定地域として政令別表第2第2号ロに掲げる区域に設置される法第2条第6項に規定する特定事業場（し尿処理施設又は法第2条第3項に規定する指定地域特定施設のみを有するものを除く。以下「特定事業場」という。）で、1日当たりの平均的な排出水の量（以下「日平均排水量」という。）が50立方メートル未満のもの（水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号。以下「条例」という。）の規定による排水基準が適用されない特定事業場にあっては、日平均排水量が20立方メートル未満のものを除く。）
- (2) 別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの。

第3 指導値

小規模事業場等に対する汚濁負荷量の削減指導値は、別表第2から第4に掲げる値以下とする。

附則

この要領は、昭和56年2月3日から施行する。ただし、第3の指導値の規定は、昭和56年7月1日から施行する。

附則

この要領は、昭和57年7月1日から施行する。

附則

この要領は、昭和58年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。ただし、同年3月31日において現に設置している小規模事業場等（設置の工事をしているものを含む。）についての第3の指導値の規定の適用については、改正後の規定にかかわらず、平成16年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

別表第1（第2の第2号関係）

項番号	施設の種類
1	特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項）に規定するものという。）又は飲食店営業（仕出屋及び弁当屋（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定するものをいう。）に限る。）の用に供する調理施設（法第2条第2項に規定する特定施設に該当するものを除く。）
2	段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
3	そう（惣）菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設
4	金属製品等製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械

備考

「段ボール製造業」とは、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月30日総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類に掲げる細分類番号1432に、「そう（惣）菜製造業」とは、細分類番号0996に、「パン・菓子製造業」とは、小分類番号097に、「金属製品等製造業」とは、中分類番号24、25、26、27、28、29、30、31及び32に分類される業種をいう。

別表第2（第3関係 化学的酸素要求量関係）

項番号	小規模事業場等の区分			排水の種類	化学的酸素要求量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場 で日平均排 水量が50立 方メートル 未満のもの	条例の規定による排 水基準（以下「上乗せ 排水基準」という。） が適用されるもの	既設の事 業場等 新設の事 業場等	特定 排出水	付表1の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄（1）に掲げる値
		その他のもので日平均排水量が 20立方メートル以上のもの			付表1の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄（2）に掲げる値
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、 日平均排水量が50立方メートル以上のもの			排出水	160

備考

1 この表において「既設の事業場等」とは、次に掲げるものをいう。

（1）昭和57年7月1日における政令別表第1に掲げる施設（以下「特定施設」という。）のうち

（2）に規定する施設以外の施設を昭和56年6月30日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）

（2）昭和57年7月1日における政令別表第1第1号の2、第18号の2、第18号の3、第19号リ、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第66号の2、第68号の2、第69号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までに掲げる施設のみを同年12月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）

2 この表において「新設の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の事業場等以外のものをいう。

別表第3（第3関係 窒素含有量関係）

項目番号	小規模事業場等の区分			排水の種類	窒素含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)	
1	特定事業場で日平均排水量が50立方メートル未満のもの	上乗せ排水基準が適用されるものの	14年以前の事業場等	特定排出水	付表2の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄(1)に掲げる値	
			15年以降の事業場等		付表2の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄(2)に掲げる値	
2	その他のもので日平均排水量が20立方メートル以上のもの			排出水	120	
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの					

備考

- 1 この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）をいう。
- 2 この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のものをいう。

別表第4（第3関係 りん含有量関係）

項目番号	小規模事業場等の区分			排水の種類	りん含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)	
1	特定事業場で日平均排水量が50立方メートル未満のもの	上乗せ排水基準が適用されるものの	14年以前の事業場等	特定排出水	付表3の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄(1)に掲げる値	
			15年以降の事業場等		付表3の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄(2)に掲げる値	
2	その他のもので日平均排水量が20立方メートル以上のもの			排出水	16	
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの					

備考

- 1 この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）をいう。
- 2 この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のものをいう。

付表 1
化学的酸素要求量に係る指導値

整理番号	業種その他の区分	化學的酸素要求量 (単位 1リットルにつ きアリガード)	備考	
2	畜産農業	(1) (2)		
3	天然ガス鉱業	120 70		
4	非金属鉱業	60 60		
5	部分内・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	20 20		
6	乳製品製造業	50 50		
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	50 50		
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50 50		
9	寒天製造業	80 80		
10	魚内ハム・ソーセージ製造業	40 40		
11	水産加工品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40 40		
12	冷凍水産物製造業	50 40		
13	冷凍水産食料品製造業	50 40		
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項まで に掲げるものを除き、魚介類塩干・塩臘製造業 を含む。)	50 40		
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	50 50		
16	野菜漬物製造業	40 40		
17	味そ製造業	70 50		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70 50		
19	うま味調味料製造業	30 30		
20	ソース製造業	30 30		
21	食酢製造業	50 50		
22	砂糖精製業	50 50		
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50 50		
24	小麦粉製造業	50 50		
25	パン製造業	50 50		
26	生菓子製造業	50 50		
27	ビスケット類・千菓子製造業	50 50		
28	米菓製造業	50 50		
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項まで に掲げるものを除く。)	50 50		
30	植物油脂製造業	40 40		
31	動物油脂製造業	40 40		
32	食用油脂加工業	40 30		
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母製造業	110 90		
34	穀類・んぱん製造業	50 50		
35	めん類製造業	30 30		
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	50 50		
37	豆腐・油揚製造業	40 30		
38	かん類製造業	60 50		
39	冷凍醸造食品製造業	30 25		
40	そら(惣)菓製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30 30		
41	清涼飲料製造業	40 40		
42	果実酒製造業		30	30
43	ビール製造業		30	30
44	清酒製造業		50	50
45	蒸留酒・洗成酒製造業		50	50
46	インスタントコーヒー製造業		30	30
47	配合飼料製造業		30	30
48	単体飼料製造業		30	30
49	有機質飼料製造業		30	30
50	たばこ製造業		30	20
51	器械生糸製造業		30	30
52	座巻生糸製造業		30	30
53	玉糸製造業(整理番号51の項から前項までに掲げ るものを除く。)		30	30
54	生糸製造業(整理番号51の項から前項までに掲げ るものを除く。)		50	50
55	繊維工業(整理番号51の項から前項までに掲げ るもの及び衣服その他の繊維製品に係るもの)を除 く。(以下同じ。)で整毛工程に係るもの		80	70
56	繊維工業で副産物糸槽・運搬工程に係るもの		30	30
57	繊維工業で機械染色工程に係るもの		100	90
58	精練漂白・毛織物機械染色工程(り抜き、 に付帯して行われる加工處理工程(以下「染色整理工 程」という。)を含む。)に係るもの		50	50
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程 に付帯加工處理工程を含む。)に係るもの(前項に 掲げるものを除く。)		80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工 程付帯加工處理工程を含む。)に係るもの		100	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理 工程付帯加工工程を含む。)に係るもの		90	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整 理工程付帯加工處理工程を含む。)に係るもの		100	50
63	純維工業で織維品染色整理工程(染色整理工程 付帯加工處理工程を含む。)に係るもの		100	80
				平成8年9月1日以後 に特定施設の設置又は 増加する特定排出水量 (以下「平成8年9月1 日前の特定施設に係る 量」という。)にあつて は、第3欄(2)の値は 90とする。
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		50	50
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造 工程に係るもの		50	50
67	繊維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの		50	50
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げ るものを除く。)		60	30
69	一般製材業		40	40

70	木材チップ製造業	40	40						
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)	30	30						
72	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)	50	50						
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	40	40						
74	床注製造業	40	40						
75	木材製品処理業	25	25						
76	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解工程に係るもの	70	60						
77	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルミケミカル製造工程に係るもの	60	60						
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ製造工程、リファイナーグランドバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	50	50						
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドバルブ製造工程又は未さらしセミケミカル製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	140	120						
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドバルブ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルバルブ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。)に係るもの	80	80						
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	40						
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの	70	60						
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	50						
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の溶解工程を含む。)に係るもの	90	80						
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	100	70						
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リファイナーグランドバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドバルブ、リファイナーグランドバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	50	40						
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	25						
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40						
89	機械すき和紙製造業	60	60						
90	手すき和紙製造業	90	80						
91	塗工紙製造業	25	25						
92	段ボール製造業	40	40						
93	重包装紙製造業	70	70						
94	セロファン製造業	40	40						
95	乾式法による纖維板製造業	40	40						
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	60						
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までの間に掲げるものを除く。)	30	30						
98	新聞業	50	50						
99	出版業	50	50						
100	印刷業	50	50						
101	製版業	50	50						
102	筆素質・りん酸質肥料製造業	30	30						
103	複合肥料製造業	30	30						
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30						
105	ソーダ工業	20	20						
106	電炉工業	20	20						
107	無機顔料製造業	20	20						
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20						

(f)	ペイドロナルファイト製造工程にあってする酸化鉄を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては、第3欄の値は、それ同欄の順序に従い、70、60ととする。
(g)	硫酸銅による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸銅工程には、それは同欄の順序に従い、70、70ととする。
(h)	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸銅工程には、それは同欄の順序に従い、70、60ととする。
(i)	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸銅工程には、それは同欄の順序に従い、70、70ととする。
(j)	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸銅工程には、それは同欄の順序に従い、70、60ととする。

112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	60	40	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量 にあっては、第3欄(2) の値は50とする。 (i) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、(7)の規定にかかるわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。 (ii) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、(7)の規定にかかるわらず、第3欄の順序に従い、100、80とする。 (x) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、(7)の規定にかかるわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130とする。	40	40	(7) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。 (i) クロプロレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程、脂肪族系中間物製造工程、環式中脂物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	(7) 有機ゴム製品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260とする。 (i) 有機農薬原体製造工程には、それぞれ同欄の順序に従い、180、160とする。	50	50	(7) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260とする。 (i) 有機農薬原体製造工程には、それぞれ同欄の順序に従い、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は60とする。	60	40	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は60とする。
115	脂肪族系中間物製造業	60	50	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は60とする。 (i) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、(7)の規定にかかるわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。 (x) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、(7)の規定にかかるわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80とする。	60	50	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は60とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	40	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2) の値は50とする。 (i) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(7)の規定にかかるわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、180とする。	60	50	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は60とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	30	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2) の値は50とする。 (i) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(7)の規定にかかるわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、180とする。	60	50	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は60とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	25	(7) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・ステレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。 (i) 硫酸セルロース又は硫酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。	60	50	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は60とする。
116	メタン誘導品製造業	30	25		120	110	
117	発酵工業	120	110		120	110	
118	コールタール製品製造業	120	120		120	120	

109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	40	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2) の値は50とする。 (i) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(7)の規定にかかるわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、180とする。	60	50	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は60とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	30	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2) の値は50とする。 (i) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(7)の規定にかかるわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、180とする。	60	50	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は60とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	25	(7) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・ステレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。 (i) 硫酸セルロース又は硫酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。	60	50	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は60とする。

119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	30	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は30とする。		30	30	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄(1)の値は60とする。
120	プラスチック製造業	30	30	(7) 合成樹脂又は合成染料中間物の製造工程にあつては、(7)の規定にかかるらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190とする。		40	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は40とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	(7) メチルタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50とする。		20	20	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は70とする。
122	有機化学工業製品製造業 前項までに掲げるものを除く。)	50	50	(7) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。 (7) クロロレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130とする。		40	40	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄(1)の値は60とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	25	(7) 有機ゴム製品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270とする。 (7) 有機農業原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、160とする。		30	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は40とする。
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30					

119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	30	(7) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(2)の値は30とする。		30	30	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄(1)の値は60とする。
120	プラスチック製造業	30	30	(7) メチルタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50とする。		40	40	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄(1)の値は60とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	(7) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。 (7) クロロレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130とする。		20	20	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄(1)の値は60とする。
122	有機化学工業製品製造業 前項までに掲げるものを除く。)	50	50	(7) 有機ゴム製品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270とする。 (7) 有機農業原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、160とする。		40	40	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄(1)の値は60とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	25					
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30					

149	コーケス製造業	180	90	平成8年9月1日前の特定施設に係る量においては、第3欄(2)の値は120とする。	20	20	
150	石油ユーダース製造業	70	50		20	20	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10		20	20	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型洗浄工程に係るものの	60	40		20	20	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20		20	20	
154	なめしかみつ製造業	100	100		20	20	
155	毛皮製造業	100	100		20	20	
156	板ガラス製造業	20	20		20	20	
157	板ガラス加工工業	20	20		20	20	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20		20	20	
159	ガラス容器器製造業	20	20		20	20	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20		20	20	
161	卓上用・ちゅう用ガラス器具製造業	20	20		20	20	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50		20	20	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30		20	20	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20		20	20	
165	生コンクリート製造業	20	20		20	20	
166	コンクリート製品製造業	20	20		20	20	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20		25	25	
168	黒鉛電極製造業	20	20		20	20	
169	砂鉛製造業	20	20		20	20	
170	鉱物・土石粉体等処理業	20	20		20	20	
171	模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。)	20	20		20	20	
172	うわ葉製造業	20	20		20	20	
173	製銅圧延を行う高炉による製鉄業	20	20	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。	20	20	
174	製銅圧延を行わない高炉による製鉄業	20	20		20	20	
175	フエロアロイ製造業	20	20		20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	20	20		20	20	
177	転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製銅圧延業	20	20		20	20	
178	電気炉(单独電気炉を含む。)による製鋼・製銅圧延業	20	20		20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20		20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20		20	20	石炭がス製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、70とする。
181	冷間ロール成型鋼製造業	20	20		20	20	
182	鋼管製造業	20	20		20	20	

149	コーケス製造業	180	90	平成8年9月1日前の特定施設に係る量においては、第3欄(2)の値は120とする。	20	20	
150	石油ユーダース製造業	70	50		20	20	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10		20	20	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型洗浄工程に係るものの	60	40		20	20	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20		20	20	
154	なめしかみつ製造業	100	100		20	20	
155	毛皮製造業	100	100		20	20	
156	板ガラス製造業	20	20		20	20	
157	板ガラス加工工業	20	20		20	20	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20		20	20	
159	ガラス容器器製造業	20	20		20	20	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20		20	20	
161	卓上用・ちゅう用ガラス器具製造業	20	20		20	20	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50		20	20	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30		20	20	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20		20	20	
165	生コンクリート製造業	20	20		20	20	
166	コンクリート製品製造業	20	20		20	20	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20		25	25	
168	黒鉛電極製造業	20	20		20	20	
169	砂鉛製造業	20	20		20	20	
170	鉱物・土石粉体等処理業	20	20		20	20	
171	模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。)	20	20		20	20	
172	うわ葉製造業	20	20		20	20	
173	製銅圧延を行う高炉による製鉄業	20	20	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。	20	20	
174	製銅圧延を行わない高炉による製鉄業	20	20		20	20	
175	フエロアロイ製造業	20	20		20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	20	20		20	20	
177	転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製銅圧延業	20	20		20	20	
178	電気炉(单独電気炉を含む。)による製鋼・製銅圧延業	20	20		20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20		20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20		20	20	石炭がス製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、70とする。
181	冷間ロール成型鋼製造業	20	20		20	20	
182	钢管製造業	20	20		20	20	

209	下水道業	ア	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの(繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。)	20	20	
		イ	高速散水ろ床法、モディファイドエアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものの(繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。)	40	40	
		ウ	繊維工業の排水を主として処理する公共下水道	50	40	
210	空調節電業			30	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)			30	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			50	30	
213	飲食店			50	30	
214	宿泊業			50	40	
215	リネンサプライ業			40	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)			40	30	
217	商業写真業			60	60	
218	写真業(前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付業を含む。)			60	60	
219	自動車整備業			25	25	
220	病院			30	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上ものに限る。)			30	30	(7) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあっては、第3欄(1)の値は40とする。 (i) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであつて、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄(1)の値は40とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)			50	40	昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄(1)の値は70とする。

209	下水道業	ア	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの(繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。)	20	20	
		イ	高速散水ろ床法、モディファイドエアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものの(繊維工業の排水を主として処理する公共下水道を除く。)	40	40	
		ウ	繊維工業の排水を主として処理する公共下水道	50	40	
210	空調節電業			30	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)			30	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			50	30	
213	飲食店			50	30	
214	宿泊業			50	40	
215	リネンサプライ業			40	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)			40	30	
217	商業写真業			60	60	
218	写真業(前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付業を含む。)			60	60	
219	自動車整備業			25	25	
220	病院			30	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上ものに限る。)			30	30	(7) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあっては、第3欄(1)の値は40とする。 (i) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであつて、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄(1)の値は40とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)			50	40	昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄(1)の値は70とする。

付表2
窒素含有量に係る指導値

43	ビール製造業	25	20
44	清酒製造業	25	20
45	蒸留酒・混成酒製造業	25	20
46	インスタントコーヒー製造業	25	20
47	配合飼料製造業	20	10
48	単体飼料製造業	30	20
49	有機質肥料製造業	30	20
50	たばこ製造業	20	10
51	器械生糸製造業	20	10
52	座敷生糸製造業	20	10
53	玉糸製造業	20	10
54	生糸製造業 整理番号 51 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10
55	繊維工業 (整理番号 51 の項から前項までに掲げるものの及び衣服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	20	15
56	繊維工業で副産物精練工程に係るもの	20	10
57	繊維工業で休製織工程に係るもの	20	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程のり抜き、精漂白シルケット加工その他染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。) を含む。) に係るもの	25	20
59	繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	25	20
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	25	20
61	繊維工業で織状織維・糸染色整理工程	25	20
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	25	20
63	繊維工業で織維織品染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	25	20
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	15
65	繊維工業でエラスト製造工程に係るもの	20	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	25	20
67	繊維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10
68	繊維工業 (整理番号 85 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	15
69	一般製材業	20	10
70	木材チップ製造業	20	10
71	合板製造業 (集成材製造業を含む。)	20	15
72	パーテイクルボード製造業 (次項に掲げるものを除く。)	20	10
73	パーテイクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	20	10
74	床柱製造業	20	10
75	木材葉品処理業	20	10

整理番号	業種その他の区分	参考 業種含有量 (単位 1リットルにつ きミグラム)	
2	畜産農業	(1)	(2)
3	天然ガス販売業	200	70
4	非金属鉱業	60	60
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	25	15
6	乳製品製造業	50	35
7	畜産食料品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	30	20
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10
9	寒天製造業	20	10
10	魚肉ハム・ノーゼーション製造業	20	10
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	55	40
12	冷凍水産物製造業	55	40
13	冷凍水産食品製造業	55	40
14	水産食料品製造業 (整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類・塩干・塩蔵品製造業を含む。)	55	40
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	25	20
16	野菜漬物製造業	25	20
17	味噌製造業	25	20
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	55	40
19	うま味調味料製造業	20	10
20	ソース製造業	25	20
21	食酢製造業	20	15
22	砂糖精製業	25	20
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	15
24	小麦粉製造業	20	10
25	パン製造業	25	20
26	生菓子製造業	25	20
27	ビスケット類・千菓子製造業	20	10
28	米穀製造業	25	20
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	20
30	植物油脂製造業	25	20
31	動物油脂製造業	25	20
32	食用油脂加工業	25	20
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10
34	穀類でんぶん製造業	20	15
35	めん類製造業	25	20
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	20	10
37	豆腐・油揚製造業	30	20
38	あん類製造業	20	15
39	冷凍調理食品製造業	30	20
40	そら (惣) 菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	20
41	清涼飲料製造業	25	20
42	果実酒製造業	25	20

76	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解ハルブ製造工程に係るもの	20	10								
77	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルフアイトバルブ製造工程に係るもの	20	10								
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ製造工程、リファイナーグランドバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	20	10								
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきミガルバルドバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	20	10								
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきミグランドミルバルドバルブ製造工程(前工程の未さらしきミケミガルバルブ製造工程を含む。)又はさらしけきミケミガルバルブ製造工程(前工程の未さらしけきミケミガルバルブ製造工程を含む。)に係るもの	20	10								
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	20	15								
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしきラフバルブ製造工程を含む。)に係るもの	20	15								
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	20	15								
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	20	15								
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	20	10								
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リファイナーグランドバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドバルブ、リファイナーグランドバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	20	10								
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	20	15								
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	15								
89	機械すき和紙製造業	20	10								
90	手すき和紙製造業	20	10								
91	巻工紙製造業	20	10								
92	段ボール製造業	20	10								
93	重包装紙袋製造業	20	10								
94	セロファン製造業	20	10								
95	乾式法による紙版製造業	20	10								
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	15								
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	15								
98	新聞業	20	10								
99	出版業	20	10								
100	印刷業	30	25								
101	製版業	30	25								
102	塗素質・りん酸質肥料製造業	20	15	(7) アンモニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (i) アンモニア製品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (g) 尿素製造工程については、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1500、1500とする。							
103	複合肥料製造業	20	15								
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	15	10								
105	ソーダ工業	20	15								
106	電炉工業	15	10								
107	無機顔料製造業	50	40								
108	無機化學工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	40								
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	20	15	塗素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。							
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	塗素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。							
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	20	15	塗素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。							
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	塗素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。							

76	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解ハルブ製造工程に係るもの	20	10							
77	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルフアイトバルブ製造工程に係るもの	20	10							
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ製造工程、リファイナーグランドバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	20	10							
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきミガルバルドバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	20	10							
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきミグランドミルバルドバルブ製造工程を含む。)又はさらしけきミケミガルバルブ製造工程(前工程の未さらしけきミケミガルバルブ製造工程を含む。)に係るもの	20	10							
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	20	15							
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしきラフバルブ製造工程を含む。)に係るもの	20	15							
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	20	15							
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	20	15							
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	20	10							
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ、リファイナーグランドバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドバルブ、リファイナーグランドバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	20	10							
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	20	15							
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	15							
89	機械すき和紙製造業	20	10							
90	手すき和紙製造業	20	10							
91	巻工紙製造業	20	10							
92	段ボール製造業	20	10							
93	重包装紙袋製造業	20	10							
94	セロファン製造業	20	10							
95	乾式法による紙版製造業	20	10							
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	15							

113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品・合 成工程（脂肪族系中間物製造工程、環式・プラスチック製造工程 成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程 及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、20、15 とする。										
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前 項までに掲げるものを除く。）	30	20	(7) 窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、20、15 とする。										
115	脂肪族系中間物製造業	20	15	(7) 窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、50、 40とする。 (7) 青酸塗品含有排水 を排出する工程にあ つては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、500、500とする。										
116	メタン誘導品製造業	20	20		123 レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造 に係るもの	15	10							
117	発酵工業	60	30		124 レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製 造に係るもの	15	10							
118	コールダール製品製造業	1000	1000		125 合成繊維製造業	20	15	窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、200、55 とする。						
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	15	窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、60、50 とする。										
120	プラスチック製造業	20	20	窒素又はその化合物を 原料又は乳化助剤とし て使用するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、50、40とする。										
121	合成ゴム製造業	20	15	窒素又はその化合物を 原料又は乳化助剤とし て使用するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、50、40とする。										
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前 項までに掲げるものを除く。）				(7) 窒素又はその化合 物を原料として使用す るものにあつては、第3 欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、80、 35とする。 (7) メラミン製造工程 にあつては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の 順序に従い、1500、1500 とする。 (7) 化学発泡剤製造工 程（尿素を原料として 使用するものに限る） にあつては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の 順序に従い、200、35と する。	20	15							
123	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造 に係るもの													
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製 造に係るもの													
125	合成繊維製造業													
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業													
127	石けん・合成洗剤製造業													
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）													
129	塗料製造業													
130	印刷インキ製造業													
131	医薬品原薬・製剤製造業													
132	医薬品製剤製造業													
133	生物学的製剤製造業													
134	生葉・漢方製剤製造業													
135	動物用医薬品製造業													
136	火薬類製造業													
137	農薬製造業													
138	合成香料製造業													
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）													
140	化粧品・防腐・その他の化粧用調整品製造業													
141	にかわ製造業													

142 ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20											
143 写真感光材料製造業	20	15											
144 天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10											
145 イオン交換樹脂製造業	15	10											
146 化学工業整備番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20											
147 石油精製業	20	15											
148 潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10											
149 コークス製造業	600	400											
150 石油コークス製造業	20	10											
151 自動車タイヤ・チューブ製造業	20	15											
152 ゴム製品製造業でラテックス成型洗浄工程に係るもの	20	10											
153 ゴム製品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	20	15											
154 なめしかわ製造業	20	10											
155 毛皮製造業	20	10											
156 板ガラス製造業	20	15											
157 鉢ガラス加工業	20	15											
158 ガラス製加工素材製造業	20	10											
159 ガラス容器製造業	20	15											
160 理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10											
161 韶上用・ちゅうう房用ガラス器具製造業	20	15											
162 ガラス織維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10											
163 ガラス・同製品製造業（前項から後ろまでの間までに掲げるものを除く。）	20	10											
164 ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10											
165 牛コングリート製造業	20	15											
166 コンクリート製品製造業	20	15											
167 セメント製品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	20	15											
168 黒鉛電極製造業	20	10											
169 磐石製造業	20	15											
170 食物・土石粉碎等処理業	20	15											
171 模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	20	10											
172 うわ葉製造業	20	15											
173 製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	15	(7) コークス製造工程にあつては、第 3 横の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400 とする。 (f) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第 3 横の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40 とする。										
182 鋼管製造業													
183 伸銘業	20	15											

184	磨棒鋼製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。	20	15	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。		
185	引抜钢管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。	20	15	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。		
186	伸鍛業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。	15	10	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。		
187	ブリキ製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。	15	10	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。		
188	亜鉛鉄板製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。	15	10	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。		
189	あっき鋼管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。	199	鐵鋼業整理番号173の項から前項までに掲げるも のを除く。)	20	15	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。
190	あっき鋼管総合製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。	200	非鉄金属製造業	20	15	核燃料製造工程にあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、60、50とする。
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	20	15	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。	201	電気めつき業	40	30	塗素又はその化合物に による表面処理施設を設 置するものにあつては、そ れぞれ同欄の順序に従 い、60、50とする。
192	鍛銅製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。					
193	鍛工品製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあつ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、55、40とする。					

218	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	30	(7) 溶融めっき工程（塗装又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の順序に従い、60、50とする。 (f) アルマイト加工工程（塗装又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の順序は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。	写真業（前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付業を含む。）	25	20	
219	自動車整備業				25	20		
220	病院				25	20		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上ものに限る。）				40	30	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にして尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）				40	30	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にして尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）				60	40	嫌気性消化法、好気性消化法、温式酸化法又は活性汚泥法に嫌気性消化法を加えた方法によりし尿を処理することができる方法によりし尿を処理する方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。	
203	一般機械器具製造業	35	25	ステンレス硝酸鏡洗工 程を有するものにあつては、第3欄(1)の値は55とする。				
204	電子回路製造業	30	20					
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	20					
206	輸送用機械器具製造業	30	20					
207	精密機械器具製造業	30	20					
208	ガス製造工場	25	20					
209	下水道業	25	20	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。				
210	空瓶卸売業	25	20					
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	25	20					
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	20					
213	飲食店	25	20					
214	宿泊業	25	20					
215	リネンサプライ業	25	20					
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	20					
217	商業写真業	25	20					

202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	30	(7) 溶融めっき工程（塗装又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の順序に従い、60、50とする。 (f) アルマイト加工工程（塗装又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の順序は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。				
225	廃油処理業				25	20		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）				50	40		
227	死亡慰藉取扱業				25	20		
228	と畜場				30	20		
229	中央卸売市場				25	20		
230	地方卸売市場				25	20		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）				25	20		
232	整埋番号2の頂か、ア から前項までに分類されないもの			ア し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のも う房施設等生活に伴う施設に係るもの	40	30		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	20		イ	その他	20	15
217	商業写真業	25	20					

付表3
りん含有量に係る指導値

35	めん類製造業	6	4.5	
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	3	1.5	
37	豆腐・油揚製造業	6	4.5	
38	あん類製造業	5	4	
39	冷凍調理食品製造業	8	6	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	7.5	5.5	
41	清涼飲料製造業	6	3.5	
42	果実酒製造業	4	3	
43	ビール製造業	4	3	
44	清酒製造業	4	3	
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3	
46	インスタントコーヒー製造業	4	3	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	單体飼料製造業	3.5	3	
49	有機質肥料製造業	3.5	3	
50	たばこ製造業	2	1	
51	器械生糸製造業	2	1	
52	座纏生糸製造業	2	1	
53	玉糸製造業(整理番号51の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
54	生糸製造業(整理番号51の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
55	繊維工業整理番号51の項から前項までに掲げる他の繊維製品に係るもの(以下同じ。)で整毛工程に係るもの	5	4	
56	繊維工業で副産物(精練工程に係るもの)	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程」という。)を含む。)に係るもの	6	4.5	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程に係るもの)	6	4.5	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6	4.5	
61	繊維工業で綿紡織維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6	4.5	
62	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	6	4.5	
63	繊維工業でエラスト・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	6	4.5	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	5	4	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	6	4.5	
67	繊維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業整理番号51の項から前項までに掲げるものを除く。)	5	4	
69	一般製材業	2	1	

整理番号	業種その他の区分	備考		
	りん含有量 (単位1リットルにつ きミグラム)			
(1)	(2)			
2	畜産農業	36 9		
3	天然ガス鉱業	3 2		
4	非金属鉱業	4 2		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	8 6		
6	乳製品製造業	6 4.5		
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	8 6		
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3 1.5		
9	寒天製造業	3 1.5		
10	魚内ハム・ソーセージ製造業	3 1.5		
11	水産加工品製造業(前項に掲げるものを除く。)	8 6		
12	冷冻水産物製造業	8 6		
13	冷冻水産食料品製造業	8 6		
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項まで に掲げるものを除き、魚介類缶干・塩穀製品製造業 を含む。)	8 6		
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	6 4.5		
16	野菜漬物製造業	6 4.5		
17	味そ製造業	7.5 5.5		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8 6		
19	うま味調味料製造業	3 1.5		
20	ソース製造業	6 4.5		
21	食酢製造業	4 3		
22	砂糖精製業	6 4.5		
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	4 3		
24	小麦粉製造業	3 1.5		
25	パン製造業	6 4.5		
26	生菓子製造業	6 4.5		
27	ビスケット類・千菓子製造業	3 1.5		
28	米菓製造業	6 4.5		
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項まで に掲げるものを除く。)	6 4.5		
30	植物油脂製造業	7.5 5.5	(7) りん又はその化合物 を脱ガム剤として使 用するものにあって は、第3欄(1)の値は8 とする。 (7) 米糠を原料として 使用するものにあって は、第3欄(1)の値は8 とする。	
31	動物油脂製造業	6 4.5		
32	食用油脂加工業	6 4.5		
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母製造業	3 1.5		
34	穀類でんぶん製造業	4 3		

70	木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）	2	2	
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
73	パーティクルボード製造業で温式剥皮工程に係るもの	2	1	
74	床柾製造業	2	1	
75	木材製品処理業	2	1	
76	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解バルブ製造工程に係るもの	2	1	
77	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトバルブ製造工程に係るもの	2	1	
78	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブ製造工程、リファイナーグランドバルブ製造工程又はサーモメカニカルバルブ製造工程に係るもの	2	1	
79	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドバルブ製造工程又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
80	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドバルブ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルバルブ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。）に係るもの）	2	1	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトバルブ製造工程（前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。）に係るもの	2	1.5	
83	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	2	
84	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行なうバルブ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	2	1.5	
85	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	2	1	
86	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドバルブア、リファイナーグランドバルブ又はサーモメカニカルバルブを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドバルブア、リファイナーグランドバルブ又はサーモメカニカルバルブ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	2	1	
87	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
88	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1.5	
89	機械すき和紙製造業	2	1	
90	手すき和紙製造業	2	1	
91	巻工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	織維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	2	
98	新聞業	2	1	
99	出版業	2	1	
100	印刷業	2	2	
101	製版業	2	2	
102	塗料・りん酸質肥料製造業	2	1.5	
103	複合肥料製造業	2	1.5	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
105	ソーダ工業	2	1.5	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	4	2.5	
108	無機化學工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	5	2.5	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	2	
110	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	2	1	
111	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	2	1.5	
112	石油化学系基礎製品製造工程（脂防族系中間物製造工程に係るもの）	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂防族系中間物製造工程、プラステック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	

114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1.5	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。
116	メタン誘導品製造業	2	2	
117	発酵工業	2	1.5	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1.5	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。
120	プラスチック製造業	2	2	
121	合成ゴム製造業	2	2	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	2	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	2	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	2	
129	塗料製造業	2	2	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1.5	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。
132	医薬品製剤製造業	2	2	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生糞・漢方製和製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1.5	
136	火薬類製造業	2	1.5	
137	農業製造業	2	1.5	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・香水・その他の化粧用調整品製造業	2	2	
141	にかわ製造業	2	1	

142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	2	
143	写真感光材料製造業	2	1.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	2	
147	石油精製業	2	1.5	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コードス製造業	2	1	
150	石油コードス製造業	2	1	
151	自動車イヤ・チューブ製造業	2	2	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工 程に係るものの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	2	
154	なめしカワ製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1.5	
157	板ガラス加工業	2	2	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1.5	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	車上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	2	
162	ガラス繊維（長纖維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
165	牛コングリート製造業	2	1.5	
166	コングリート製品製造業	2	2	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	2	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	碎石製造業	2	2	
170	銅物・土石粉碎等処理業	2	2	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	2	1	
172	うわ葉製造業	2	2	
173	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	2	1.5	
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鐵業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
177	転炉（単独転炉を含む。）による製銅・製銅圧延業	2	1	
178	電気炉（单独電気炉を含む。）による製銅・製銅圧延業	2	1.5	
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	2	1.5	
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	2	1	

181	冷間ロール成形鋼製造業	2	1			3	2	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、4.5とする。
182	钢管製造業	2	1.5					
183	伸鉄業	2	1.5					
184	管棒鋼製造業	2	1.5					
185	引拔鋼管製造業	2	1.5					
186	伸線業	2	1.5					
187	ブリキ製造業	2	1					
188	亜鉛鉄板製造業	2	1.5					
189	めつき鍛鋼機器製造業	2	1.5					
190	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1.5					
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1.5					
192	鍛鋼製造業	2	1					
193	鍛工品製造業	2	1.5					
194	鍛鋼製造業	2	1.5					
195	鍛鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	2	1.5					
196	鍛鉄管製造業	2	1					
197	可鍛鋳物製造業	2	1					
198	鍛粉製造業	2	1					
199	鍛鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1.5					
200	非鍛金屬製造業	2	1.5					
201	電気めっき業	5.5	3.5					
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	5.5	3.5	アルマイド加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。				
203	一般機械器具製造業	3	2					
204	電子回路製造業	3	2					
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機器器具製造業	3	2	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、それぞれ同欄の順序に従い、6、4とする。				
206	輸送用機械器具製造業	3	2	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。				
207	精密機械器具製造業	2						
208	ガス製造工場			4.5	3.5			
209	下水道業			2	1.5	活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含むする汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。		

181	冷間ロール成形鋼製造業	2	1					
182	钢管製造業	2	1.5					
183	伸鉄業	2	1.5					
184	管棒鋼製造業	2	1.5					
185	引拔鋼管製造業	2	1.5					
186	伸線業	2	1.5					
187	ブリキ製造業	2	1					
188	亜鉛鉄板製造業	2	1.5					
189	めつき鍛鋼機器製造業	2	1.5					
190	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1.5					
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1.5					
192	鍛鋼製造業	2	1					
193	鍛工品製造業	2	1.5					
194	鍛鋼製造業	2	1.5					
195	鍛鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	2	1.5					
196	鍛鉄管製造業	2	1					
197	可鍛鋳物製造業	2	1					
198	鍛粉製造業	2	1					
199	鍛鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1.5					
200	非鍛金屬製造業	2	1.5					
201	電気めっき業	5.5	3.5					
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	5.5	3.5	アルマイド加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。				
203	一般機械器具製造業	3	2					
204	電子回路製造業	3	2					
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機器器具製造業	3	2	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、それぞれ同欄の順序に従い、6、4とする。				
206	輸送用機械器具製造業	3	2	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。				

222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	4	3	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にしきる方法によりし尿を處理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	3	2	嫌気性消化法、好気性消化法、温式酸化法又は活性汚泥法に嫌気消化法を加えた方法より高さ度にし尿を處理することができる方法によりし尿を處理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1とする。
224	ごみ処理業	5	4	
225	陸油処理業	4	3	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	6	4.5	
227	死亡蓄貯取扱業	4	3	
228	ど畜場	8	4.5	
229	中央卸売市場	4	3	
230	地方卸売市場	5	4	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものを除く。)	5	4	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもののうち、社員食堂のちゆう施設に係るもの	ア	し尿浄化槽(処理対象人員が200人以下のもの)、社員食堂のちゆう施設に係るもの	4 3
	イ	その他	3	2

参考 1 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法	水質汚濁防止法施行令	水質汚濁防止法施行規則
第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関する人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。		(用語) 第一条 この省令で使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）及び水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。
(定義) 第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。 2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。		
一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。	(特定施設) 第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。	(科学技術に関する研究等を行う事業場) 第一条の二 令別表第一第七十一号の二の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。 一 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 二 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 三 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。） 又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前二号に該当するものを除く。） 四 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 五 保健所 六 検疫所 七 動物検疫所 八 植物検疫所 九 家畜保健衛生所 十 検査業に属する事業場 十一 商品検査業に属する事業場 十二 臨床検査業に属する事業場 十三 犯罪鑑識施設
	(カドミウム等の物質) 第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。 一 カドミウム及びその化合物 二 シアン化合物 三 有機胂化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E PN）に限る。） 四 鉛及びその化合物 五 六価クロム化合物 六 硒素及びその化合物 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 八 ポリ塩化ビフェニル 九 トリクロロエチレン 十 テトラクロロエチレン 一一 ジクロロメタン 一二 四塩化炭素 十三 一・二・ジクロロエタン 十四 一・一・ジクロロエチレン 十五 一・二・ジクロロエチレン 十六 一・一・一・トリクロロエタン 十七 一・一・二・トリクロロエタン 十八 一・三・ジクロロプロパン 十九 テトラメチルチウラムジスルトイド（別名チウラム） 二十 二・クロロ一・四・六・ビス（エチルアミノ）	

	<p>—s—トリアジン（別名シマジン）</p> <p>二十一 S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）</p> <p>二十二 ベンゼン</p> <p>二十三 セレン及びその化合物</p> <p>二十四 ほう素及びその化合物</p> <p>二十五 ふつ素及びその化合物</p> <p>二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>二十七 塩化ビニルモノマー</p> <p>二十八 一・四—ジオキサン</p>	
二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に關し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。	<p>（水素イオン濃度等の項目）</p> <p>第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。</p> <p>一 水素イオン濃度</p> <p>二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量</p> <p>三 浮遊物質量</p> <p>四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>五 フエノール類含有量</p> <p>六 銅含有量</p> <p>七 亜鉛含有量</p> <p>八 溶浴性鉄含有量</p> <p>九 溶浴性マンガン含有量</p> <p>十 クロム含有量</p> <p>十一 大腸菌群数</p> <p>十二 窒素又はりんの含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。第四条の二において同じ。）</p> <p>2 環境大臣は、前項第十二号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p>	<p>（湖沼植物プランクトン等の著しい増殖をもたらすおそれがある場合）</p> <p>第一条の三 燐に係る令第三条第一項第十二号の環境省令で定める場合は、燐を含む水が工場又は事業場から次に掲げる公共用水域に排出される場合とする。</p> <p>一 水の滞留時間が四日間以上である湖沼（水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えること、特殊なダムの操作が行われることその他の特別の事情があるものを除く。）</p> <p>二 次に掲げる算式により計算した値が一・〇以上である海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下この号において同じ。）その他の水が滞留しやすい海域</p> <p>✓ $S \cdot D 1 \div W \cdot D 2$ （この式において、S、W、D 1 及びD 2は、それぞれ次の値を表すものとする。）</p> <p>S 当該海域の面積（単位平方キロメートル） W 当該海域と他の海域との境界線の長さ（単位キロメートル） D 1 当該海域の最深部の水深（単位メートル） D 2 当該海域と他の海域との境界における最深部の水深（単位メートル） 三 第一号に掲げる湖沼又は前号に掲げる海域に流入する公共用水域</p> <p>2 窒素に係る令第三条第一項第十二号の環境省令で定める場合は、窒素を含む水が工場又は事業場から次に掲げる公共用水域に排出される場合とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる湖沼のうち、水の窒素含有量を水の燐含有量で除して得た値が二〇以下であり、かつ、水の燐含有量が一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以上であることその他の事由により窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となるもの</p> <p>二 前項第二号に掲げる海域</p> <p>三 第一号に掲げる湖沼又は前号に掲げる海域に流入する公共用水域</p>
3 この法律において「指定地域特定施設」とは、第四条の二第一項に規定する指定水域の水質について前項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。	<p>（指定地域特定施設）</p> <p>第三条の二 法第二条第三項の政令で定める施設は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百一人以上五百人以下のし尿処理槽とする。</p>	
4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。	<p>（指定物質）</p> <p>第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 ホルムアルデヒド 二 ヒドラジン 三 ヒドロキシシアミン 四 過酸化水素 五 塩化水素 六 水酸化ナトリウム 七 アクリロニトリル 八 水酸化カリウム 九 アクリルアミド 十 アクリル酸 十一 次亜塩素酸ナトリウム 十二 二硫化炭素 十三 酚酸エチル 十四 メチルターシヤリーピチルエーテル（別名 MTBE） 十五 硫酸 十六 ホスゲン 十七 一・二—ジクロロプロパン 十八 クロルスルホン酸</p>	

<p>5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものを行う。</p>	<p>十九 塩化チオニル 二十 クロロホルム 二十一 硫酸ジメチル 二十二 クロルピクリン 二十三 りん酸ジメチル=二・二・ジクロロビニル（別名ジクロボス又はDDVP） 二十四 ジメチルエチルスルフイニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP） 二十五 トルエン 二十六 エビクロロヒドリン 二十七 スチレン 二十八 キシレン 二十九 パラージクロロベンゼン 三十 N-メチルカルバミン酸二-セカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPM-C） 三十一 三・五-ジクロロ-N-（-・-ジメチル-二-プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド） 三十二 テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN） 三十三 チオリん酸O・O-ジメチル-O-（二-メチル-四-ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はMEP） 三十四 チオリん酸S-ベンジル-O・O-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP） 三十五 一・三-ジチオラン-二-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン） 三十六 チオリん酸O・O-ジエチル-O-（二-イソプロピル-六-メチル-四-ビリミジニル）（別名ダイアジノン） 三十七 チオリん酸O・O-ジエチル-O-（五-フェニル-三-イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン） 三十八 四-ニトロフェニル-二・四・六-トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はCNP） 三十九 チオリん酸O・O-ジエチル-O-（三・五・六-トリクロロ-二-ピリジル）（別名クロルピリホス） 四十 フタル酸ビス（二-エチルヘキシル） 四十一 エチル=（Z）-三-[N-ベンジル-N-[[メチル（-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ） 四十二 一・二・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・三・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-二-H-インデン（別名クロルデシン） 四十三 臭素 四十四 アルミニウム及びその化合物 四十五 ニッケル及びその化合物 四十六 モリブデン及びその化合物 四十七 アンチモン及びその化合物 四十八 塩素酸及びその塩 四十九 臭素酸及びその塩 五十 クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。） 五一 マンガン及びその化合物 五十二 鉄及びその化合物 五十三 銅及びその化合物 五十四 垂鉛及びその化合物 五十五 フェノール類及びその塩類 五十六 一・三・五・七-テトラアザトリシクロ[三・三・一-]デカノン（別名ヘキサメチレンデトライミン） 〔油〕 第三条の四 法第二条第五項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。 一 原油 二 重油 三 潤滑油 四 軽油 五 灯油 六 挥発油 七 動植物油 </p>
---	--

	(貯油施設等) 第三条の五 法第二条第五項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。 一 前条の油を貯蔵する貯油施設 二 前条の油を含む水を処理する油水分離施設	
6 この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。		
7 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。		
8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものと含む。）を含むものをいう。		
9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排出水を除く。）をいう。		
第二章 排出水の排出の規制等		
（排水基準） 第三条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものも含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。		排水基準を定める省令 (昭和四十六年六月二十一日総理府令第三十五号)
2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。		
3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつて人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域内に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。	（排水基準に関する条例の基準） 第四条 法第三条第三項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第六十条第一項の基準（以下「水質環境基準」という。）が定められているときは、法第三条第三項の規定による条例（農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項の規定により指定された対策地域における農用地の土壤の同法第二条第三項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。）においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることがある。	
4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。		
5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。		
（排水基準に関する勧告） 第四条 環境大臣は、公共用水域の水質の汚濁の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第三項の規定により排水基準を定め、又は同項の規定により定められた排水基準を変更すべきことを勧告することができる。		
（総量削減基本方針） 第四条の二 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第六十条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に關係のある地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。	（指定項目、指定水域及び指定地域） 第四条の二 法第四条の二第一項の政令で定める項目は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める水域は、当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
化 学 的 酸 素 要 求 量	館山市洲崎から三浦市飯崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号に掲げる区域
	愛知県伊良湖岬から三重県大王岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号に掲げる区域
	館山市洲崎から三浦市飯崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号に掲げる区域
	愛知県伊良湖岬から三重県大王岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号に掲げる区域
窒 素 又 は り ん の 含 有 量	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬まで引いた線	別表第二第三号に掲げる区域

		いた線、愛媛県高茂崎から大分県鶴御崎まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬崎まで引いた線、同塔から福岡県妙見埼灯台まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域		
2 総量削減基本方針においては、削減の目標、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に関しては、当該指定水域について、当該指定項目に係る水質環境基準を確保することを目途とし、第一号に掲げる総量が目標年度において第二号に掲げる総量となるように第三号の削減目標量を定めるものとする。	(法第四条の二第二項第二号に掲げる総量)			
一 当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量	第四条の三 法第四条の二第二項第二号に掲げる総量は、当該指定地域における人口及び産業の動向その他の自然的、社会的条件を基礎とし、発生源別の汚濁負荷量の削減のために採られた措置を考慮して、目標年度において公共用水域に排出されると見込まれる水の発生源別の汚濁負荷量につき、目標年度において見込まれる污水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備及び污水又は廃液の処理施設の設置の状況等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合に、当該指定水域に流入すると見込まれる水の汚濁負荷量の総量を算定することにより求めるものとする。			
二 前号に掲げる総量につき、政令で定めるところにより、当該指定地域における人口及び産業の動向、污水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合における総量				
三 当該指定地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別及び都道府県別の削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。）				
3 環境大臣は、第一項の水域を定める政令又は同項の地域を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。				
4 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、公害対策会議の議を経なければならない。				
5 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更したときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。				
(総量削減計画)				
第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画（以下「総量削減計画」という。）を定めなければならない。				
2 総量削減計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。				
一 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量				
二 前号の削減目標量の達成の方途				
三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項				
3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。				
4 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。				
5 都道府県知事は、総量削減計画を定めたときは、その内容を公表するよう努めなければならない。				
6 前三項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。				
(総量削減計画の達成の推進)				
第四条の四 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。				
(総量規制基準)				
第四条の五 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。	(法第四条の五第一項の環境省令で定める規模)			
2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。）及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。	第一条の四 法第四条の五第一項の環境省令で定める規模は、一日当たりの平均的な排出水の量（以下「日平均排水量」という。）が五十立方メートルであるものとする。			
	(総量規制基準)			
	第一条の五 法第四条の五第一項の総量規制基準は、化学的酸素要求量については次に掲げる算式により定めるものとする。 $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10 - 3$ （この式において、 L_c 、 C_c 及び Q_c は、それぞれ次の値を表すものとする。 L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム） C_c 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム） Q_c 特定排出水（排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位 一日につき立方メートル）			

ル))
2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、化学的酸素要求量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$$

(この式において、 L_c 、 C_{c_j} 、 C_{c_i} 、 C_{c_o} 、 Q_{c_j} 、 Q_{c_i} 及び Q_{c_o} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_{c_j} 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム）

C_{c_i} 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム）

C_{c_o} 都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量（前項の式において用いられる一定の値として定められた C_c と同じ値とする。）（単位 一リットルにつきミリグラム）

Q_{c_j} 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 一日につき立方メートル）

Q_{c_i} 都道府県知事が定める日から Q_{c_j} の都道府県知事が定める日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（当該都道府県知事が定める日から当該 Q_{c_j} の都道府県知事が定める日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量（ Q_{c_j} を除く。）（単位 一日につき立方メートル）

Q_{c_o} 特定排出水の量（ Q_{c_j} 及び Q_{c_i} を除く。）（単位 一日につき立方メートル）

3 第一項に規定する C_c 並びに前項に規定する C_{c_j} 、 C_{c_i} 及び C_{c_o} の値（以下この項において「 C_c 等の値」という。）は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあつては、その区分。以下「化学的酸素要求量に係る業種等」という。）ごとに定められるものとする。ただし、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出水を排出する指定地域内事業場に係る場合であつて、当該環境大臣が定める範囲内において C_c 等の値を定めることができないと認められ、かつ、都道府県知事が化学的酸素要求量に係る業種等ごとに C_c 等の値を別に定めたときは、この限りでない。

4 一つの指定地域内事業場が二以上の化学的酸素要求量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該化学的酸素要求量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

第一条の六 法第四条の五第一項の総量規制基準は、窒素含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

(この式において、 L_n 、 C_n 及び Q_n は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_n 都道府県知事が定める一定の窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

Q_n 特定排出水（排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位 一日につき立方メートル）

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、窒素含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$L_n = (C_{n_i} \cdot Q_{n_i} + C_{n_o} \cdot Q_{n_o}) \times 10^{-3}$$

(この式において、 L_n 、 C_{n_i} 、 C_{n_o} 、 Q_{n_i}

及びQn oは、それぞれ次の値を表すものとする。

Lni 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

Cni 都道府県知事が定める一定の窒素含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)

Cno 都道府県知事が定める一定の窒素含有量(前項の式において用いられる一定の値として定められたCnと同じ値とする。)(単位 一リットルにつきミリグラム)

Qni 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量)(単位 一日につき立方メートル)

Qno 特定排水の量(Qniを除く。)(単位 一日につき立方メートル)

3 第一項に規定するCn並びに前項に規定するCni及びCnoの値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分、次項において「窒素含有量に係る業種等」という。)ごとに定められるものとする。

4 一の指定地域内事業場が二以上の窒素含有量に係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の五第一項又は第二項の総量規制基準は、当該窒素含有量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

第一条の七 法第四条の五第一項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$Lp = Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo \times 10 - 3$$

この式において、Lp、Cpi及びCpoは、それぞれ次の値を表すものとする。

Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

Cpi 都道府県知事が定める一定のりん含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)

Qpi 特定排水(排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量(単位 一日につき立方メートル)

2 法第四条の五第二項の総量規制基準は、りん含有量については次に掲げる算式により定めるものとする。

$$Lp = (Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10 - 3$$

この式において、Lp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すものとする。

Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

Cpi 都道府県知事が定める一定のりん含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)

Cpo 都道府県知事が定める一定のりん含有量(前項の式において用いられる一定の値として定められたCpiと同じ値とする。)(単位 一リットルにつきミリグラム)

Qpi 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(当該都道府県知事が定める日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量)(単位 一日につき立方メートル)

Qpo 特定排水の量(Qpiを除く。)(単位 一日につき立方メートル)

3 第一項に規定するCpi並びに前項に規定するCpi及びCpoの値は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分、次項において「りん含有量に係る業種等」という。)ごとに定められるものとする。

4 一の指定地域内事業場が二以上のりん含有量に

		係る業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る法第四条の第一項又は第二項の総量規制基準は、当該りん含有量に係る業種等ごとに第一項又は第二項に掲げる算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。
3 第一項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。		
(特定施設等の設置の届出) 第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項(特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。)を都道府県知事に届け出なければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 工場又は事業場の名称及び所在地 三 特定施設の種類 四 特定施設の構造 五 特定施設の設備 六 特定施設の使用の方法 七 汚水等の処理の方法 八 排出水の汚染状態及び量(指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。) 九 その他環境省令で定める事項	(特定施設等の設置の届出) 第三条 法第五条第一項第九号の環境省令で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。 4 法第五条第一項及び第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。 (受理書) 第六条 都道府県知事又は市長は、法第五条第一項、第二項若しくは第三項又は第七条の届出を受理したときは、様式第四による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。	
2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものと含む。)を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 工場又は事業場の名称及び所在地 三 有害物質使用特定施設の種類 四 有害物質使用特定施設の構造 五 有害物質使用特定施設の使用の方法 六 汚水等の処理の方法 七 特定地下浸透水の浸透の方法 八 その他環境省令で定める事項	2 法第五条第二項第八号の環境省令で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統とする。 【再掲】 4 法第五条第一項及び第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。 【再掲】 第六条 都道府県知事又は市長は、法第五条第一項、第二項若しくは第三項又は第七条の届出を受理したときは、様式第四による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。	
3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者(第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。)又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設(指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。)であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 工場又は事業場の名称及び所在地 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法 六 その他環境省令で定める事項	(有害物質貯蔵指定施設) 第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。	3 法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあつては、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあつては、その施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。 【再掲】 4 法第五条第一項及び第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。 【再掲】 第六条 都道府県知事又は市長は、法第五条第一項、第二項若しくは第三項又は第七条の届出を受理したときは、様式第四による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
(経過措置) 第六条 一の施設が特定施設(指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。)となつた際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて排出水を排出し、若しくは特定地下浸透水を浸透させるもの又は一の施設が有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設となつた際にその施設を設置している者(当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となつた日から三十日以内に、それぞれ、環境省令で定めるとこにより、前条第一項各号、第二項各号又は第三項各		【再掲】 第三条 4 法第五条第一項及び第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。

	<p>号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該施設につき既に指定地域特定施設についての前条第一項又は次項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二の規定又は湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。</p>		
2	<p>一の施設が指定地域特定施設となつた際に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際にその地域において指定地域特定施設を設置している者であつて、排出水を排出するものは、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該施設につき既に湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設についての同条の規定により適用される前条第一項又はこの項の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。</p>	<p>【再掲】</p> <p>第三条</p> <p>4 法第五条第一項及び第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。</p>	
3	<p>第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際に当該地域において特定施設を設置している者（設置の工事をしている者及び前条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）であつて排出水を排出するものは、当該政令の施行の日から六十日以内に、環境省令で定めるところにより、排出水の排水系統別の汚染状態及び量を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>第三条</p> <p>5 法第六条第三項の規定による届出は、様式第二の二による届出書によつてしなければならない。</p>	
	<p>（特定施設等の構造等の変更の届出）</p> <p>第七条 第五条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>【再掲】</p> <p>第三条</p> <p>4 法第五条第一項及び第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。</p> <p>【再掲】</p> <p>第六条 都道府県知事又は市長は、法第五条第一項、第二項若しくは第三項又は第七条の届出を受理したときは、様式第四による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</p>	
	<p>（計画変更命令等）</p> <p>第八条 都道府県知事は、第五条第一項若しくは第二項の規定による届出又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排水水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>	<p>（有害物質を含むものとしての要件）</p> <p>第六条の二 法第八条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。</p> <p>環境大臣が定める方法</p> <p>→「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」 (平成元年八月二十一日環境庁告示三十九号)</p>	
2	<p>都道府県知事は、第五条の規定による届出があつた場合（同条第二項の規定による届出があつた場合を除く。）又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質貯蔵指定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造・設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第三項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>		

<p>第八条の二 都道府県知事は、第五条第一項の規定による届出又は第七条の規定による届出（同項第四号又は第六号から第九号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場（工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。）について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廢液の処理の方法の改善その他必要な措置を探るべきことを命ずることができる。</p>		
<p>(実施の制限)</p> <p>第九条 第五条の規定による届出をした者又は第七条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。</p> <p>2 都道府県知事は、第五条又は第七条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。</p>		
<p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第十条 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第一号若しくは第二号、第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		<p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第七条 法第十条の規定による届出は、法第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項、同条第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書によつて、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第六による届出書によつてしなければならない。</p>
<p>(承継)</p> <p>第十一条 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。</p>		
<p>2 第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p>		
<p>3 前二項の規定により第五条又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		<p>(承継の届出)</p> <p>第八条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七による届出書によつてしなければならない。</p>
<p>4 指定地地域内事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者は、第八条の二、第十三条第三項又は第十四条第三項の規定の適用については、当該指定地地域内事業場の設置者の地位を承継する。</p>		
<p>(排水水の排出の制限)</p> <p>第十二条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。</p>		
<p>2 前項の規定は、一の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する处罚規定がないときは除外。）は、この限りでない。</p>	<p>(法第十二条第二項の政令で定める施設)</p>	<p>第五条 法第十二条第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、別表第三に掲げるとおりとする。</p>
<p>3 第一項の規定は、一の施設が指定地域特定施設となつた際に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際にその地域において指定地域特定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が指定地域特定施設となつた日又</p>		

<p>は当該地域が指定地域となつた日から一年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間）は、適用しない。ただし、当該施設が指定地域特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときは除く。）は、この限りでない。</p>		
<p>（総量規制基準の遵守義務） 第十二条の二 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。</p>		
<p>（特定地下浸透水の浸透の制限） 第十二条の三 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。</p>		
<p>（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務） 第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者 (当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。) 又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。</p>		<p>（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等） 第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。 （施設本体の床面及び周囲の構造等） 第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。</p>
<p>一 次のいずれかにも適合すること。 イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ 防液堤、側壁、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>		

	<p>口 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。 <p>ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(排水溝等の構造等)</p> <p>第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(地下貯蔵施設の構造等)</p> <p>第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。 ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。 <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(使用の方法)</p> <p>第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 <p>二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</p>	
(改善命令等)	第十三条 都道府県知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若	

	しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。	
2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。	【準用】 第十二条 2 前項の規定は、一の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する处罚規定がないときは除く。）は、この限りでない。	
3 第一項の規定は、一の施設が指定地域特定施設となつた際に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際にその地域において指定地域特定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が指定地域特定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から一年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間）は、適用しない。ただし、当該施設が指定地域特定施設となつた際に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する处罚規定がないときは除く。）は、この限りでない。		
3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における污水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を探るべきことを命ずることができる。		
4 前項の規定は、第二条第二項若しくは第三項の施設を定める政令、第四条の二第一項の地域を定める政令又は第四条の五第一項の規模を定める環境省令の改正により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となつた日から六月間は、適用しない。		
第十三条の二 都道府県知事は、第十二条の三に規定する者が、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。		
2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る污水等（これを処理したものと含む。）を含むものについては、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際にその水が特定地下浸透水であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する处罚規定がないときは除く。）は、この限りでない。		
第十三条の三 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第十二条の四の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。		
2 前項の規定は、第十二条の四の基準の適用の際に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置し		

<p>ている者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から六月間（当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときは除く。）は、この限りでない。</p>		
<p>（指導等） 第十三条の四 都道府県知事は、指定地域内事業場から排出水を排出する者以外の者であつて指定地域において公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出するものに対し、総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。</p>		
<p>（排出水の汚染状態の測定等） 第十四条 排出水を派出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p>		<p>（排出水の汚染状態の測定） 第九条 法第十四条第一項の規定による排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たもの（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第二百十号）第五条第一項の規定により特定施設（法第二条第二項に規定する特定施設に限る。）の設置の許可を受けた者にあつては瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年總理府令第六十一号）様式第一別紙四により申請したもの）をい、法第五条第一項の規定に相当する鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）、又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）の規定による法第二十三条第二項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては、当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、三年に一回以上）、その他のものについては必要に応じて行うこと。 二 前号の測定は、特定事業場の規模、排出水の汚染状態その他の事情により、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たものについて都道府県又は令第十条に規定する市（以下この号及び第五号において「都道府県等」という。）が条例で前号に掲げる当該事項に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。 三 前二号の測定は、排水基準の検定方法により行うこと。 四 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たもの（法第五条第二項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による法第二十三条第二項第一号、第四号又は第七号に規定する特定施設に係る許可若しくは認可を受け、又は届出をした者にあつては当該許可若しくは認可の申請又は届出に係る書類に記載したものをいう。次号において同じ。）については一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。 五 前号の測定は、特定事業場の規模、特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により、有害物質のうち様式第一別紙九により届け出たものについて都道府県等が条例で前号に掲げる当</p>

		<p>該物質に係る測定の回数より多い回数を定めたとき又はその他のものについて都道府県等が条例で測定の回数を定めたときは、当該回数で行うこと。</p> <p>六 前二号の測定は、第六条の二の有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>七 測定のための試料は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。</p> <p>八 測定の結果は、様式第八による水質測定記録表により記録すること。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第百七条の登録を受けた者から様式第八の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第百十条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第百七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。</p> <p>九 前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書（計量法第百七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存すること。</p>
2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。		<p>（排出水の汚濁負荷量の測定等）</p> <p>第九条の二 法第十四条第二項の規定による排出水の汚濁負荷量の測定及びその結果の記録は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 汚濁負荷量の測定は、環境大臣の定めるところにより、特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項を計測し、特定排出水の一日当たりの汚濁負荷量を算定することにより行うこと。</p> <p>二 前号の測定は、日平均排水量が四百立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合にあつては排水の期間中毎日、日平均排水量が二百立方メートル以上四百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては七日を超えない排水の期間ごとに一回以上、日平均排水量が百立方メートル以上二百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上、日平均排水量が五十立方メートル以上百立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあつては三十日を超えない排水の期間ごとに一回以上行うこと。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、排水の系統ごとの汚染状態及び量その他の事情により、これらの測定の回数によることが困難と認められる場合であつて、都道府県知事が別に排水の期間を定めたときは、当該都道府県知事が定めた排水の期間ごとに行うこと。</p> <p>三 測定の結果は、様式第九による汚濁負荷量測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。</p> <p>2 法第十四条第三項の規定による届出は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量については次に掲げる事項を記載した様式第十による届出書によつてしなければならない。</p> <p>一 特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態、特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項の計測方法及び計測場所</p> <p>二 特定排出水の一目当たりの汚濁負荷量の算定方法</p> <p>三 その他汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項</p>
3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。		
4 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その		

<p>他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。</p> <p>5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p>	<p>(点検事項及び回数)</p> <p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。</p> <p>3 法第十四条第五項の規定による点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(点検結果の記録及び保存)</p> <p>第九条の二の三 法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 二 点検年月日 三 点検の方法及び結果 四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名 五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容 <p>2 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>3 法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 二 異常等を確認した年月日 三 異常等の内容 四 異常等を確認した者の氏名 五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容 <p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第九条の二の四 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、その提出を受けた都道府県知事又は令第十条に規定する市長は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 様式第一（別紙一から別紙十五までを含む。）による届出書 二 様式第二の二（別紙を含む。）による届出書 三 様式第五による届出書 四 様式第六による届出書 五 様式第七による届出書 六 様式第十による届出書 <p>2 前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第二条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第十の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第九条の二の五 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 日本工業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
---	---

	<p>二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ (フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第九条の二の六 第九条の二の四の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 トランクフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附屬書一 <p>2 第九条の二の四の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八による图形文字並びに日本工業規格X〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 (フレキシブルディスクに付ける書面)</p> <p>第九条の二の七 第九条の二の四のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 二 届出年月日 	
(事故時の措置)	<p>第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)	<p>第十四条の三 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第二十二条第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限</p>	<p>（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）</p> <p>第九条の三 法第十四条の三第一項又は第二項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者及び当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘査してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。</p> <p>2 法第十四条の三第一項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表第二の上欄</p>

を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。		<p>に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に關し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第二項の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下単に「削減目標」という。）を達成することとする。</p> <p>一 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第二号から第四号までに掲げるものを除く。） 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>二 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条第六項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口</p> <p>三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>四 水質環境基準（有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>3 法第十四条の三第一項の相当の期限は、第一項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。</p> <p>4 第一項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成すべき浄化基準（同項の命令を二以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合にあつては、削減目標）、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行うものとする。</p> <p>(測定方法)</p> <p>第九条の四 前条第二項に規定する浄化基準及び削減目標は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。</p> <p>環境大臣が定める方法 →「水質汚濁防止法施行規則第九条の四に規定に基づく環境大臣が定める方法」 (平成八年九月十九日環境庁告示五十五号)</p>
2 前項本文に規定する場合において、都道府県知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。		
3 特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。 (事業者の責務)		

第十四条の四 事業者は、この章に規定する排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う污水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該污水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるにしなければならない。		
第二章の二 生活排水対策の推進		
(国及び地方公共団体の責務)		
第十四条の五 市町村(特別区を含む。以下この章において同じ。)は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために必要な対策(以下「生活排水対策」という。)として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設(以下「生活排水処理施設」という。)の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。		
2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。		
3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び現地政上の援助に努めなければならない。		
(国民の責務)		
第十四条の六 何人も、公共用水域の水質の保全を図るために、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行なうよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。		
(生活排水を排出する者の努力)		
第十四条の七 生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を探るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。		
(生活排水対策重点地域の指定等)		
第十四条の八 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。 一 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれがある著しい公共用水域 二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であつて水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれがある著しいもの		
2 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聽かなければならない。		
3 生活排水対策重点地域の指定をしようとする地域に係る公共用水域が他の都府県の区域内にわたる場合においては、都道府県知事は、その指定をしようとする旨を当該他の都府県の都道府県知事に通知しなければならない。		
4 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該生活排水対策重点地域をその区域内に含む市町村(以下「生活排水対策推進市町村」という。)に通知しなければならない。		
5 前三項の規定は、生活排水対策重点地域の変更について準用する。		
(生活排水対策推進計画の策定等)		
第十四条の九 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画(以下「生活排水対策推進計画」という。)を定めなければならない。		
2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 生活排水対策の実施の推進に関する基本の方針 二 生活排水処理施設の整備に関する事項		
3 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。		
4 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならぬ。		
5 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければな		

らない。		
6 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、その推進に関する特に必要があると認める場合にあつては勧告をすることができる。		
7 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。		
8 第四項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。		
(生活排水対策推進計画の推進)		
第十四条の十 生活排水対策推進市町村は、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図りながら、生活排水対策推進計画に定められた生活排水対策の実施の推進に関する基本の方針に従い、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるように努めなければならない。		
第三章水質の汚濁の状況の監視等		
(常時監視)		
第十五条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁(放射性物質によるものを除く。第十七条第一項において同じ。)の状況を常時監視しなければならない。		(都道府県知事が行う常時監視) 第九条の五 法第十五条第一項の規定により都道府県知事が行う常時監視は、各都道府県における公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を的確に把握できる地点において、その状況を継続的に測定することにより行うものとする。
2 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。		2 法第十五条第二項の規定により都道府県知事が行う結果の報告は、毎年度、前項の規定による常時監視の結果を取りまとめ、環境大臣の定める日までに、環境大臣に提出することにより行うものとする。
3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質(環境省令で定めるものに限る。第十七条第二項において同じ。)による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。		(環境大臣が行う常時監視) 第九条の六 法第十五条第三項の規定により環境大臣が行う常時監視は、放射性物質の濃度を測定することにより行うものとする。 2 法第十五条第三項の環境省令で定める放射性物質は、公共用水域の水中及び地下水中の放射性物質とする。
(測定計画)		
第十六条 都道府県知事は、毎年、国の方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画(以下「測定計画」という。)を作成するものとする。		
2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。		
3 環境大臣は、指定水域ごとに、当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量を把握するため、測定計画の作成上都道府県知事が準拠すべき事項を指示することができる。		
4 国及び地方公共団体は、測定計画に従つて当該公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。		
(測定の協力)		
第十六条の二 地方公共団体の長は、前条第四項の地下水の水質の測定を行うため必要があると認めるときは、井戸の設置者に対し、地下水の水質の測定の協力を求めることができる。		
(公表)		
第十七条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。		(結果の公表) 第九条の七 法第十七条第一項の規定により都道府県知事が行う公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。		2 法第十七条第二項の規定により環境大臣が行う放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(緊急時の措置)		
第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な湯水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	(緊急時) 第六条 法第十八条の政令で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な湯水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の二倍に相当する程度(第二条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度)をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。	(緊急時の措置) 第十条 法第十八条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。
第四章 損害賠償		
(無過失責任)		

第十九条 工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。 2 一の物質が新たに有害物質となつた場合には、前項の規定は、その物質が有害物質となつた日以後の当該物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透による損害について適用する。		
第二十条 前条第一項に規定する損害が二以上の事業者の有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により生じ、当該損害賠償の責任について民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条第一項の規定の適用がある場合において、当該損害の発生に關しその原因となつた程度が著しく小さいと認められる事業者があるときは、裁判所は、その者の損害賠償の額を定めるについて、その事情をしんしやくすることができる。 (賠償についてのしんしやく) 第二十条の二 第十九条第一項に規定する損害の発生に關して、天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしんしやくすることができる。		
(消滅時効) 第二十条の三 第十九条第一項に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行なわないときは、時効によつて消滅する。損害の発生の時から二十年を経過したときも、同様とする。		
(他の法律の適用) 第二十条の四 第十九条第一項に規定する損害賠償の責任について鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)又は水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第二百三十四号)の適用があるときは、当該各法律の定めるところによる。		
(適用除外) 第二十条の五 この章の規定は、事業者が行なう事業に從事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に關しては、適用しない。		
第五章 雜則 (都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等) 第二十一条 都道府県の区域内に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に關する重要な事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮詢に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。 2 前項の場合においては、政令で定める基準(以下「環境基本法第四十三条第二項の条例」において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に關する特別の定めをするものとする。		
	(法第二十一条第二項の政令で定める基準) 第七条 法第二十一条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この条において「審議会等」という。)が法第二十一条第一項の事務を行う場合には、審議会等を組織する委員又は当該委員とともにその事務を行う臨時委員その他の特別の委員に、国の関係地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員(次号において「国の関係地方行政機関の長等」という。)を含むことができること。 二 審議会等が法第二十一条第一項の事務に係る事項について調査審議する部会その他の合議制の組織を置く場合には、当該合議制の組織の委員に、国の関係地方行政機関の長等を含むことができること。	
(報告及び検査) 第二十二条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。	(報告及び検査) 第八条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場の設置者(当該特定事業場から排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。以下この項において同じ。)又は設置者であつた者に対し、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排水水の汚染状態及び量(指定地域内の特定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)、特定地下浸透水の浸透の方法並びに法第五条第一項第九号及び同条第二項第八号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。 2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者(前項の規定に該当する者を除	(権限の委任) 第十二条 法第二十二条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第二十二条第一項及び第二項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

		<p>く。以下この項において同じ。) 又は設置者であつた者に対し、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法及び法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設及び汚水等の処理施設、有害物質貯蔵指定施設並びにこれらの関連施設、特定施設において使用する原料、有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する物、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の敷地内の土壤及び地下水並びに関係帳簿書類を検査させることができる。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による報告及び前項の規定による検査は、法第二十三条第一項に規定する特定施設又は指定施設に関しては、法第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の三第一項若しくは第二項、第十八条又は第二十三条第三項の規定による権限の行使に關し必要と認められる場合に行うものとする。</p>	
2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定地域において事業活動に伴つて公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出する者(排出水を排出する者を除く。)で政令で定めるものに対し、汚水、廃液等の処理の方法その他必要な事項に關し報告を求めることができる。	5 法第二十二条第二項の政令で定める者は、別表第四に掲げる施設を設置する者とする。	<p>【再掲】 (権限の委任)</p> <p>第十二条 法第二十二条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第二十二条第一項及び第二項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p>	
3 前二項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。			
4 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。		<p>(立入検査の身分証明書)</p> <p>第十一条 法第二十二条第四項の証明書の様式は、様式第十一のとおりとする。</p>	
5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。			
(適用除外等)			
第二十三条 次の表の上欄に掲げる者に關しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)又は船舶汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の相当規定の定めるところによる。			
一 鉱山保安法第十一条第一項の経済産業省令で定める施設(以下「鉱山施設」という。)である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。)	当該鉱山	第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項	
二 鉱山施設である有害物質使用特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山から特定地下浸透水を浸透させる者	当該鉱山	第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十二条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項	
三 鉱山施設である指定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者	当該鉱山	第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十二条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項	
四 鉱山施設である貯油施設等を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定す	当該鉱山	第十四条の二第三項及び第四項	

る鉱山の設置者		
五 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）	当該特定施設	第五条から第十三条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項
六 電気工作物である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者	当該有害物質使用特定施設	第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十三条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項
七 電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者	当該指定施設	第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十三条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項
八 電気工作物である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者	当該貯油施設等	第十四条の二第三項及び第四項
九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）	当該特定施設	第五条から第十三条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項
十 廃油処理施設である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者	当該有害物質使用特定施設	第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十三条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項
十一 廃油処理施設である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者	当該指定施設	第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十三条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項
十二 廃油処理施設である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者	当該貯油施設等	第十四条の二第三項及び第四項
十三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者	当該貯油施設等	第十四条の二第三項及び第四項
2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第五条、第七条、第十条、第十二条第三項又は第十四条第三項の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定による前項に規定する特定施設又は指定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設又は指定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。		
3 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設に係る排出水若しくは特定地下浸透水又は同項に規定する指定施設から地下に浸透する有害物質を含む水に起因する公共用水域又は地下水の水質の汚濁により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認める		

	ときは、行政機関の長に対し、第八条又は第八条の二の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は船舶汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。	
4 行政機関の長は、前項の規定による要請があった場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。		
5 都道府県知事は、第一項の表第一号又は第五号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第二号又は第六号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第三号、第七号又は第十一号の上欄に掲げる者に対し第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第九号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項又は第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第十号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。		
(資料の提出の要求等)		
第二十四条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。		【再掲】 (権限の委任) 第十二条 法第二十二条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第二十二条第一項及び第二項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。
2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用海域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する意見を述べることができる。		
3 河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者をいう。）、港湾管理者（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）その他公共用海域の管理を行なう者で政令で定めるものは、この法律の施行に関して当該公共用海域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該公共用海域の水質の汚濁の防止に関する意見を述べることができる。	(公共用海域の管理を行う者) 第九条 法第二十四条第三項の政令で定める者は、次に掲げるところとする。 一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一百条第一項の規定により指定された河川の管理を行う市町村長 二 公共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいい、法第二条第一項に規定する公共下水道の管理者を除く。）及び都市下水路管理者（下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。） 三 渔港管理者（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。） 四 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十四条に規定する保護水面の管理を行う都道府県知事及び農林水産大臣 五 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）に基づき農業用排水施設の管理を行う国、都道府県、市町村及び土地改良区	
(環境大臣の指示)		
第二十四条の二 環境大臣は、公共用海域及び地下水の水質の汚濁による人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に關し必要な指示をすることができる。 一 第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務 二 第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告に関する事務 三 第二十三条第三項の規定による要請に関する事務 四 前条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務		
(国の援助)		
第二十五条 国は、公共用海域及び地下水の水質の汚濁の防止に資するため、特定事業場における汚水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。		
2 前項の措置を講ずるにあたつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。		
(研究の推進等)		
第二十六条 国は、汚水等の処理に関する技術の研究、汚		

(経過措置) 第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。		
(権限の委任) 第二十七条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。		
(政令で定める市の長による事務の処理) 第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととことができる。	<p>(政令で定める市の長による事務の処理)</p> <p>第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び鹿島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第五条から第七条まで、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受理に関する事務 二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務 三 法第九条第二項の規定による同条第一項の期間の短縮に関する事務 四 法第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告に関する事務 五 法第十五条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務 六 法第十七条第一項の規定による公表に関する事務 七 法第二十二条第一項及び第二項の規定による報告の徴収並びに同条第一項の規定による立入検査に関する事務 八 法第二十三条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務 九 法第二十三条第三項の規定による要請に関する事務 十 法第二十三条第五項の規定による協議に関する事務 十一 法第二十四条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第三項の規定による意見の聴取に関する事務 	
2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。		<p>(指定都市の長等の通知すべき事項)</p> <p>第十三条 法第二十八条第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項のうち、指定地域内の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場に係るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第五条、第六条、第七条、第十条、第十一条第三項及び第十四条第三項の規定による届出の内容 二 法第二十三条第三項の規定による通知の内容
(事務の区分) 第二十八条の二 第四条の五第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。		
(条例との関係) 第二十九条 この法律の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。		
<ul style="list-style-type: none"> 一 排出水について、第二条第二項第二号に規定する項目によって示される水の汚染状態以外の水の汚染状態（有害物質によるものを除く。）に関する事項 二 特定地下浸透水について、有害物質による汚染状 		

態以外の水の汚染状態に関する事項		
三 特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び第二条第二項第二号に規定する項目によって示される水の汚染状態に関する事項		
四 特定事業場以外の工場又は事業場から地下に浸透する水について、有害物質による水の汚染状態に関する事項		
第六章 罰則		
第三十条 第八条、第八条の二、第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。		
第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十二条第一項の規定に違反した者 二 第十四条の二第四項又は第十八条の規定による命令に違反した者		
2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。		
第三十二条 第五条又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。		
第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第九条第一項の規定に違反した者 三 第十四条第一項、第二項又は第五項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者 四 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者		
第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。		
第三十五条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。		
附則(平成二十三年六月二十二日法律第七十一号)	附則(平成二十四年三月二十七日環境省令第三号)	
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	○水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成二十三年十一月二十八日政令第三百六十六号) 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年六月一日とする。	
(経過措置) 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水質汚濁防止法第五条第一項の規定によりされた届出は、この法律による改正後の水質汚濁防止法(以下「新法」という。)第五条第一項の規定によりされた届出とみなす。		
第三条 この法律の施行の際現に工場若しくは事業場において新法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設(以下「有害物質使用特定施設」という。)を設置している者(新法第五条第一項又は第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。)又は工場若しくは事業場において新法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設(以下「有害物質貯蔵指定施設」という。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。次条において同じ。)は、この法律の施行の日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を都道府県知事(新法第二十八条第一項の政令で定める市(特別区)を含む。以下この項において同じ。)の区域内の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る場合にあつては、当該市の長とする。)に届け出なければならない。	第九条 水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、新規則様式第一の例による届出書を提出して行うものとする。	
2 前項の規定による届出をした者は、新法第六条第一項の規定による届出をした者とみなす。		
3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。		
4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。		
第四条 この法律の施行の際現に有害物質使用特定施設		

2 前項の規定に該当する者に対する新法第十三条の三第二項の規定の適用については、同項中「第十二条の四の基準の適用」とあるのは、「第十二条の四の基準の適用（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の日から起算して三年を経過することにより同条の規定が適用されることとなつた場合を除く。以下この項において同じ。）」とする。		
(政令への委任) 第五条 前三条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。		
(検討) 第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。		

参考2 豊田市の環境を守り育てる条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、豊田市環境基本条例(平成8年条例第27号。以下「基本条例」という。)の基本理念に基づき、市、事業者及び市民(団体等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、それぞれの日常生活及び事業活動において環境に配慮した行動を積極的に推進することにより、都市の持続的発展を図るとともに、現在及び将来の市民の健康的な生活の確保に寄与し、もって市の環境を守り育てることを目的とする。

第5章 公害の防止等に関する施策

第1節 公害の防止に関する施策

（油の流出及び地下浸透の禁止）

第33条 油(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第5項に規定する油をいう。以下同じ。)を取り扱う者は、当該油の適正な使用及び処理に努めるとともに、当該油をみだりに公共用水域(同法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)へ流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

- 2 油を取り扱う者は、その施設において当該油が公共用水域に流出し、又は地下に浸透していないことを定期的に点検しなければならない。
- 3 公共用水域へ油を流出させた者又は地下に油を浸透させた者(水質汚濁防止法第14条の2第1項の特定事業場の設置者及び同条第3項の貯油事業場等の設置者を除く。次項において「油流出者等」という。)は、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油の流出又は浸透を防止し、及び流出又は浸透した油の回収のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 油流出者等は、前項の措置を講じたときは、速やかにその状況等を市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出があった場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、当該油の流出又は浸透の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

（排水規制基準）

第34条 市長は、排水(事業者から当該事業活動に伴って公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。)に含まれる物質のうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものについて、その排出許容限度に関し、排水規制基準を定めるものとする。

- 2 事業者(水質汚濁防止法第2条第6項に規定する排出水を排出する者を除く。)は、前項の排水規制基準を遵守しなければならない。

参考3 豊田市の環境を守り育てる規則（抜粋）

（油の流出等の状況の公表に係る事項）

第3条 条例第33条第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名(事業者にあっては、当該事業者の名称及び代表者の氏名)、住所(事業者にあっては、事業所の所在地)及び連絡先
- (2) 油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させた場所
- (3) 公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させた油の種類
- (4) その他市長が必要と認める事項

（排水規制基準）

第4条 条例第34条第1項の規則で定めるものは、別表左欄に掲げる物質とする。

- 2 条例第34条第1項の排水規制基準は、別表に掲げるとおりとする。

別表 排水規制基準（第4条関係）

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質	排出許容限度
カドミウム及びその化合物	1 Lにつきカドミウム 0.03mg
シアノ化合物	1 Lにつきシアノ 1mg
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 Lにつき 1mg
鉛及びその化合物	1 Lにつき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1 Lにつき六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1 Lにつき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 Lにつき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1 Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1 Lにつき 0.1mg
テトラクロロエチレン	1 Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1 Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1 Lにつき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1 Lにつき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1 Lにつき 1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 Lにつき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1 Lにつき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1 Lにつき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1 Lにつき 0.02mg
チウラム	1 Lにつき 0.06mg
シマジン	1 Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1 Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1 Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1 Lにつきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	1 Lにつきほう素 10mg
ふつ素及びその化合物	1 Lにつきふつ素 8mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1 Lにつき 0.5mg

備考

- 1 許容限度は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）により検定した場合における検出値によるものとする。
- 2 「検出されないこと。」とは、備考1の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

※ 排水基準省令等で暫定基準が定められている項目については、同様な暫定基準があります。

参考4 有害物質の毒性について

- ① カドミウム：主に亜鉛の生産に伴って産出される重金属。大量のカドミウムが長期間に渡って体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害、胃腸障害、腎臓障害等を起こします。イタイイタイ病は、上流の鉱山排水中に含まれるカドミウムによる慢性中毒に起因するものといわれています。
- ② シアン化合物：シアン化合物は、シアン化水素、シアン化カリウムなどのほか、銅、鉄、銀等の金属化合物があります。シアン化水素、シアン化カリウムなどは、体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒（シアン化カリウムで致死量0.15 gといわれる。）です。
- ③ 鉛 : 水道管、ガス管、酸工業用パイプ、蓄電池、電線ケーブル、合金、放射線遮蔽材等の用途に幅広く使われています。鉛及びその化合物は、水銀等と並んでもっとも毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こし、歯のまわりに特有の褐色の縁を生ずるほか、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。
- ④ 六価クロム：クロムは、耐蝕性、耐熱性に富む重金属で、メッキやステンレス原料として用いられています。クロム化合物には、青紫色を呈する三価クロム化合物と、黄色から赤色を呈する六価クロム化合物があり、このうち六価クロム化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸入による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらし、浮腫やかいようを生じ、またガンの原因になるといわれています。
- ⑤ 硒素 : 銅、鉛、亜鉛等の精錬の際、副産物として産出されます。砒素及びその化合物（砒酸、亜砒酸、砒化水素等）は、すべて猛毒であり、皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発しん等の症状を示すといわれています。
- ⑥ アルキル水銀：水銀にアルキル基が1個又は2個結合した有機水銀化合物で、メチル水銀、エチル水銀等の総称。アルキル水銀中毒になると、知覚、聴覚、言語障害、視野の狭窄、手足のまひ等の中枢神経障害を起こし、ひどいときには死に至ることもあります。熊本県水俣市で発生した「水俣病」は、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド合成工程でできたメチル水銀が原因とされています。
- ⑦ ポリ塩化ビフェニル（P C B）：有機塩素系の非常に安定な化合物で、熱に強く、酸やアルカリに侵されず、絶縁性にすぐれ、水に溶けないという性質を持っており、トランスやコンデンサーなど電気製品の絶縁体から熱媒体、ペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われています。P C Bの急性毒性は、DDTの5分の1程度ですが、いったん体内に入ると分解されずに蓄積され、全身にニキビ状の吹出物ができ、肝臓障害、恶心、吐き気などを起こすといわれています。
- ⑧ トリクロロエチレン：不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されています。無色の水より重たい液体で、クロロホルムのような臭いがあります。眼・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こします。また、ガンの原因にもなるといわれています。
- ⑨ テトラクロロエチレン：不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精錬加工においても使用されています。無色の液体で、エーテルのような臭いがあります。高濃度の場合、眼・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛、めまい、意識喪失を起こします。また、ガンの原因にもなるとされています。

- ⑩ ジクロロメタン：溶剤、ウレタン発泡助剤、エアロゾルの噴射剤、溶媒、抽出溶媒などに使用されています。無色透明の芳香のある水より重い液体で、不燃性、非引火性で湿気により加水分解します。大気中では容易に光化学分解されますが、水からの揮散は少なく、生分解性はありません。
- ⑪ ベンゼン：合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されていますが、生産量の約半分はスチレンモノマーの原料として使用されています。ガソリン中にも1%前後含まれています。特有の芳香臭を持つ水より軽い無色の液体で、水に溶けにくいが、有機溶媒には良く溶けます。また、揮発性が強く引火性があり、光、空気に対しては安定ですが、生分解は可能です。高濃度のベンゼンを急性暴露すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、よろめき、平衡感覚減少、昏睡など主に中枢神経系統に影響を受けます。また、ガンの原因にもなるといわれています。
- ⑫ セレン：その電気化学的特性から光電池、整流器、ゼログラフィー用感光材料、黄・赤色ガラス及びプラスチック・インク・塗料の顔料、有機合成化学の酸化剤、触媒等に使用されています。灰色の光沢のある固体で、室温では安定、主な電子価は、-2、+4、+6で、多くの金属、非金属とセレン化合物をつくります。金属セレンの毒性は低いものですが、化合物の毒性は非常に高くなります。体内では腸管で約60%吸収され肝臓・腎臓に蓄積し、皮膚障害、胃腸障害、神経過敏症、高度の貧血などの障害を起こします。
- ⑬ ほう素：無味、無臭、褐色の粉末で、ほう素化合物はガラス、陶磁器、メッキ工業の原材料などに使用されています。健康影響として、食欲不振、恶心、嘔吐などを起こします。
- ⑭ ふつ素：刺激臭のある淡黄色の气体で、天然にはホタル石、水晶石などに含まれています。ふつ素化合物は、鉄鋼、アルミニウム等の精錬用、ガラス加工用、電子部品の加工用などに使用されています。ふつ素化合物を高濃度に含む水を摂取すると、斑状歯（歯にしみが生じ、症状が進むと歯がボロボロになっていく。）などを起こします。
- ⑮ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：硝酸塩及び亜硝酸塩は、肥料、火薬製造、ガラス製造の原料などに使用されています。健康影響として、乳幼児に対するメトヘモグロビン血症（チアノーゼや窒息を起こす。）を起こします。
- ⑯ 1,4-ジオキサン：有機合成反応用溶媒の他、トランジスター、合成皮革、塗料、塩素系溶剤などの溶剤として使用されています。また界面活性剤生成の際に副生成されたり、洗剤などの製品の一部に不純物として存在する可能性があります。無色透明の液体で、エーテルのような臭いがあります。本物質の吸入によりめまい、頭痛、吐き気、嘔吐、咽頭痛、腹痛、眠気、意識喪失の症状が起ることがあります。高濃度の吸入又は飲み込みは中枢神経系、肝臓、腎臓、肺に影響を与えます。発ガン性を示す可能性があります。

参考5 生活環境項目について

- ① 水素イオン濃度：溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合いを示します。
(pH) pH 1～7は酸性、pH 7は中性、pH 7～14はアルカリ性を示します。
- ② 生物化学的酸素要求量：有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が20°Cで5日(BOD) 間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量で表します。BODが高いことは、その水の中の微生物により分解されやすい有機物が多いことを意味し、これが河川に流入すると、河川の水の中に溶けている酸素を多量に消費し、魚介類に被害を及ぼします。
- ③ 化学的酸素要求量：BODと同じように、主として有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水(COD) 中の汚濁物質を100°Cで酸化剤(過マンガン酸カリウム)で酸化するときに消費される酸素量で表します。この値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味します。微生物により酸化分解される有機物質とそうでない有機物質の区別、有機物質と酸化される無機物質の区別が出来ないため、BODとは異なった値を示します。
- ④ 浮遊物質量：粒径2mm以下の、水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。一定量の水をとって(S S) ろ過したあと、残留物を乾燥してその重量を測り、それを水中の濃度で表したもので、浮遊物質には無機質のものと有機質のものとがあり、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示します。
- ⑤ ノルマルヘキサン抽出物質含有量：油脂、ワックス、グリスなど酸性でノルマルヘキサンにより抽出される物質の総称で、通常「油分等」といわれており、鉱油、動植物油等の量を表す指標として使われています。
- ⑥ 大腸菌群数：人や動物の糞便中には大腸菌が多く存在するため、これを測ることにより糞便による汚染の程度をることができます。大腸菌群には、人や動物の腸内に生存している大腸菌と水中、土壤など広く自然界に分布している細菌とがありますが、それぞれを分離することが困難であるため、一括して大腸菌群としています。大腸菌群が検出された場合には、赤痢菌、チフス菌等他の病原菌の存在が疑われます。
- ⑦ 窒素 : 空気中に約80%含まれる物質でありそれ自体は無害ですが、水中の栄養塩類としては閉鎖性水域の富栄養化の原因となる物質の一つです。水域の栄養塩類は、生活排水、工業排水などにより供給され、藻類などの植物性プランクトンの著しい増殖の原因となり、汚濁物質が内部生産され、さらに赤潮やアオコ、青潮の発生の原因となります。物質循環では溶存態の無機と有機窒素及び懸濁態窒素に区分して、これらすべてを全窒素と呼びます。
- ⑧ りん (磷) : 窒素とともに、水中の栄養塩類として閉鎖性水域の富栄養化の原因となる物質の一つです。窒素と同様に、溶存態の無機と有機及び懸濁態りんに区分され、これらすべてを全りんと呼びます。生活排水、工場排水、農業排水などにより閉鎖性水域に供給され、栄養塩類の増加による富栄養化を引き起します。

届出記入例

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

提出年月日を記入する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長殿

住所 名古屋市中区三の丸3丁目1-2

氏名 アイチ金属工業株式会社

届出者

印

法人にあって

代表取締役 愛知太郎

は代表者氏名

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、代表者の委任状が必要。

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	アイチ金属工業株式会社 第一工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	豊田市〇〇町1-10	※受理年月日	年月日
第5条第1項関係 第5条第2項関係	特定施設の種類 △特定施設の構造 △特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。） △特定施設の使用の方法 △汚水等の処理の方法 △排出水の汚染状態及び量 △排出水の排水系統別の汚染状態及び量 △排出水に係る用水及び排水の系統 有害物質使用特定施設の種類 △有害物質使用特定施設の構造 △有害物質使用特定施設の使用の方法 △汚水等の処理の方法 △特定地下浸透水の浸透の方法 △特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	66 電気めっき施設 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 別紙1のとおり。 別紙1の2のとおり。 別紙2のとおり。 別紙3のとおり。 別紙4のとおり。 別紙5のとおり。 別紙6のとおり。 別紙7のとおり。 別紙8のとおり。 別紙9のとおり。 別紙10のとおり。 別紙11のとおり。	※施設番号 ※審査結果 ※備考 水質汚濁防止施行令別表第1の号番号及び名称を記入する。

様式第1（第3条関係）（裏面）

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙1

特定施設の構造		
工場又は事業場における施設番号	66-②	工場において使っている番号等があれば、記入する。
特定施設号番号及び名称	66 電気めっき施設	
型 式	全自動銅ニッケルクロム ラインメッキ 愛知型 平成10年式	メーカーでの呼び名、型式、年式を記入する。
構 造	鉄鋼製（ライニング処理） (別紙参照)	①「特定施設の構造図」を添付する。
主要寸法	メッキライン 長さ 16.6m×幅 1.6m×高さ 2.3m メッキ槽 高さ 0.7m×幅 1.1m 1基	設置基数についても記入する。
能 力	△△kg/日	その施設の時間当たり、又は1日当たりの原材料の処理能力を重量、長さ等により記入する。
配 置	別紙配置図のとおり	②「工場全体の配置図」と③「特定施設及び関連する主要機械又は主要装置の配置図」を添付する
法第6条に基づく使用届の場合のみ記入する。		別紙配置図のとおり
設 置 年 月 日	▲ 年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
その他参考となるべき事項	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。 防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	66-②	
特定施設号番号及び名称	66 電気めつき施設	
設 備	地上配管、排水溝、ためます	
構 造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	
配 置	別紙配置図のとおり	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
工事完成予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
使用開始予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	66-②		②「工場全体の配置図」を添付し、特定施設の設置場所を明示する。		
特定施設号番号及び名称	66 電気めっき施設				
設置場所	別紙配置図のとおり		別紙配置図のとおり		
操業の系統	別紙のとおり		④「原料から製品までの製造工程のフローシート」を添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。		
使用時間間隔	連続使用		④「原料から製品までの製造工程のフローシート」を添付し、工程における特定施設を他の施設と区分する。		
1日当たりの使用時間	8時間		特定施設を断続的に使用している場合は、その時間間隔を記入し、1日当たりの使用時間が日によって変動する場合は平均使用時間を記入する。季節的変動のある場合は、その旨を記入する。		
使用の季節的変動	なし				
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	別紙のとおり		特定施設を含む作業工程で実際に使用している全ての原材料等について記入する。欄内に記入できない場合には、⑤別紙に記入する。		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	3~10	2~13		
	BOD	100mg/L	300mg/L		
	COD	50	100		
	SS	90	120		
	T-N	60	200		
	T-P	8	20		
	CN	50	70		
	Cr ⁶⁺	40	60		
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	排水基準の定められている有害物質及び生活環境項目のうち、当該事業場で使用するなど関係するものについて記入する。		
	70	80	当該特定施設から排出される汚水又は廃液の量を記入する。		
その他参考となるべき事項	使用有害物質等： 電気銅、シアノ化カリウム、無水クロム酸、シアノ化ナトリウム		製造、使用又は処理している有害物質等を記入する。		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙3

法第6条に基づく使用届の
場合のみ記入する。

汚水等の処理の方法

工場で使用している番号等が
あれば、記入する。

工場又は事業場に おける施設番号	No. 1								
処理施設の 設置場所	別紙配置図のとおり				別紙配置図のとおり				
設置年月日	年 月 日				年 月 日				
工事着手予定年月日	平成 ○○年 ○○月 ○○日				年 月 日				
工事完成予定年月日	平成 ○○年 ○○月 ○○日				年 月 日				
使用開始予定年月日	平成 ○○年 ○○月 ○○日				年 月 日				
種類及び型式	総合汚水処理施設 ○○式				⑥「構造図」を添付する。				
構 造	コンクリート製 (別紙のとおり)				時間当たり又は1日当たりの処理能力を記入する。				
主要寸法	11m × 17m × 4m				⑦「汚水処理の系統図」を添付する。				
能 力	35m ³ /時				⑧「集水及び導水系統図」を添付する。				
処理の方式	酸化、還元、凝集沈殿				⑨「集水及び導水系統図」を添付する。				
処理の系統	別紙のとおり				集水及び導水系統を②「工場全体の配置図」等に明示する。				
集水及び導水の方法	200mm φ 塩ビ管にて汚水処理施設に導水する (別紙参照)。				⑩「排水基準の定められている有害物質及び生活環境項目のうち、当該事業場で使用するなど関係するものについて記入する。」				
使用時間間隔	連 続				汚水処理施設で使用する薬品等について、用途別にその種類と使用量を記入する。				
1日当たりの使用時間	8時間				欄内に記入できない場合には、⑤「別紙」に記入する。				
使用の季節変動	なし								
消耗資材の 1日当たりの 用途別使用量	別紙のとおり				⑪「排出先及び排出方法等を記入する。」				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	4~9	7~8	2~13	7~8				
	BOD	80	15	200	20				
	COD	40	10	80	20				
	SS	60	20	120	30				
	T-N	50	20	200	25				
	T-P	5	2	20	3				
	CN	50	0.1	70	0.5				
	Cr ⁶⁺	40	0.1	60	0.3				
Cu	30	0.5	50	1					
Zn	30	1	50	2					
量 (m ³ /日)	210	210	250	250	⑫「排出先及び排出方法等を記入する。」				
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥 (50m ³ /月、脱水後7m ³ /月) 業者委託				⑬「汚水の処理によって生じる残さを業者委託する場合は、処理業社名等を記入する。」				
排水の排出方法	処理水→No. 1 排水口→側溝→十ヶ川 →阿久比川				⑭「別紙1、2の特定施設と処理施設との関係等を記入する。」				
その他参考となるべき事項	汚泥処理:△△処理(株) (半田市△△町) に委託。 66-②→No. 1 処理施設→No. 1 排水口								

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙4

排水口名称等を記入する。

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号	No. 1		No. 2		
排出水の汚染状態	種類・項目	通 常	最 大	通 常	最 大
	pH	7~8	7~8	6~7	6~7
	BOD	15mg/L	20mg/L	10mg/L	15mg/L
	COD	10	20	9	14
	SS	20	30	20	30
	T-N	20	25	8	12
	T-P	2	3	0.8	1.2
	CN	0.1	0.5	0	0
	Cr ⁶⁺	0.1	0.3	0	0
	Cu	0.5	1	0	0
	Zn	1	2	0	0
排出水の量 (m ³ /日)	通 常	最 大	通 常	最 大	
	210	250	130	150	
その他参考となるべき事項	<p>66-②など工程水 → No. 1処理施設 → No. 1排水口 → 側溝</p> <p>し尿浄化槽排水 + 冷却水 → No. 2排水口 → 側溝</p> <p>雨水 → No. 3~No. 6排水口 → 側溝 → 十ヶ川</p> <p>↓</p> <p>阿久比川</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1、2の特定施設と別紙3の処理施設との関係を明示する。 排水口ごとに、公共用水域への排出先を記載する。 				

備考 排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

平成 24 年愛知県告示第 399 号に定める別表の「業種その他の区分」及び「番号」を記入する。
 「番号」は、「業種等及び規模一備考」（「61ア」、「108-ウ」、「206-備」、「223 ア-備」等）と記入し、別表備考欄の業種等に該当する場合、「その他参考となるべき事項」にその内容を記入する。

別紙5

当該工程の排水(汚水処理施設がある場合は処理後の排水)の COD を記入する。

$\text{汚染状態(最大)} \times \text{水量(最大)} \div 1000$

$\text{汚染状態(通常)} \times \text{水量(通常)} \div 1000$

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

当該工程の排水量を記入する。

指定項目の別

COD

特定 排出 水	業種その他の区 分(番号)	汚染状態 (mg/L)		水量 (m³/日)				汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大	Q_{c0}	Q_{ci}	Q_{cj}	通常	
① 電気めっき業(201)	10 20	36	43.5	16.5	—	27	0.36	0.87		
② 輸送用機械器具製造業(206)	10 20	74	86.5	63.5	—	23	0.74	1.73		
③ 輸送用機械器具製造業(206-備)	10 20	100	120	90	—	30	1	2.4		
④ し尿浄化槽(150人槽)(232ア)	30 40	30	40	—	40	—	0.9	1.6		
①②③…、a b c …は、別添「排出水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図」へ番号等を記載する。										
	合計			240	290	170	40	80	3	6.6
特定 排出 水 以外 の 排 出 水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水量 (m³/日)		汚濁負荷量 (kg/日)				
		通常	最大	通常	最大	通常	最大			
a 冷却水	a 冷却水	3	4	100	110	0.3	0.44			
	合計			100	110	0.3	0.44			
その のる 他べ 参き 考事 と項	③については、電気めっき工程であるため、業種その他の区分に備考を適用。									

備考 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。

3 窒素含有量について記載する場合には、「 Q_{c0} 」を「 Q_{n0} 」と、「 Q_{ci} 」を「 Q_{ni} 」と読み替え、 Q_{cj} の項には記載しないこと。

4 りん含有量について記載する場合には、「 Q_{c0} 」を「 Q_{p0} 」と、「 Q_{ci} 」を「 Q_{pi} 」と読み替え、 Q_{cj} の項には記載しないこと。

5 ※印の欄には記載しないこと。

平成 24 年愛知県告示第 400 号に定める別表の「業種その他の区分」及び「番号」を記入する。
 「番号」は、「項番号及び規模一備考」（「61ア」、「108-ウ」、「206ア-備」、「209ア-イ」等）と記入し、別表備考欄の業種等に該当する場合、「その他参考となるべき事項」にその内容を記入する。

別紙5

当該工程の排水(汚水処理施設がある場合は処理後の排水)の窒素含有量を記入する。

$$\text{汚染状態(最大)} \times \text{水量(最大)} \div 1000$$

$$\text{汚染状態(通常)} \times \text{水量(通常)} \div 1000$$

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

当該工程の排水量を記入する。

指定項目の別

窒素含有量

特定 排出 水	業種その他の区分 (番号)	汚染状態 (mg/L)		水量 (m ³ /日)				汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大	Q _{c0}	Q _{ci}	Q _{cj}	通常	
①	電気めっき業(201イ)	20	25	36	43.5	16.5	27	—	0.72	1.09
②	輸送用機械器具製造業(206イ)	20	25	74	86.5	63.5	23	—	1.48	2.16
③	輸送用機械器具製造業(206イ-備)	20	25	100	120	90	30	—	2	3
④	し尿浄化槽(150人槽)(232ア)	30	40	30	40	40	—	—	0.9	1.6
①②③…、a b c…は、別添「排出水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図」へ番号等を記載する。										
合 計				240	290	210	80	—	5.1	7.85
特定 排出 水 以外 の 排 出 水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)				
		通常	最大	通常	最大	通常	最大			
a	冷却水	1	2	100	110	0.1	0.22			
合 計				100	110	0.1	0.22			
そな のる 他 参 考 事 と 項	③については、窒素化合物による表面処理施設を設置する自動車付属品製造工程であるため、業種その他の区分に備考を適用。									

備考 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。

3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{c0}」を「Q_{n0}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj} の項には記載しないこと。

4 りん含有量について記載する場合には、「Q_{c0}」を「Q_{p0}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj} の項には記載しないこと。

5 ※印の欄には記載しないこと。

平成 24 年愛知県告示第 401 号に定める別表の「業種その他の区分」及び「番号」を記入する。

「番号」は、「業種等及び規模一備考」（「61ア」、「108-ウ」、「206ア-備」、「209ア-イ」等）と記入し、別表備考欄の業種等に該当する場合、「その他参考となるべき事項」にその内容を記入する。

別紙5

当該工程の排水(汚水処理施設がある場合は処理後の排水)のりん含有量を記入する。

$$\text{汚染状態(最大)} \times \text{水量(最大)} \div 1000$$

$$\text{汚染状態(通常)} \times \text{水量(通常)} \div 1000$$

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

当該工程の排水量を記入する。

指定項目の別

りん含有量

特定 排出 水	業種その他の区分 (番号)	汚染状態 (mg/L)		水量 (m ³ /日)				汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大	Q _{c0}	Q _{ci}	Q _{cj}	通常	
①	電気めっき業(201イ)	2	3	36	43.5	16.5	27	—	0.072	0.131
②	輸送用機械器具製造業(206イ)	2	3	74	86.5	63.5	23	—	0.148	0.26
③	輸送用機械器具製造業(206イ-備)	2	3	100	120	90	30	—	0.2	0.36
④	し尿浄化槽(150人槽)(232ア)	3	4	30	40	40	—	—	0.09	0.16
①②③…、a b c …は、別添「排出水の排水系統別の汚染状態及び量の系統図」へ番号等を記載する。										
合 計				240	290	210	80	—	0.51	0.911
特定 排出 水 以外 の 排 出 水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)				
		通常	最大	通常	最大	通常	最大			
a	冷却水	0.1	0.2	100	110	0.01	0.022			
合 計				100	110	0.01	0.022			
その の る 他 べ 参 考 事 項	③については、りん化合物による表面処理施設を設置する自動車付属品製造工程であるため、業種その他の区分に備考を適用。									

備考 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。

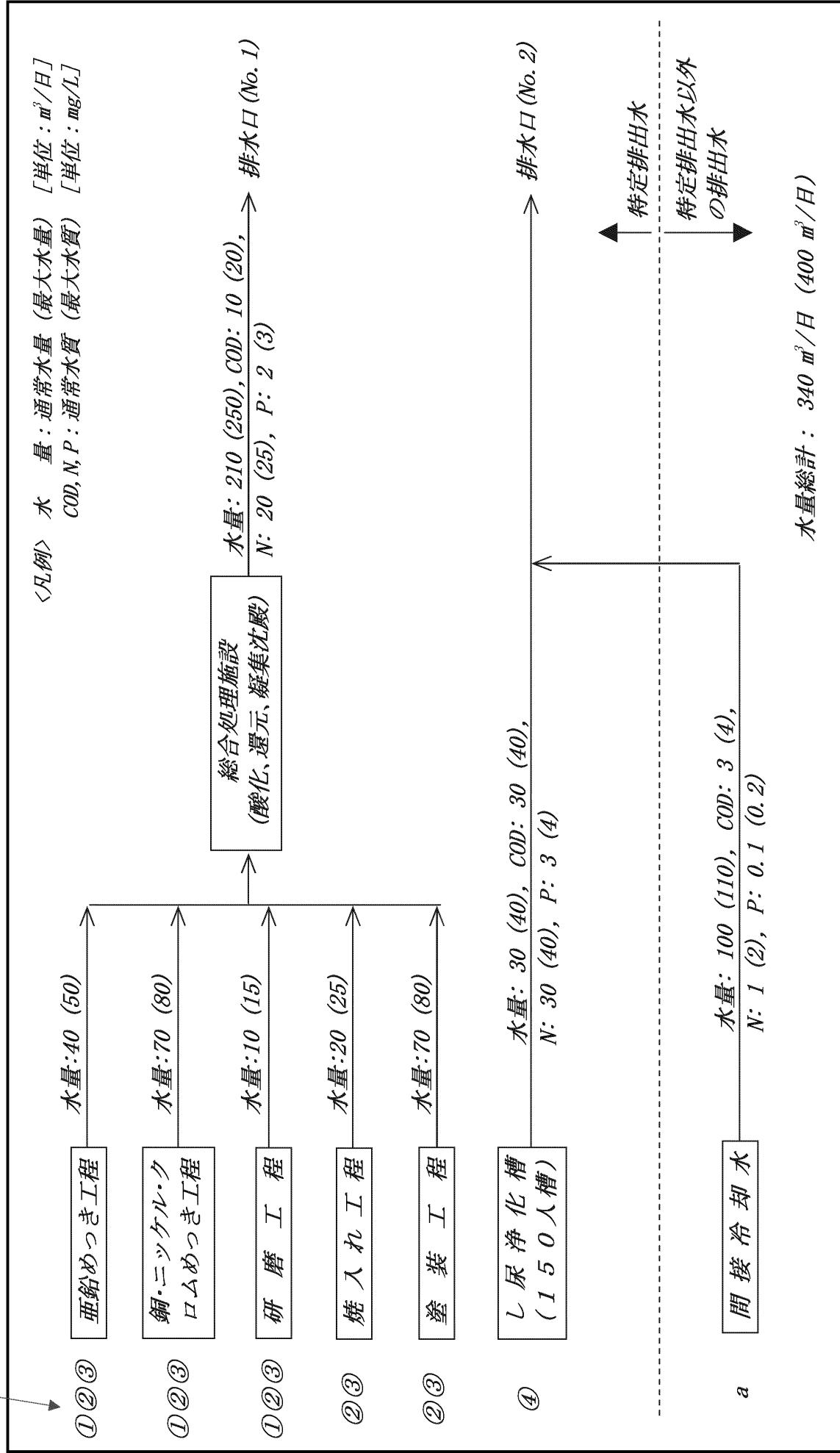
3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{c0}」を「Q_{n0}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj} の項には記載しないこと。

4 りん含有量について記載する場合には、「Q_{c0}」を「Q_{p0}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj} の項には記載しないこと。

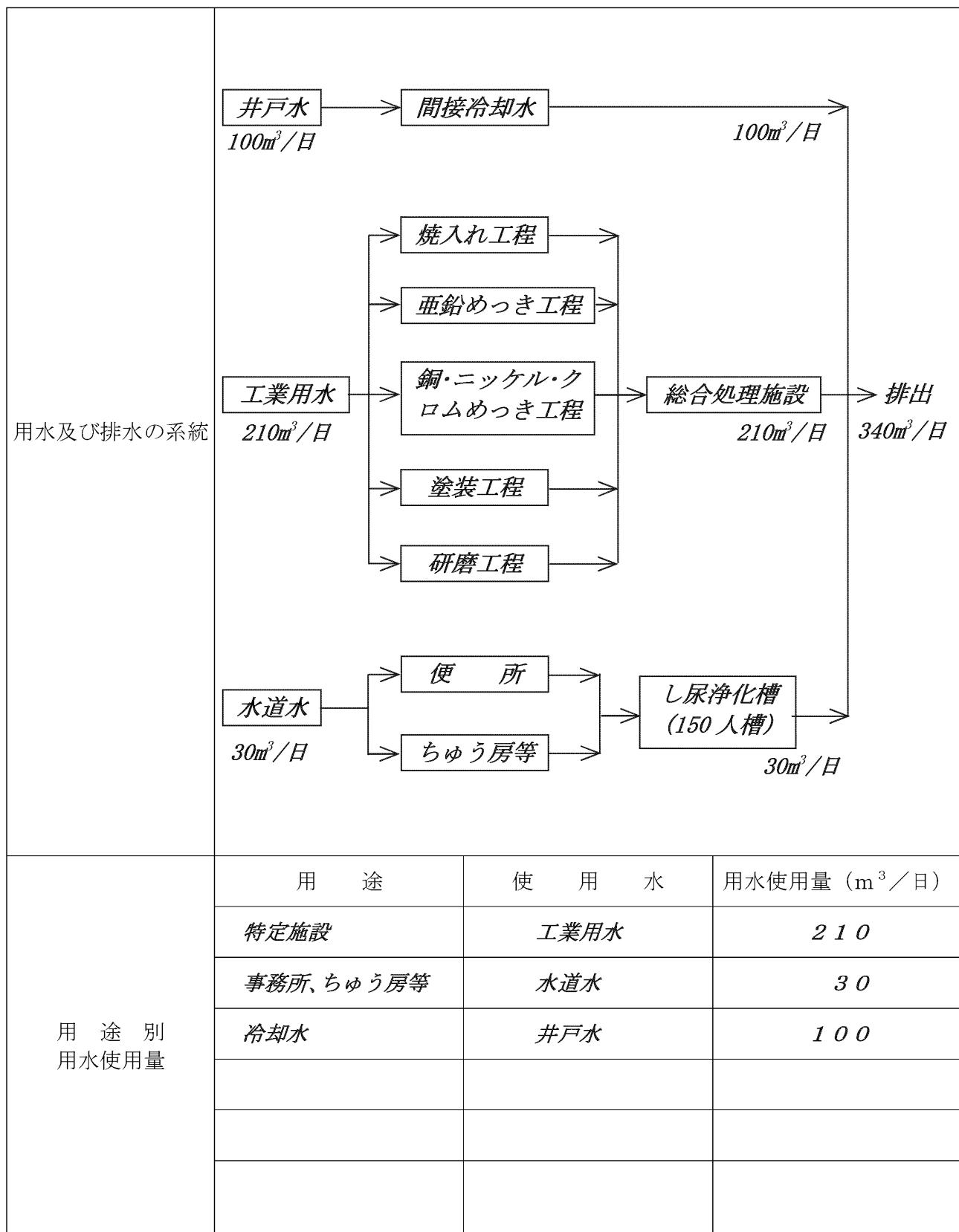
5 ※印の欄には記載しないこと。

①②③…、a b c …は、別紙5「排出水の排水系統別の汚染状態及び量」の番号等を記載する。

排水系等別の汚染状態及び量の系統図



用水及び排水の系統



様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

提出年月日を記入する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長殿

住所

名古屋市中区三の丸3丁目1-2

氏名

アイチ金属工業株式会社

届出者

印

法人にあって

代表取締役 愛知太郎

は代表者氏名

工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、代表者の委任状が必要。

~~水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定に~~

より、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

第 5 条 第 1 項 関 係	工場又は事業場の名称	アイチ金属工業株式会社 第一工場	※整理番号	
	工場又は事業場の所在地	豊田市〇〇町1-10	※受理年月日	年 月 日
	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第 5 条 第 2 項 関 係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1（第3条関係）（裏面）

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方 法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用さ れ、若しくは処理される有害物質 に係る用水及び排水の系統又は 施設において貯蔵される有害物 質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用するこ
と。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	A-1 化学工場のケース	C-1 めっき工場のケース
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	貯蔵タンク (○○ 社製 △△)	貯蔵タンク (○○ 社製 △△)
構 造	ステンレス製（構造図は資料〇のとおり）	ポリエチレン製（構造図は資料〇のとおり）
主 要 尺 法	直径1500mm×6000mm×2基	1000mm×1000mm×1500mm×1基
能 力	貯蔵量 各10000L	貯蔵量 1500L
配 置	化学工場の屋外に設置 (配置は、資料〇のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (配置は、資料〇のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を防止（貯留量〇m ³ ） ※防液堤等について、可能な場合に容量を記入	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2012年9月24日	2012年9月24日
工事完成予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
使用開始予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

「配置」の欄には、地下に設置されている場合には、その旨記載すること

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	A-1	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設 備	地上配管、バルブ、フランジ	なし
構 造	ステンレス製	
主 要 寸 法	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所	配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること
配 置	化学工場の屋外から化学工場の1階 (配置は、資料〇のとおり)	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2012年9月24日	2012年9月24日
工事完成予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
使用開始予定年月日	2012年10月1日	2012年10月1日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること

「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること

「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること

「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

別紙 14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1	C-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	化学工場の屋外から化学工場の1階 (資料〇のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (資料〇のとおり)
操業の系統	〇〇反応施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
使用時間間隔	1週間に1回	1日に1回
1日当たりの使用時間	1時間／回	5分／回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	ベンゼン(〇～〇%)	シアノを含む廃液(含有率〇～〇%)
その他参考となるべき事項		廃液は月〇回の頻度で、産廃として処理を委託している。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>(化学工場の例) 搬入：タンクローリーから供給 1週間に1回、1時間 搬出：配管をとおり、特定施設である〇〇施設に供給 連続供給、1日 1000L</p> <p>(鍍金工場の例) 搬入：シアノを含む廃液を1日1回、〇〇を用いて施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出</p> <p>※必要に応じ搬入及び搬出の系統がわかる図面を添付する</p>																					
用途別用水使用量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">用 途</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">使 用 水</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">用 水 使用 量 (m³/日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td><td style="text-align: center; height: 30px;"></td></tr> </tbody> </table>	用 途	使 用 水	用 水 使用 量 (m ³ /日)																		
用 途	使 用 水	用 水 使用 量 (m ³ /日)																				

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

工場・事業場の概要

工場・事業場 の名称	アイチ金属工業株式会社 第一工場	工場・事業場 の所在地	豊田市〇〇町1-10
創業年月日	昭和56年4月1日	資本金	8,000万円
従業員数	200人	公害関係担当者 氏名	愛知 次郎 電話〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇
主な生産品 (月産別)	自動車部品	日本標準産業分類 細分類番号	3013

〈工場付近の略図〉

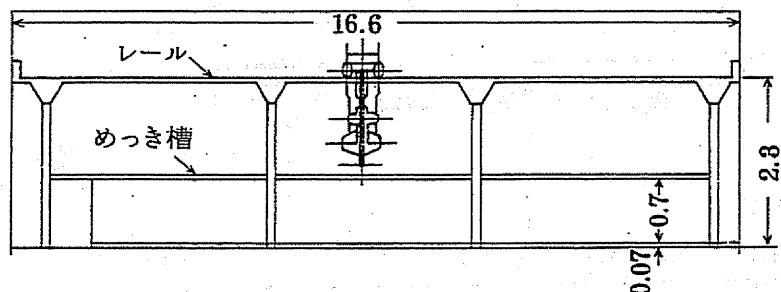
工場・事業場付近の略図を記載する。
最寄りの駅など目印となる建物等を記入すること。

① 特定施設の構造図

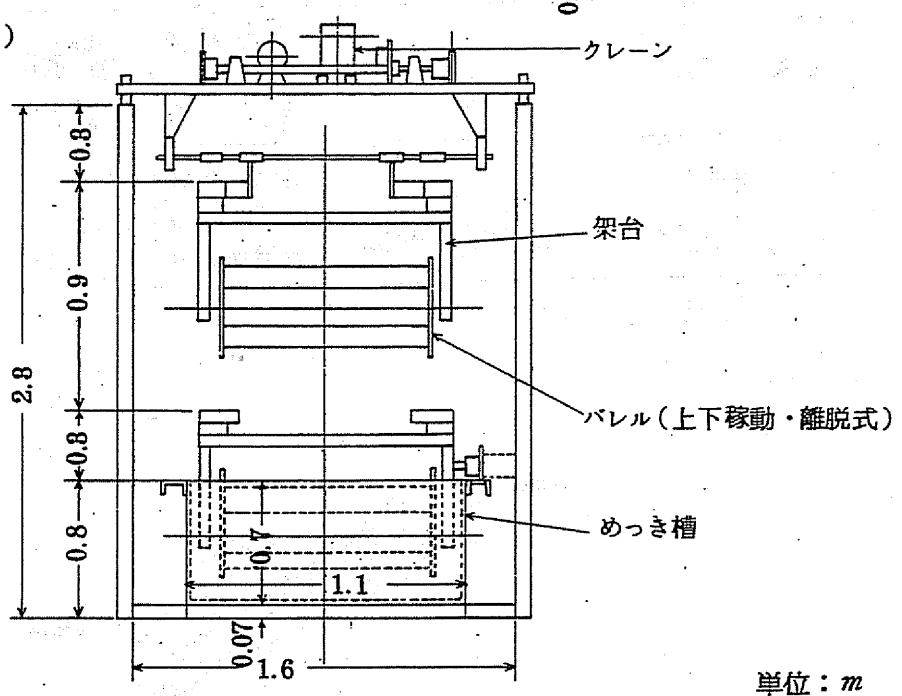
全自動銅・ニッケル・クロムめっきライン

各メッキ槽の構造

(側面図)

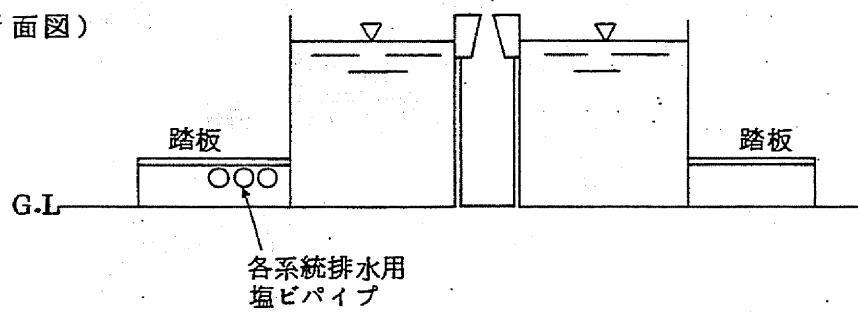


(正面図)

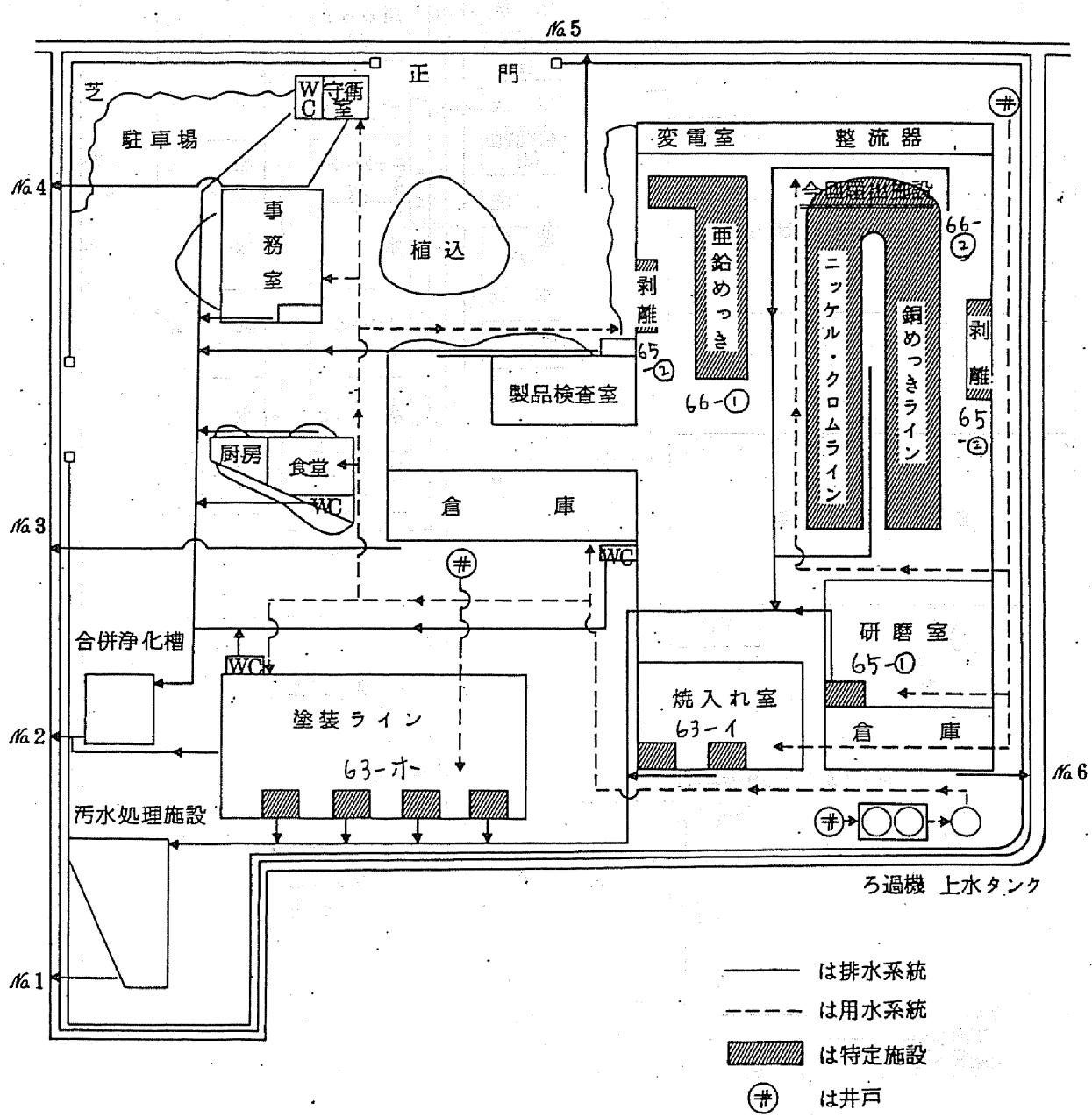


単位: m

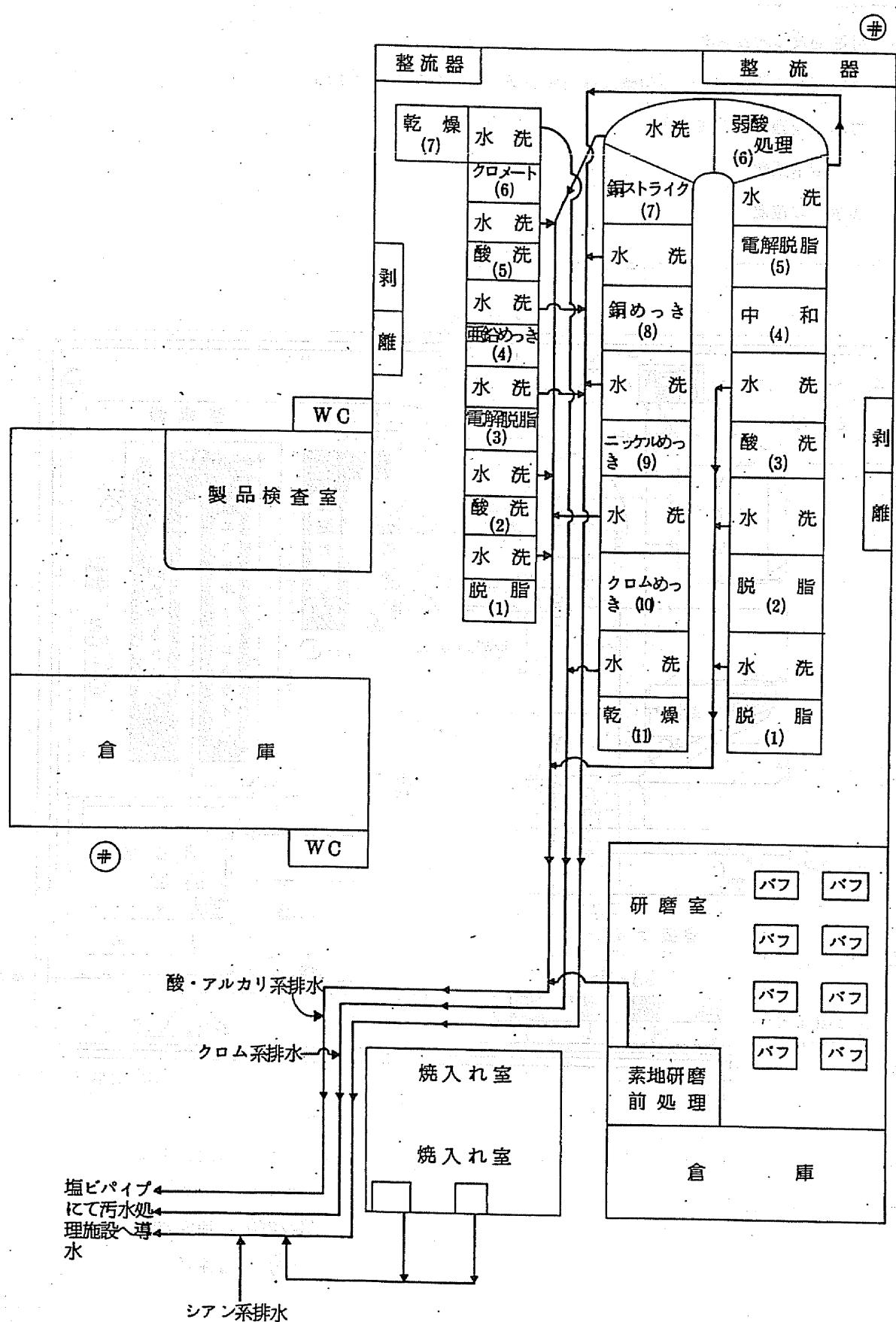
(断面図)



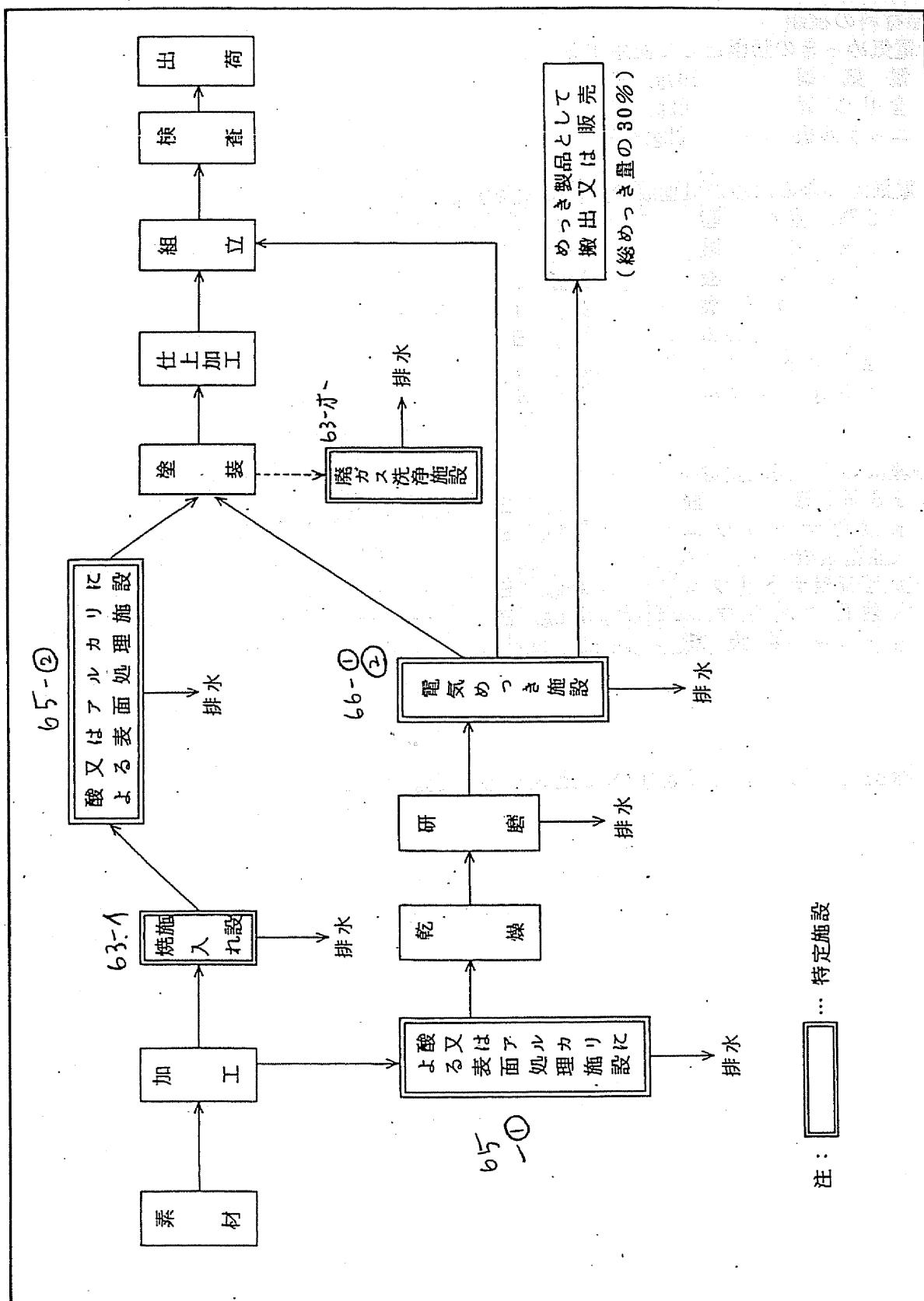
② 工場全体の配置図



③ 特定施設に関する主要機械又は主要装置の設置場所



④ 特定施設を含む総業の系統図（原料から製品までの製造工程フローシート）



注: [] ... 特定施設

⑤ 原材料の種類及び処理に要する消耗資材

1. 原材料の種類

(1) 電気めっきの陽極として使用するもの

電気銅	10kg/日
含リン銅	20kg/日
ニッケル板	10kg/日

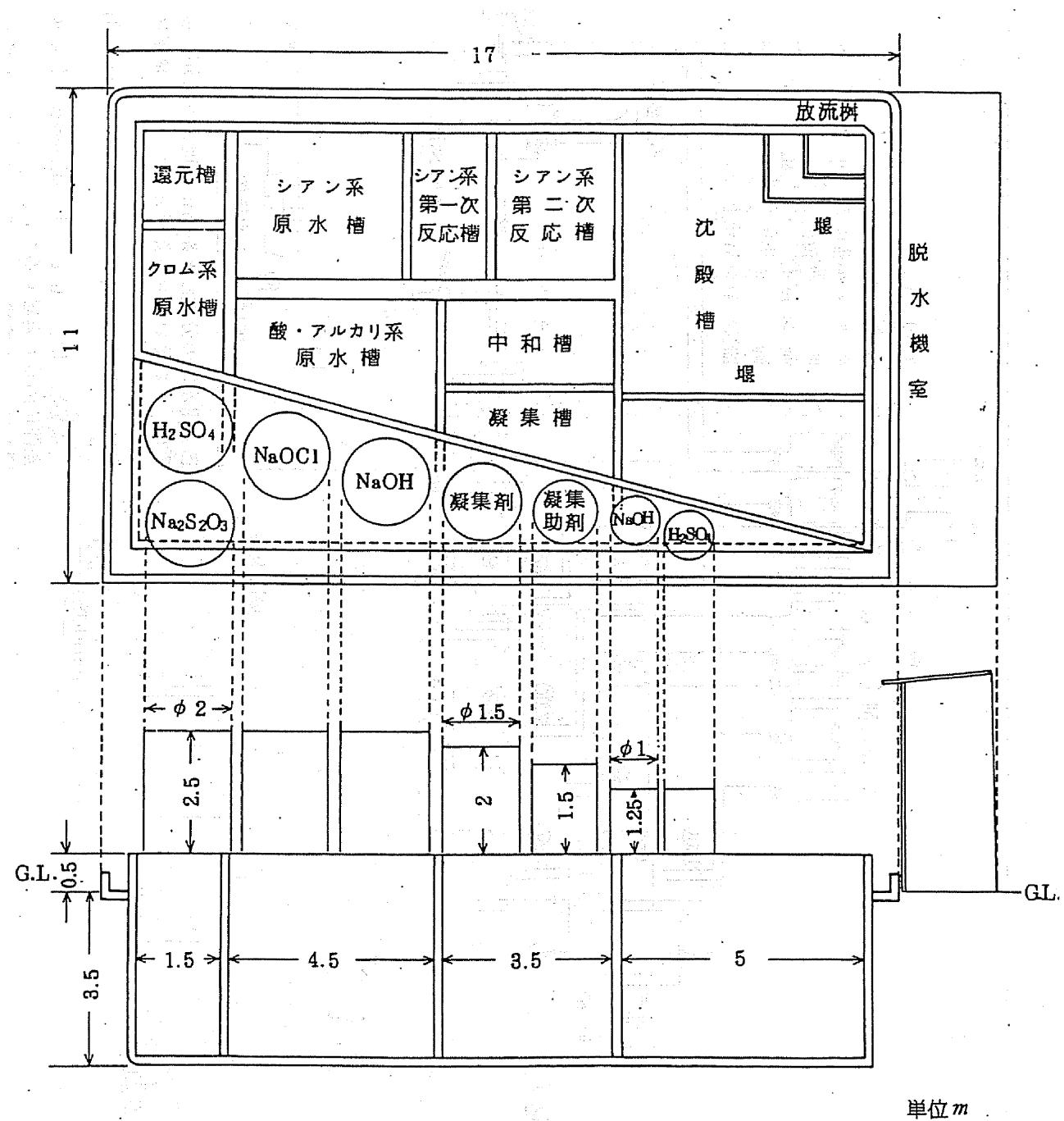
(2) 電気めっきのための処理液の作成に使用するもの

98% 硫酸	25kg/日
35% 塩酸	100kg/日
67.5% 硝酸	20kg/日
無水クロム酸	12kg/日
シアノ化ナトリウム	8kg/日
水酸化ナトリウム	40kg/日
シアノ化カリウム	1kg/日

2. 処理に要する消耗資材

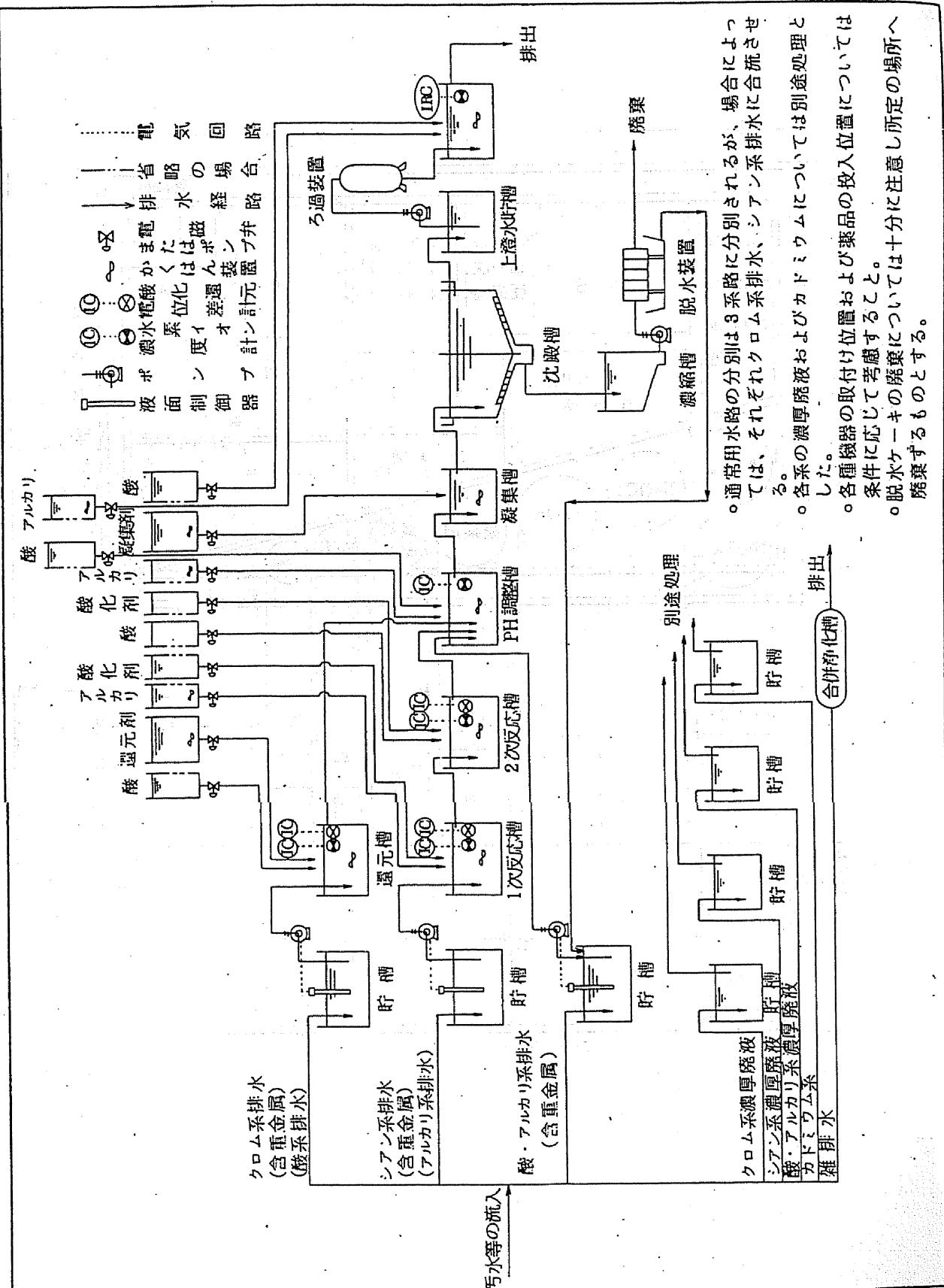
98% 硫酸	2kg/日
水酸化ナトリウム	15kg/日
次亜塩素酸ナトリウム	100kg/日
重亜硫酸ナトリウム	15kg/日
水酸化カリウム	15kg/日
高分子凝集剤	0.1kg/日

⑥ 污水処理施設の構造図（平面図及び立面図）



単位 m

(7) 污水処理の系統図



様式第5（第7条関係）

氏名等変更届出書

提出年月日を記入する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長殿

住所 名古屋市中区三の丸3丁目1-2

届出者 氏名 アイチ金属工業株式会社 印
法人にあって
は代表者氏名 代表取締役 愛知太郎

氏名（名称・住所・所在地）に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	愛知一郎	※ 整理番号	
	変更後	愛知太郎	※ 受理年月日	年月日
変更年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	※ 施設番号	
変更の理由		代表者交代	※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第6（第7条関係）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長殿

提出年月日を記入する。

届出者 住所 名古屋市中区三の丸3丁目1-2
氏名 アイチ金属工業株式会社 印
法人にあって
は代表者氏名 代表取締役 愛知太郎

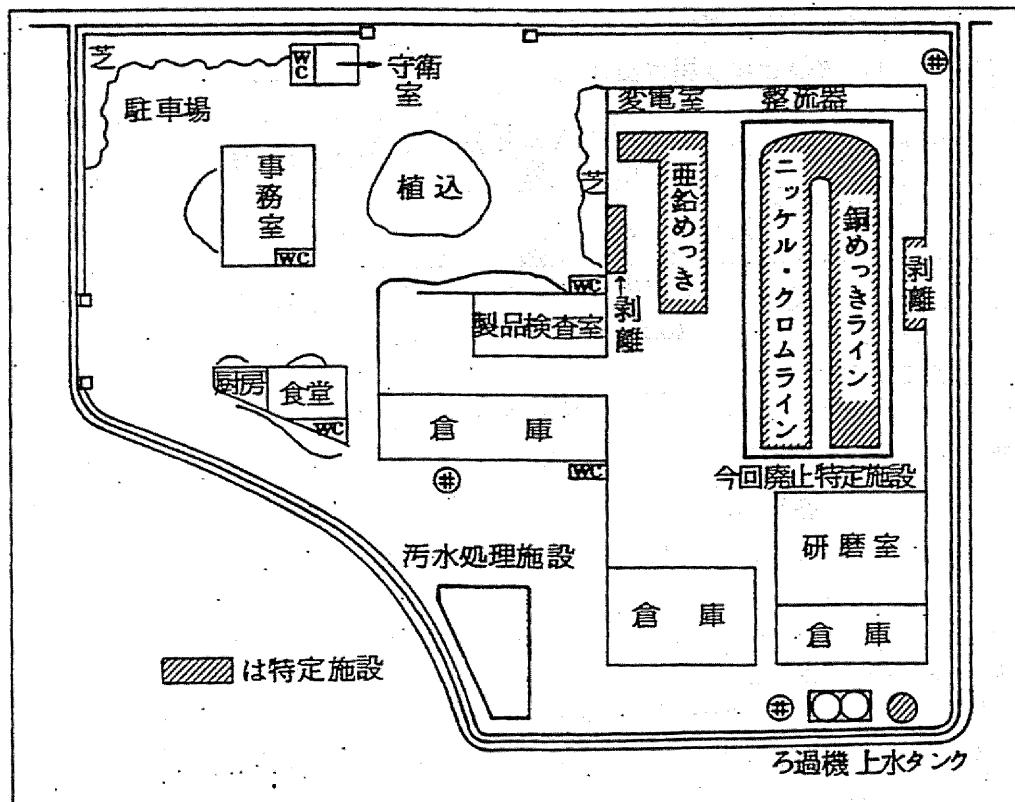
該当事項を○で囲む。

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	アイチ金属工業（株） 第2工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	豊田市〇〇町1-10	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設	※施設番号	水質汚濁防止施行令別表第1の号番号及び名称を記入する。
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別紙のとおり	※備考	工場全体の配置図に廃止した特定施設の設置場所を記入する。
使用廃止の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇		
使用廃止の理由	施設の更新		

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別紙 特定施設の設置場所



様式第7（第8条関係）

承継届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長殿

届出者 住所 名古屋市中区三の丸3丁目1-2
 氏名 アイチ金属工業株式会社 印
 法人にあって
 は代表者氏名 代表取締役 愛知太郎

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出書の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	アイチ金属工業(株) 第2工場		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	豊田市〇〇町1-10		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設		※ 施設番号	水質汚濁防止施行令別表第1の号番号及び名称を記入する。
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別紙のとおり。		※ 備考	工場全体の配置図に承継した特定施設の設置場所を記入する。
承継の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
被承継者	氏名又は名称	津島板金(株)		
	住所	〇〇市〇〇町4-50		
承継の原因	合併			

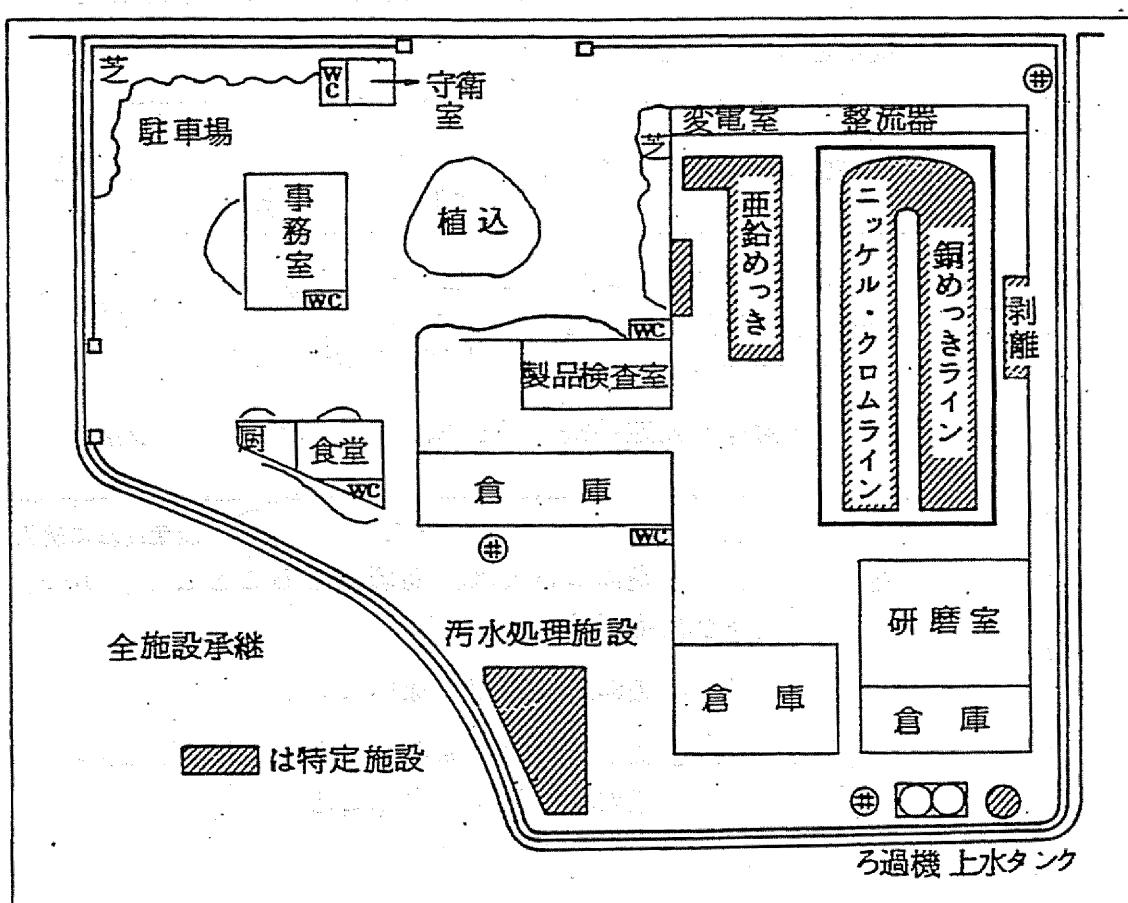
登記簿等、確認するものを持参すること。

被承継者(旧所有者等)の氏名又は名称及び住所を記入する。

工場全体の配置図に承継した特定施設の設置場所を記入する。

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別紙 特定施設の設置場所



様式第8（第9条関係）

水質測定記録表

別紙4に記載した項目について年1回以上の測定が必要となります。

排出水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名称	排水量 (m ³ /日)				pH	SS	COD	BOD	
2012.10.01 13時30分	最終放流口	350	自動運転	豊田	拳母	7.2	2	5	7	

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 2 排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

様式第9（第9条の2関係）

汚濁負荷量測定記録表

対象となる項目は、
COD、窒素含有量、
りん含有量の3項目

測定 年月日	測定者	計測				汚濁負荷量 (kg／日)	備考
		場所	時刻	汚染状態 (mg／l)	排水量 (m ³ ／日)		
2012.10.01	豊田	最終 放流口	14:30	5.0	100	0.5	

- 備考 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 3 汚濁負荷量の算定の基礎となった資料を合わせて保存すること。

様式第10（第9条の2関係）

汚濁負荷量測定手法届出書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">提出年月日を記入する。</div> 平成〇〇年〇〇月〇〇日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">工場長等の代表権を有しない者が届出者となる場合、代表者の委任状が必要。</div>	
豊田市長殿	
住所 名古屋市中区三の丸3丁目1-2	
届出者 氏名 アイチ化学工業株式会社 印 法人にあって 代表取締役 愛知太郎 は代表者氏名	

水質汚濁防止法第14条第3項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	アイチ化学工業株式会社 第一工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	豊田市〇〇町1-10	※受理年月日	年 月 日
△汚濁負荷量の測定手法	別紙のとおり。	※備考 所定の用紙に記入する。	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

測定場所ごとに記入する。

別紙

昭和 54 年環境庁告示第 20 号別記 1 の(1)～(4)の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

昭和 54 年環境庁告示第 20 号別記 2 の(1)～(3)の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

汚濁負荷量の測定手法

計測方法			COD		
		指定項目の別			
1 特定排出水の区分	汚染状態	特定排出水の量	その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項		
	A	1 (1)	2 (1) 別添 1-1		
	B	1 (1)	2 (1) 別添 1-2		
	C	1 (3)	2 (3) 別添 1-3		
	(D)	1 (3)	2 (1) 別添 1-4		
	(E)	1 (3)	2 (3) 別添 1-5		
特定排出水以外はカッコ書き			別図のとおり		
2 特定排出水の区分	特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法				
	A	負荷量演算器 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
	B	負荷量演算器 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
	C	手計算 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
差し引き方式の時		(D)-(E) 手計算 $L_D - L_E = L$			
3 参考事項	(D)-(E)について：配管が埋設してあり、便所からの排水を直接計測することが、不可能である。				
	差し引き方式により算定する場合は、困難である根拠を記入する。				

備考 汚濁負荷量の測定手法の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

測定場所ごとに記入する。

別紙

平成 13 年環境省告示第 77 号別記 1 の(1)～(4)の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

平成 13 年環境省告示第 77 号別記 2 の(1)～(3)の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

汚濁負荷量の測定手法

			計 測	方 法	指定項目の別 窒素含有量					
1	特定排出水の区分	汚染状態	特定排出水の量	その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項	計測場所					
	A	1 (1)	2 (1)	別添2-1						
	B	1 (1)	2 (1)	別添2-2	別添として所定の用紙に記入する。	別図のとおり				
	C	1 (3)	2 (3)	別添2-3		別図のとおり				
	(D)	1 (3)	2 (1)	別添2-4		別図のとおり				
	(E)	1 (3)	2 (3)	別添2-5	工場全体の配置図等を添付し、計測場所を明示する。	別図のとおり				
	特定排出水以外はカッコ書き					別図のとおり				
2	特定排出水の区分	特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法								
	A	負荷量演算器 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$								
	B	負荷量演算器 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$								
	C	手計算 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$								
	差し引き方式の時		手計算 $L_D - L_E = L$							
3	参考事項	(D)-(E)について：配管が埋設してあり、便所からの排水を直接計測することが、不可能である。								
		差し引き方式により算定する場合は、困難である根拠を記入する。								

備考 汚濁負荷量の測定手法の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

測定場所ごとに記入する。

別紙

平成 13 年環境省告示第 78 号別記 1 の(1)～(4)の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

平成 13 年環境省告示第 78 号別記 2 の(1)～(3)の計測法のうち該当するものを番号で記入する。

汚濁負荷量の測定手法

			計 測	方 法	指定項目の別 りん含有量
1	特定排出水の区分	汚染状態	特定排出水の量	その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項	計測場所
	A	1 (1)	2 (1)	別添3-1	別図のとおり
	B	1 (1)	2 (1)	別添3-2	別添として所定の用紙に記入する。
	C	1 (3)	2 (3)	別添3-3	別図のとおり
	(D)	1 (3)	2 (1)	別添3-4	工場全体の配置図等を添付し、計測場所を明示する。
	(E)	1 (3)	2 (3)	別添3-5	別図のとおり
	特定排出水以外はカッコ書き				
2	特定排出水の区分	特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法			
	A	負荷量演算器 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
	B	負荷量演算器 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
	C	手計算 $C \cdot Q \times 10^{-3} = L$			
	差し引き方式の時				
	(D)-(E)	手計算 $L_D - L_E = L$			
3	参考事項	(D)-(E)について：配管が埋設してあり、便所からの排水を直接計測することが、不可能である。			
		差し引き方式により算定する場合は、困難である根拠を記入する。			

備考 汚濁負荷量の測定手法の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。

別添 I-1

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

特定排出水の区分		A		・特定排出水		・特定排出水以外の排出水		・排出水		COD	
水質自動計測器等の種類（注2）		選定の根拠		計測回数		知事の定める適用要件		困難であるとする根拠		COD	
COD計 (OO(株)製OO型)	換算式（注3）	COD計が最も相関が高いため	毎日	換算式の根拠		試料数 n = 50	変動係数 CVx = 0.0346				
汚染状態の計測方法 工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	Y=0.98X+2.51	期間 13年△月△日～○月○日		CVy = 0.0541		相関係数 r = 0.81	標準偏差 $\sigma_x = 1.811$	合成ゴム排水で、活性汚泥処理したものであり、濃度変動はしない。			
13年 △月△△日 14年 ×月××日											
流量計等の種類（注2） バーキャラリューム式 (XX(株)製XX型)	開きよ、落差が小さい。	選定の根拠	毎日	換算式の根拠		試料数 n = 50	変動係数 CVx = 0.0346	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠		
量の計測方法 工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	※ 换算式（注3）	※ 换算式（注3）	毎日	CVy = 0.0541		相関係数 r = 0.81	標準偏差 $\sigma_y = 1.745$				
13年 △月△△日 14年 ×月××日											

排水変動パターンを記入する。

※ 用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

- 1 特定排出水の区分ごとに記入すること。
- 2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
- 3 換算式の算定の基礎となつたグラフ、データ等を添付すること。

別添2-1

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

特定排出水の区分		A		・特定排出水		・特定排出水以外の排出水		・排水	
水質自動計測器等の種類（注2）		選定の根拠		計測回数		知事の定める適用要件		困難であるとする根拠	
○○儀製 ○○型 (アルカリ性ペルオキソニ硫酸カリウム分解-紫外線吸光度法)		当社の特定排出水の計測に適合しているため。		毎日		――		――	
汚染状態の計測方法		自動計測器の性能基準（注3）		標準試料溶液		実試料		備考	
工事着手予定年月日 計測開始予定年月日		ゼロ校正液		計測回数： 5 回		計測回数： 10 回		計測回数： 10 回	
13年 △月△日△日		・各計測値とその平均値との差の、 最大目盛値に対する比率： -5 ~ 5 %		・計測値の平均値と標準試料溶液、 濃度との差の標準試料溶液濃度 に対する比率〔又は濃度差〕： 10 %		・計測値の平均値と指定計測法 による測定値の平均値との誤 差率（注4）〔又は濃度差〕： 10 %		・計測値の平均値と指定計測法 による測定値の平均値との誤 差率（注4）〔又は濃度差〕： 10 %	
14年 ×月×日×		[mgN/L]		[mgN/L]		[mgN/L]		[mgN/L]	
流量計等の種類（注2）		選定の根拠		計測回数		知事の定める適用要件		困難であるとする根拠	
量の計測方法		ペーチャルリューム式 (××(株)製××型)		開きよ、落差が小さい。		毎日		――	
工事着手予定年月日 計測開始予定年月日		※ 換算式（注3）		※ 換算式の根拠		備考		備考	
13年 △月△日△日		――		――		――		――	
14年 ×月×日×		――		――		――		――	

注 1 特定排出水の区分ごとに記入すること。

2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。

3 換算式の算定の基礎となつたグラフ、データ等を添付すること。

4 誤差率は、次式により求めること。
誤差率 (%) = $\frac{[\text{自動計測器の計算値の平均値}] - [\text{指定計測法の測定値の平均値}]}{[\text{指定計測法測定値の平均値}]} \times 100$

※ 用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

排水変動パターンを記入する。

別添3-1

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に応じた区分を記入する。

特定排出水の区分		A	特定排水	・特定排水以外の排出水	・排水	指定項目の別	りん含有量
水質自動計測器等の種類（注2） ○○機製 OO型 (ペルオキソ二硫酼カリウム分解 一モリブデン青吸光光度法)	当社の特定排水の計測に適合し ているため。	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠		
工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	ゼロ校正液	標準試料溶液	実試料				
13年 △月△△日 14年 ×月××日	・計測回数： 5 回 ・各計測値とその平均値との差の、 最大目盛値に対する比率： -5 ~ 5 %	・計測回数： 5 回 ・計測値の平均値と標準試料溶液濃度、 濃度との差の標準試料溶液濃度 に対する比率〔又は濃度差〕： 10 %	[mgP/L]	・計測回数： 10 回 ・計測値の平均値と指定計測法 による測定値の平均値との誤 差率（注4）〔又は濃度差〕： 10 %	[mgP/L]		
流量計等の種類（注2） バーチャルリューム式 (××(株)製××型)	選定の根拠 開きよ、落差が小さい。	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠			
工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	※ 換算式（注3）	※ 換算式の根拠	備考				
13年 △月△△日 14年 ×月××日							

注 1 特定排水の区分ごとに記入すること。
2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
3 換算式の算定の基礎となつたグラフ、データ等を添付すること。
4 誤差率は、次式により求めること。

$$\text{誤差率 (\%)} = \frac{\text{「自動計測器の計算値の平均値」} - \text{「指定計測法の測定値の平均値」}}{\text{「指定計測法測定値の平均値」}} \times 100$$

※ 用水の量を計測することにより、特定排水の量又は特定排水以外の
排出水の量を計測する場合のみ記入。
排水変動パターンを記入する。

別添 1-3

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

特定排水の区分
→ C
特定排水

水質自動計測器等の種類（注2）
↓
指定計測法
(JIS法)

工事着手予定年月日
計測開始予定年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
平成〇〇年〇〇月〇〇日

流量計等の種類（注2）
↓
せき
(JISK0102の3-2)

工事着手予定年月日
計測開始予定年月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
年 月 日

選定の根拠
↓
換算式（注3）
1回／90日

日平均排水量が 400m³/日以上の事業場で昭和 54 年環境庁告示第 20 号別記 1(1)以外の計測法により計測する場合、同告示別記 1(1)の計測法によることが技術的に適当でない等の根拠を記入する。

指定項目の別
↓
COD

測定の対象に○をつける。

特定排水以外の排出水
・排出水

知事の定める適用要件
↓
困難であるとする根拠

小規模な浄化槽排水のため
(排水量 20m³/日)

換算式の根拠
↓
困難であるとする根拠

昭和 54 年環境庁告示第 20 号のただし書きの要件を適用する場合、昭和 55 年県告示第 623 号の別表中該当する番号を記入する。

小規模な生活排水
(間欠排水)。

換算式の根拠
↓
困難であるとする根拠

昭和 54 年環境庁告示第 20 号のただし書きの要件を適用する場合、昭和 55 年県告示第 623 号の別表中該当する番号を記入する。

小規模な生活排水のため
(排水量 20m³/日)

換算式の根拠
↓
困難であるとする根拠

水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2 第 1 項第 2 号のただし書きの要件を適用する場合、昭和 55 年県告示第 624 号の別表中該当する番号を記入する。

小規模な生活排水のため
(排水量 20m³/日)

換算式の根拠
↓
困難であるとする根拠

水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2 第 1 項第 2 号のただし書きの要件を適用する場合、昭和 55 年県告示第 624 号の別表中該当する番号を記入する。

小規模な生活排水のため
(排水量 20m³/日)

換算式の根拠
↓
困難であるとする根拠

水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2 第 1 項第 2 号のただし書きの要件を適用する場合、昭和 55 年県告示第 624 号の別表中該当する番号を記入する。

小規模な生活排水のため
(排水量 20m³/日)

換算式の根拠
↓
困難であるとする根拠

水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2 第 1 項第 2 号のたashi書きの要件を適用する場合、昭和 55 年県告示第 624 号の別表中該当する番号を記入する。

水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2 第 1 項第 2 号のたashi書きの要件を適用する場合、昭和 55 年県告示第 624 号の別表中該当する番号を記入する。

※ 1 特定排水の区分ごとに記入すること。
※ 2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
※ 3 換算式の算定の基礎となつたグラフ、データ等を添付すること。

※ 1 用水の量を計測することにより、特定排水の量又は特定排水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

※ 1 特定排水の区分ごとに記入すること。
※ 2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
※ 3 換算式の算定の基礎となつたグラフ、データ等を添付すること。

※ 1 用水の量を計測することにより、特定排水の量又は特定排水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

別添 2-3

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

測定の対象に○をつける。

特定排出水の区分		C		・特定排出水		・特定排出水以外の排出水		・排水		指定項目の別		塗素含有量
水質自動計測器等の種類（注2）		選定の根拠		計測回数		知事の定める適用要件		困難であるとする根拠				
指定計測法 (JIS法)		——		1回／90日		県告示 別表(その1)－3		小規模な浄化槽排水のため (排水量 20m ³ /日)				
工事着手予定年月日 計測開始予定年月日	ゼロ校正液	標準試料溶液		実試料		回	回	平成13年環境省告示第77号のただし書きの 要件を適用する場合、平成14年県告示第546 号の別表中該当する番号を記入する。				
汚染状態の計測方法	・計測回数： 各計測値とその平均値との差の、 最大と最小に対する比率： ～	回	・計測回数： 計測値の平均値と標準試料溶液、 濃度との差の標準試料溶液濃度 に対する比率〔又は濃度差〕： %	回	・計測回数： 計測値の平均値と指定計測法 による測定値の平均値との誤 差率〔注4〕〔又は濃度差〕： %	mgN/L	[小規模な生活排水 (間欠排水)。	水質汚濁防止法施行規則第9条の2 第1項第2号 のただし書きの要件を適用する場合、昭和55年県 告示第624号の別表中該当する番号を記入する。			
流量計等の種類（注2） (JISK0102の3-2)	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠								
量の計測方法	せき 工事着手予定年月日 計測開始予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	※ 換算式（注3）	1回／90日	県告示 別表(その2)－3	小規模な浄化槽排水のため (排水量 20m ³ /日)	mgN/L	回	小規模な生活排水 (間欠排水)。	水質汚濁防止法施行規則第9条の2 第1項第2号 のただし書きの要件を適用する場合、昭和55年県 告示第624号の別表中該当する番号を記入する。			
	年 月 日	——	——	※ 換算式の根拠	困難であるとする根拠	mgN/L	回	小規模な生活排水 (間欠排水)。	水質汚濁防止法施行規則第9条の2 第1項第2号 のただし書きの要件を適用する場合、昭和55年県 告示第624号の別表中該当する番号を記入する。			
	12H	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——

注 1 特定排出水の区分ごとに記入すること。

2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。

3 換算式の算定の基礎となつたグラフ、データ等を添付すること。

4 誤差率は、次式により求めること。

$$\text{誤差率} (\%) = \frac{\text{「自動計測器の計算値の平均値」} - \text{「指定計測法の測定値の平均値」}}{\text{「指定計測法測定値の平均値」}} \times 100$$

※ 用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排水の量を計測する場合のみ記入。

排水の量を計測する場合の記入。
排水変動パターンを記入する。

別添 3-3

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に對応した区分を記入する。

特定排出水の区分	C	特定排水	・特定排水以外の排出水	・特定排水
水質自動計測器等の種類（注2）		選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件

工事着手予定期月日 計測開始予定期月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	ゼロ校正液	標準試料溶液	実試料	・計測回数： 回	・計測値の平均値と標準試料溶液、濃度との差の標準試料溶液濃度に対する比率〔又は濃度差〕： %	・計測値の平均値と指定計測法による測定値の平均値との誤差率（注4）〔又は濃度差〕： %	・水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号のただし書きの要件を適用する場合、昭和55年県告示第624号の別表中該当する番号を記入する。 mgP/L
流量計等の種類（注2）	せき (JISK0102の3-2)	選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	・計測回数： 回	・計測値の平均値と標準試料溶液、濃度との差の標準試料溶液濃度に対する比率〔又は濃度差〕： %	・計測値の平均値と指定計測法による測定値の平均値との誤差率（注4）〔又は濃度差〕： %	・水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号のただし書きの要件を適用する場合、昭和55年県告示第624号の別表中該当する番号を記入する。 mgP/L
量の計測方法	工事着手予定期月日 計測開始予定期月日	※ 換算式（注3）	※ 換算式（注3）	※ 換算式の根拠	・計測回数： 回	・計測値の平均値と標準試料溶液、濃度との差の標準試料溶液濃度に対する比率〔又は濃度差〕： %	・計測値の平均値と指定計測法による測定値の平均値との誤差率（注4）〔又は濃度差〕： %	・水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号のただし書きの要件を適用する場合、昭和55年県告示第624号の別表中該当する番号を記入する。 mgP/L
	年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日				1回／90日	別表(その1)-3	別表(その2)-3	12H

- 注 1 特定排水の区分ごとに記入すること。
 2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
 3 換算式の算定の基礎となつたグラフ、データ等を添付すること。
 4 誤差率は、次式により求めること。
- 誤差率 (%) = $\frac{[\text{自動計測器の計算値の平均値}] - [\text{指定計測法の測定値の平均値}]}{[\text{指定計測法測定値の平均値}]} \times 100$

日平均排水量が 400m³/日以上の事業場で平成13年環境省告示第78号別記1(1)以外の計測法により計測する場合、同告示別記1(1)の計測法によることが技術的に適当でない等の根拠を記入する。

指定項目の別
りん含有量

測定の対象に○をつける。

・特定排水以外の排出水
・特定排水

選定の根拠

計測回数

知事の定める適用要件

困難であるとする根拠

小規模な浄化槽排水のため
(排水量 20m³/日)

備考

平成13年環境省告示第78号のただし書きの要件を適用する場合、平成14年県告示第547号の別表中該当する番号を記入する。

小規模な生活排水
(間欠排水)。

備考

平成13年環境省告示第78号のただし書きの要件を適用する場合、平成14年県告示第547号の別表中該当する番号を記入する。

小規模な浄化槽排水のため
(排水量 20m³/日)

備考

平成13年環境省告示第78号のただし書きの要件を適用する場合、昭和55年県告示第624号の別表中該当する番号を記入する。

小規模な生活排水
(間欠排水)。

備考

平成13年環境省告示第78号のただし書きの要件を適用する場合、昭和55年県告示第624号の別表中該当する番号を記入する。

小規模な浄化槽排水のため
(排水量 20m³/日)

備考

平成13年環境省告示第78号のただし書きの要件を適用する場合、昭和55年県告示第624号の別表中該当する番号を記入する。

小規模な生活排水
(間欠排水)。

備考

平成13年環境省告示第78号のただし書きの要件を適用する場合、昭和55年県告示第624号の別表中該当する番号を記入する。

小規模な生活排水
(間欠排水)。

備考

別添 1-4

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

特定排出水の区分		D	・特定排出水	・特定排出水以外の排出水	・排水	COD
水質自動計測器等の種類（注2）		選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠	
<i>COD計 (○○(株)製○○型)</i>		<i>COD計が最も相関が高いため</i>	<i>毎日</i>			
汚染状態の計測方法		換算式（注3）	換算式の根拠	換算式の根拠	換算式の根拠	備考
工事着手予定年月日 計測開始予定年月日						
13年△月△日△日		$Y = 1.87X + 2.51$	試料数 n = 50	変動係数 CVx = 0.0419		
14年×月××日			期間 13年△月△日～○月○日	CVy = 0.0499		
量の計測方法			相関係数 r = 0.82	標準偏差 $\sigma_x = 0.0031$		
				$\sigma_y = 0.3385$		
別紙の測定場所に対応した区分を記入する。		選定の根拠	計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠	
<i>電磁式流量計 (○○(株)製○○型)</i>		<i>暗きよ、溝水型</i>	<i>毎日</i>			
工事着手予定年月日 計測開始予定年月日		* 换算式（注3）	* 换算式の根拠			
13年△月△日△日						
14年×月××日						

注 1 特定排出水の区分ごとに記入すること。

2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。

3 換算式の算定の基礎となつたグラフ、データ等を添付すること。

※ 用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

排水変動パターンを記入する。

別添 2-4

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

特定排出水の区分		D	・特定排出水	・特定排出水以外の排出水	排出水	指定項目の別	窒素含有量
水質自動計測器等の種類（注 2）	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件		困難であるとする根拠	
○○衡製 ○○型 (アルカリ性ペルオキソ二硫化物) リウム分解一紫外線吸光度法	当社の特定排出水の計測に適合しているため。		毎日				
工事着手予定期年月日 計測開始予定期年月日	自動計測器の性能基準（注 3）					備考	
平成○○年○○月○○日 平成○○年○○月○○日	ゼロ校正液	標準試料溶液		実試料			
平成○○年○○月○○日 平成○○年○○月○○日	・計測回数： 5 回 各計測値とその平均値との差の、 最大目盛値に対する比率： -5 ~ 5 %	・計測回数： 5 回 計測値の平均値と標準試料溶液、 濃度との差の標準試料溶液濃度 に対する比率〔又は濃度差〕： 10 %	・計測回数： 10 回 計測値の平均値と指定計測法 による測定値の平均値との誤 差率（注 4）〔又は濃度差〕： 10 %	[mgN/L]	[mgN/L]		
流量計等の種類（注 2）	選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件		困難であるとする根拠	
電磁式流量計 (○○(株)製○○型)	暗きよ、湍水型	毎日					
工事着手予定期年月日 計測開始予定期年月日	※ 換算式（注 3）		※ 換算式の根拠			備考	
13 年 △月 △日 14 年 ×月 ×日							

注 1 特定排出水の区分ごとに記入すること。
 2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
 3 換算式の算定の基礎となつたグラフ、データ等を添付すること。
 4 誤差率は、次式により求めること。
 誤差率 (%) = $\frac{[自動計測器の計算値の平均値] - [指定計測法の測定値の平均値]}{[指定計測法測定値の平均値]} \times 100$

※ 用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。
 排出水の量を計測する場合のみ記入。
 排水変動パーションを記入する。

平成 13 年環境省告示第 77 号（差し引き方式）
 の場合は、特定排出水以外の排出水又は、
 排出水に○をつける。

別添 3-4

その他の汚濁負荷量の測定の必要な事項

別紙の測定場所に対応した区分を記入する。

特定排出水の区分		► D	・特定排出水	・特定排出水以外の排出水	排出水	指定項目の別	りん含有量
水質自動計測器等の種類（注2）		選定の根拠		計測回数		知事の定める適用要件	
○○㈱製 ○○型 (ペルオキソ二硫化カリウム分解 一モリブデン青吸光度法)		当社の特定排出水の計測に適合し ているため。		毎 日		困難であるとする根拠	
工事着手予定年月日 計測開始予定年月日		自動計測器の性能基準（注3）		標準試料溶液		備考	
平成○○年○○月○○日 平成○○年○○月○○日		・計測回数： 5 回	・計測回数： 5 回	・計測回数： 10 回	・計測回数： 10 回	困難であるとする根拠	
・各測定値とその平均値との差の、 最大目盛値に対する比率：		・計測値の平均値と標準試料溶液、 濃度との差の標準試料溶液濃度 に対する比率〔又は濃度差〕：		・計測値の平均値と指定計測法 による測定値の平均値との誤 差率（注4）〔又は濃度差〕：		困難であるとする根拠	
-5 ~ 5 %		10 %		10 %		困難であるとする根拠	
mgP/L		[mgP/L]		[mgP/L]		困難であるとする根拠	
流量計等の種類（注2）		選定の根拠		計測回数	知事の定める適用要件	困難であるとする根拠	
電磁式流量計 (○○㈱製○○型)		暗きよ、満水型		毎 日		困難であるとする根拠	
量の計測方法		換算式（注3）		※ 换算式の根拠	備考	困難であるとする根拠	
工事着手予定年月日 計測開始予定年月日		13年△月△△日 14年×月××日		12H		困難であるとする根拠	

- 注 1 特定排出水の区分ごとに記入すること。
 2 形状図、仕様書（又はカタログ）等を添付すること。
 3 換算式の算定の基礎となつたグラフ、データ等を添付すること。
 4 誤差率は、次式により求めること。

$$\text{誤差率} (\%) = \frac{[\text{自動計測器の計算値の平均値}] - [\text{指定計測法測定値の平均値}]}{[\text{指定計測法測定値の平均値}]} \times 100$$

※ 用水の量を計測することにより、特定排出水の量又は特定排出水以外の排出水の量を計測する場合のみ記入。

排水変動パターンを記入する。

別添

汚濁負荷量及び特定排出水等の量の補そく率

測定方式等につ
いて記入する。

計測場所	特定排出水等のCOD (mg/L)	特定排出水等の量 (m ³ /日)	特定排出水等の汚濁負荷量 (kg/日)												備考	COD	
			補そく率(%)			補そく率(%)			補そく率(%)			補そく率(%)					
A	5 0.		1 0 0.	6 6.	2	6 6.	2	6 6.	2	5 0	.0	0 0	6 8.	1	COD計 八ヶ岳湖式		
B	4 0.		4 0 0.	2 6.	5					1 6	.0	0 2	1. 8		COD計 八ヶ岳湖式		
C	7 0.		2 0.		1. 3						1 .4	0	1. 9		指定計測法 せき式		
(D)	7 0.			9 0.		6. 0					6 .3	0			COD計 電磁式流量計		
(E)	3 0.				8.						0 .2	4			指定計測法 せき式		
											6 .0	6	8. 2		(D)-(E)の差し引き方による算定		
合計			1 5 1 0.	1 0 0 .0						7 3 .4	6	1 0 0 .0					

(D)の内数となるため、合計に加えない。

別添

汚濁負荷量及び特定排出水等の量の補そく率

測定方式等につ
いて記入する。

計測場所	特定排出水等の窒素含有量 (mg/L)	特定排出水等の量 (m ³ /日)						特定排出水等の汚濁負荷量 (kg/日)	補そく率(%)	指定項目の別	窒素含有量
		補そく率(%)									
A	2 0.	1	0	0	0.	6	6.	2	0	0	1. 9
B	2 0.	4	0	0.	2	6.	5		8 .0	0	2 4. 7
C	4 0.	2	0.		1.	3			0 .8	0	2. 5
(D)	4 0.	9	0.		6.	0			3 .6	0	電磁式流量計
(E)	1 0.				8.				0 .0	8	指定計測法 せき式
									3 .5	2 1 0.	(D)-(E)の差し引き方による算定
合計		1	5	1	0.			1 0 0 .0	3 2 .3	2 1 0 0 .0	

(D)の内数となるため、合計に加えない。

別添

汚濁負荷量及び特定排出水等の量の補そく率

測定方式等につ
いて記入する。

計測場所	特定排出水等のりん含有量 (mg/L)	特定排出水等の量 (m ³ /日)						特定排出水等の汚濁負荷量 (kg/日)	補そく率(%)	指定項目の別	りん含有量
		補そく率(%)									
A	0.90	100	0	0	0	0	0	6.6.2	0.90	6.6.4	全りん計 ハーフルフローメ式
B	0.50	100	0	0	2	6.5			0.20	1.4.7	全りん計 ハーフルフローメ式
C	4.00	100	2	0.	1	.3			0.080	5.9	指定計測法 せき式
(D)	2.00	100	9	0.	6	.0			0.18		電磁式流量計
(E)	0.50	100			8.				0.004		指定計測法 せき式
									0.17613.0		(D)-(E)の差し引き方による算定
合計			1	5	1	0.	100.0		1.356100.0		

(D)の内数となるため、合計に加えない。

【届出書の提出先】

豊田市において、水質汚濁防止法に基づく届出を行う場合は、豊田市役所環境保全課に届出書を提出（持参）してください。

なお届出様式は、ホームページに掲載しております（環境保全課にもあります。）。

その他、ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

<連絡先>

〒471-8501

豊田市西町3-60

豊田市役所 環境部 環境保全課（環境センター2階）

電話番号：0565-34-6628（直通）

FAX番号：0565-32-6684（直通）

ホームページアドレス：<http://www.city.toyota.aichi.jp/>

「水質汚濁防止法のあらまし」

平成30年2月

発行 豊田市役所 環境部 環境保全課

〒471-8501
豊田市西町3丁目60番地

豊田市